

津曲藏之丞の戦前・戦時期における理論軌跡

——石崎政一郎との比較を通じて考える——

石 井 保 雄

「……父さん、ついこのあいだおこったことを忘れちゃだめだ、忘れたふりをしちゃなおいけない。過去の失敗を記憶していない人間の未来は暗いよ。なぜって同じ失敗をまた繰り返すにきまつているからね。神社は花だ。道はたの名もない小さな花……。」

井上ひさし「闇に咲く花——愛敬稻荷神社物語」(一九八八)

- 一 はじめに——本稿の問題関心——
- 二 文献考証的観点からみた津曲藏之丞の軌跡
 - 1 津曲藏之丞の紀要退官記念号にみる経歴と学問業績
 - 2 津曲の経歴と戦前・戦時期における業績の再構成
- 三 津曲『労働法原理』(一九三三)と『日本統制経済法』(一九四二)の公刊
 - 1 『労働法原理』(一九三三)への道程とその到達点
 - 2 『労働法原理』の構成と概要
 - 3 『労働法原理』(一九三三)から『日本統制経済法』(一九四二)への転進

四 戦時下の東北帝国大学と石崎政一郎

1 東北帝国大学法文学部と「社会法」講座

2 石崎政一郎の学問業績と戦時下の東北帝国大法文学部

五 敗戦前後の時期における津曲と石崎の対応

1 津曲『勤労法における指導理念』の提唱

2 敗戦直後における津曲と石崎の対応

六 津曲の戦時期の言動についての弁明——戦後への再出発——

一 はじめに——本稿の問題関心——

わが国の労働法学は大正年代、末弘巖太郎（一八八八～一九五二）および孫田秀春（一八八六～一九七六）がそれぞれ一九二〇（大正九）年に東京帝国大学法学部で「労働法制」との講座名で、また東京商科大学（現在の一橋大学）で一九二三（大正一二）年に「労働法」という名称で、講義されたことに始まる¹⁾といわれる。そして戦前の昭和初期——西暦でいえば一九二〇年代後半から三〇年代初め——に「わが国の将来の労働法学界を担うホープと目された²⁾」若手研究者として、菊池勇夫（一八九八～一九七五）および後藤清（一九〇二～一九九一）と並んで、その名前があげられたのが津曲藏之丞（一九〇〇～一九六九）であった。本稿は、『労働法原理』（改造社・一九三二）を著して一躍脚光を浴びて学界に登場した津曲の戦前・戦時中の理論展開を考察することを意図している。それはのちに詳しく検討するように、大きく蛇行した航跡を残すものであったように思われる。それゆえに同人をいかに評価するのは、労働法学にとってひとつの課題ではないかと思われる。たとえば蓼沼謙一は、旧東京商科大

学・一橋大学同窓会(「如水会」)が主催した「一橋の学問を考える会」の例会で、既述のように戦前の大正年代末(一九二三年)に孫田秀春が開講した東京商大における労働法講座がその後の戦前期に、どのような運命をたどったのか——結局は一九三四(昭和九)年に名実ともに消滅した——について講演——商大時代の労働法講座と福田徳三(一八七四—一九三〇・経済学・社会政策)がはたした役割が中心的な内容である——したあと、参加者(東商大OB)からの「朝鮮の京城大学の先生で孫田先生に對し、非常に厳しく批判し挑戦した人があったと記憶しますが、それはどのようなことだったのですか」との問いに對し、つぎのように応えている⁽⁴⁾。

「それは津曲先生で、京城大学から戦後東北大学に移られた方でございます。戦前は、マルキシズムに立脚する労働法理論を展開した『労働法原理』という本を書かれています。戦後は、マルキシズムを離れ、違った法理論を展開されました。孫田先生に對する批判のポイントは、労働法の研究においても、法の基盤をなしている経済的なもの、唯物史観という下部構造に注目して、法が経済によってどのように規定されているかという点にまず目を向けなければいけないという、唯物史観の立場からの方法論的批判であったと思います。孫田先生は「人格主義」に立つ労働法というものを強調されましたが、この点末弘先生などにくらべて理想主義的な性格が強いといえます。そのためマルキシズムに立つ津曲先生からよけい攻撃されることになったのではないかと推測します。」

津曲が戦後になってから京城帝大から東北大学に移ったというのは、後述するように事実と相違し、蓼沼の記憶違いであろう。しかしそれは瑣末なことである。ここで私が注目したいのは、蓼沼が『労働法原理』における津曲

についてマルキシズムの立場に立った労働法に関する原理論的課題について議論していたが、その後——蓼沼は、これを戦後と解しているが、実際は後述するように戦時期である——、唯物史観という方法的立脚点を離れ、別のそれへと移行したと捉えていることである。このような津曲に対する観方はひとり蓼沼だけのものではなく、労働法学界一般のそれでもあると思われる。これに対し、労働法学における先行世代である「第二世代」⁽⁵⁾を念頭において、その拠って立つ方法論が「大理論」——マルクス主義を想定しているのではないかと思われる——であることにより、実務的解釈が軽視されているのではないかと批判した、若き日の山口浩一郎⁽⁶⁾は、津曲の「労働法原理」における主要課題である従属労働論理解について、つぎのようにのべている。

「それは『民・商法の基底としての労働法』、すなわち、労働法の体系的規範原理がテーゼとして求められているところである。ところが、その後沼田〔稻次郎〕教授によって『階級的従属性』といった事実認識的視点が導入されて以来、今この問題が扱われるときは『従属性の自覚は、すなわち従属からの解放への熱望であり……』というふうなアンティテーゼとして扱えられ、問題関心あるいは照準点 (point of reference) じたいが全然異なっている」⁽⁷⁾。

このように、かつての学説多数の従属労働論理解に異を唱える山口の場合、その背後には、戦後以降になってから津曲が方法論上の軌道修正をしたのではなく、『労働法原理』公刊のときから、津曲自身はすでに必ずしも社会観ないし世界観として唯物史観の立場にたつものではなかったのではないかとその前提的な理解があるように思われる。はたして、いずれの理解が津曲に関する適切な捉え方なのであろうか。

津曲は後述するように、一九四〇(昭和一五)年三月末、京城帝国大学法文学部を離れ、東北帝国大学法文学部で民法を講ずべく、仙台に赴任・勤務することになった。ところが、そこには社会法講座担当教官として、すでに石崎政二郎(一八九五〜一九七二)がいた。これら兩名にとつて講座上の担当科目は異なっても、実質的な研究主題については、互いに労働法に関わるものであったという点においては相重なるものがあつた。そこで本稿では、津曲の戦前、とくに戦時中の理論活動について、石崎のそれとを対照させて考察したいと思う。そうすることにより、津曲の労働法学の特徴をより明確にすることができるのではないかと目論んでいる。そこでまずは、津曲の戦前・戦時期の業績としていかなるものがあるのか、また同人がどのような環境・経緯をへて研究者となるにいたつたのかを確認することから始めたい。

- (1) そのほかの大学では、東北大が一九二五(大正一四)年に「社会法論」という名前で、九州大では一九二七(昭和二)年に「社会法」講座がそれぞれ始まった。京都大も一九三二(昭和七)年に「社会法」という名称で隔年で開講したという。私立大学の場合も帝国大学とはは時期を同じくしていたようだ。たとえば法政・明治両大学が一九二四(大正一三)年、中央大学が翌一九二五(大正一四)年に開講しているとのことである(松岡三郎「司会」、石井照久ほか「座談会／戦前の労働法学」日本労働法学会誌三七号(一九七二)一九二一〜一九六頁)。
- (2) 加山宗二「日本労働法学界・その過去と現在」法律文化三卷一〇一一〜一一二(合併号(一九四八)一五九頁)。
- (3) 蓼沼謙一「講演／一橋と労働法学」橋問叢書三〇号(一橋の学問を考える会・一九八四)一頁以下(後に『一橋の学問とその系譜』(一橋大学学園史編纂委員会・一九八五)一三八頁以下に収録(引用は同書による))。
- (4) 同前一四四〜一四五頁。
- (5) 戦後労働法学の形成を担った研究者について、いくつかの世代・年齢層に区切って、その特徴が論じられることがある(たとえば、山口・後掲論文や蓼沼謙一「戦後労働法学と世代論」現代労働法講座第六卷『労働協約』(総合労働研究所・一九八一)しおり一〜一四頁および同「戦後労働法学の思い出①／草創期」季刊労働法一五九号(一九九二)。どのような

ことに着目し、いかなる視点から論じるのかにより、その具体的対象把握は異なるが、少なくとも「第一世代」が戦前の世界大恐慌（一九二九年）後、日本が盧溝橋事件（一九三七（昭和一二）年）を契機に中国との全面戦争に突入する以前に大学を卒業していた（一九二〇年以前に出生）のに対し、第二世代とは、ほぼ一九二一年以降出生の年齢層に該当し、戦後になってから研究者としての道を本格的に歩み始めた。あるいは、これら二つの世代のあいだには、戦前、社会科学の代名詞とされたマルキシズムに関わる文献に、その基本的思想形成がなされるべき旧制高校時代である一〇代後半のときに、接することができたかどうかの違いがあるといつてよいのかもしれない。すなわち「第二世代」はもはや接することができず、それは戦後になってからであった。これに対して「第三世代」とは、一九三〇年代以降（藤沼）または一九三五年以降（山口）に生まれた者たちということになるか（ちなみに、山口は一九三六（昭和一一）年生まれである）。ただし、それぞれの世代により、共時体験に基づく時代認識や価値観の類似的傾向があったとしても、それに関連した研究方法や価値観に、世代間で共通性や違いがあるかどうか、明確には論証されてはいない。なお今日では、かつてほどには労働法研究者の「世代論」が論じられることはなくなつたように思われる。

(6) 山口浩一郎「戦後労働法学の反省——ある第三世代と方法——」日本労働協会雑誌一〇〇号（一九六九）三三二頁以下。
なお文中の引用文の出典表示は省略した。

(7) 同前論文三四頁。

二 文献考証的観点からみた津曲藏之丞の軌跡

1 津曲藏之丞の紀要退官記念号にみる経歴と学問業績

まず最初に、津曲がどのような生涯を送り、とくに戦前・戦時期にいかなる学問的業績を残したのか確認してきたい。津曲の略歴と業績については、同人が戦後一九六三（昭和三八）年三月に東北大学法学部を定年退官した

際に、これを記念して作成・刊行された同学部の紀要である「法学」誌二七卷二号(一九六三・四)一八七頁以下に記されている。そして津曲が一九六九(昭和四四)年七月六日、仙台にて病没したとき、一九四〇(昭和一五)年、朝鮮・京城の地にあった津曲を仙台に招き、また自らの定年退官までのあいだ同僚として遇した中川善之助(一八七九―一九七五)と、戦前来、同じく労働法学の研究に従事してきた菊池勇夫が津曲への追悼文を記している。いづれも、その内容から判断して前掲誌の巻末に掲載されている、その略歴・業績目録に依拠しながら、筆が進められたものと推測される。そこで本稿でも、ふたつの先例にならない、これら津曲に関する資料から何が読み取ることができるのか検討する。

(1) 紀要・津曲退官記念号に掲載されている「略歴」と「業績一覧」

津曲の「略歴」は、次の通りである。なお時間的な経過を明確にするために、原文にはない西暦を併記し、元号表記に優先させた。

- 一九〇〇(明治三三)年 二月二五日 出生
- 一九一七(大正 六)年 三月 鹿児島県立志布志中学校を卒業
- 一九二〇(大正 九)年 六月 第七高等学校一部甲類を卒業
- 一九二三(大正二二)年 四月 東京帝国大学法学部政治学科を卒業
- 司法省官房調査課嘱託を命ぜられる
- 一九二四(大正二三)年 一月 高等試験行政科に合格

- 一一月 高等試験司法科に合格
- 一九二五(大正二四)年三月 司法官試補を命ぜられる
- 一九二六(大正二五)年一月 判事に任ぜられ、東京地方裁判所・東京区裁判所勤務を命ぜられる
- 一九二八(昭和三)年二月 京城帝国大学助教授に任ぜられ、法文学部勤務を命ぜられる
- 一九二九(昭和四)年三月 民法・民事訴訟法第二講座担当を命ぜられる
- 一九三三(昭和八)年二月 社会法研究のため満二年間独・仏・英・米に在留
- 一九三九(昭和四)年二月 京城帝国大学教授に任ぜられる
- 一九四〇(昭和一五)年四月 東北帝国大学教授に任ぜられ、法文学部において民法講座担当を命ぜられる
- 一九四三(昭和一八)年九月 厚生省専門委員を委嘱せらる
- 一九四四(昭和一九)年二月 学術研究会第五〇五研究班員を委嘱せらる
- (これ以降は本稿の考察対象の範囲を超えるので、省略)

次に、津曲が執筆・公刊した論稿は「略歴」に続いて、同前誌に掲載されている(一八九頁以下)。

I 著書

- 昭和七年 労働法原理 改造社
- 昭和一七年 日本統制経済法 日本評論社
- 昭和一八年 ドイツ労働法(訳) 日本法学会

一九年 ドイツ労働法発展過程 中央公論社

(以下、戦後になってから公刊された「著書」は考察範囲を超えるので、引用省略)

II 論文(主要なもの—原文)

大正一二年 マクツガルの団体意思理論

我等

一四年 アメリカの労働法制(上巻)

司法資料一一六輯

一五年 アメリカの労働法制(下巻)

司法資料一一七輯

昭和二年 スバルタカス団の運動

我等

四年 契約自由の原則と労働法の指導理念

京城大学紀要一卷

五年 朝鮮における小作制度

京城大学紀要二巻

六年 小作料の法律上の性格

我等

官公吏の争議権について

我等

八年 ドイツに於ける労働争議調停制度

法律時報五巻一号

ドイツに於ける労働裁判所の判例の推移

改造

一一年 国民労働秩序法に於ける Tarifordnung

法律時報八巻七号

フランス労働法の特徴

法律時報八巻九号

一二年 ナチス労働法の基本関係(一) — (三)

民商法雑誌五巻二号・三号・四号

一四年 経済法法規違反の効力(一) — (三)

法学志林四一巻七号・八号・九号

国家総動員法の経済法的解説

法律時報一一卷一号

労働・社会立法(第七十四議會会の新法律解説)

法律時報一一卷五号

一五年 経済法規違反の効力(四)——(七)

法学志林四二卷一号・七号・九号・一二号

昭和一四年度民事判例の回顧——民法(総則)

法学九卷八号

昭和一四年度民事判例の回顧——民法(物権法)

法学九卷一一号

経済法に関する若干の問題

法律時報一二卷八号

一六年 経済法規違反の効力(八)——(九)

法学志林四三卷三号・四号

法律事務取扱の取締に関する法律違反行為と法人の目的

民商法雑誌一三卷一号

債権譲渡の虚偽の通知と民法第九三条(判例研究)

民商法雑誌一四卷一号

債権契約の一類型

民商法雑誌一四卷二号

無尽無免許経営と取締役の責任(判例研究)

民商法雑誌一四卷四号

競売申出と目的物の錯誤(判例研究)

民商法雑誌一四卷六号

昭和一五年度民事判例の回顧——民法(総則・物権一般)

法学一〇卷八号

共益権・自益権と世襲農地所有権——所有権理論の側面的考察

法学一〇卷一〇号

法人の行為能力(判例研究室)

法律時報一三卷一〇号

一七年 企業許可について

法学一一卷三号

第七十九議會の営団法その他の経済法

法律時報一四卷四号

我国統制経済法の特徴

民商法雑誌一五卷二三号

昭和一六年度民事判例の回顧—民法(総則・物権一般)

法学一一卷八号

吾妻光俊教授「ナチス民法学の精神」(紹介批評)

法学一一卷一一号

一八年 「ある」法と「あるべき」法——所有権の統制と不可侵性

法学一二卷二号

企業整備法綜観——企業整備法の發展と臨時議会の企業法整備法 法律時報一五卷七号

昭和一七年度民事判例の回顧——民法(総則・物権法一般) 法学一二卷八号

一九年 失踪宣告の取消により生ずる二重婚姻関係と立退経営より生ずる二重労働関係との比較研究

法学一三卷一号

ドイツに於ける最近の勤労働員の法制

民商法雑誌一九卷三号

不法な行為を助長する保証の効力(判例研究)

民商法雑誌二〇卷一号

二〇年 アメリカの労働組合法

世界週報二六卷二九・三〇号

(以下、先に同じく戦後に公刊された論稿は考察対象範囲を超えるので省略)

(2) 津曲「略歴」と「著作目録」を併せて見ること

では以上のような、経歴表と業績一覧を合わせ見たとき、どのようなことが理解できるか(以下、論文・判例評釈については、その表題にかぎカッコを付し、また著書は二重かぎカッコをもって引用する)。

「著作目録」ではⅠ「著書」とⅡ「論文」——「(主要なもの)」との断り書き(二八九頁)が見られるが、そのなかには判例評釈・研究も含まれる——という二つの項目に分けて記載されている。これらを眺めると、津曲は大

学卒業後、まずは「我等」なる雑誌(刊行年のみで、巻号数は表記されていない)に「マクツガルの団体意思理論」という論考を発表しているが、その翌年には高文(高等文官)試験(行政科と司法科の両方)に合格し、裁判官を経て創立後間もない京城帝国大学法文学部に赴任するまでのあいだ、さほど多くの業績があるものではなかった。これは司法官としての経験を考慮されたゆえの転職であろうか。また民法科目の講義を担当するにしては、それについての業績ではなく、むしろ、この時点ですでに「アメリカの労働法制」上・下という労働法に関するそれがあったことが注目される。その後、小作制度の関わる論稿もあるが、むしろ業績は労働法に関するものの方が目立ち、今日でも、わが国労働法学の古典として引照される『労働法原理』(改造社)が刊行されたのは、津曲三二歳の初秋(同書の奥付には「九月一日」と記されている)であった。その後、一九三四(昭和九)年と一九三五(昭和一〇)年の兩年には、何の論考も発表されていないのは一九三三(昭和八)年二月から「社会法研究のため満二年間独・仏・英・米に在留」していたがゆえなのである。また一九三六(昭和一一)、翌三七(昭和一二)兩年に書かれた三つの論考はいずれも、在外研究の成果としてまとめられたものではないかと推測される。そして一九三八(昭和一三)年を境にして、翌一九三九(昭和一四)年以降、津曲は一方で、主に判例評釈・研究という形式での民法学、財産法領域に関わる諸問題についての論考を発表しながら、他方では、より積極的に労働法ならぬ(統制)経済法に関わる諸問題について論じていたことがわかる。おそらく、その到達点を示すものが一九四二(昭和一七)年に日本評論社から公刊された『日本統制経済法』であろう。その後、日本の太平洋戦争における劣勢が明らかになり、多くの戦場で敗北を重ねて行った一九四三(昭和一八)年と翌四四(昭和一九)年の兩年、津曲は戦時中のドイツ労働法に関する邦訳であろうか『ドイツ労働法(訳)』(日本法学会)と『ドイツ労働法の発展過程』(中央公論社)という二つの著書を刊行している。更に一九四五(昭和二〇)年といっても、おそらく

く日本がアメリカ合衆国を中心とする連合国に敗れた戦後であろうか、「アメリカの労働組合法」世界週報二六巻二九・三〇号という論考もあるようだ。

このように、津曲には、労働法のみならず、講義担当科目である民法、さらには経済法に関する論考が多くあり、またとくにドイツ法を中心とした比較法ないし外国法研究についてのそれも少なからずみられる——。このように、まとめることができようか。

2 津曲の経歴と戦前・戦時期における業績の再構成

先にも述べたように法学誌・津曲退官記念号に掲載されている「著作目録」では、確かに、とくに判例評釈・研究を含む「論文」については「(主要なもの)」との断り書き(一八九頁)が見られる。しかし法律時報誌の巻末に連載されていた「文献月報」やその他の資料を手がかりに、津曲が実際に公表した諸論考を可能なかぎり涉獵・調査してリスト・アップし、それらの内容に眼を通すという作業を通じて知り、また、理解できたことからは、先に記したのとは大いに異なる、別のものがみえてきた。津曲退官記念誌に記載されている年譜および業績目録は、おそらく津曲自身が作成・提出したものであろう。しかしそこには、その学問業績について、多くの不正確な記述と、おそらくは意図的と思われる作為がみられ、事実を正確に表していないように思われる。そこで今度は改めて、津曲の経歴と文献探索により知りえた論考とを併記させて、その経歴と著作活動を再構成することにより、津曲の半生とその学問業績の実像を明らかにしたい(なお、ゴシック体・太字をもって表記しているのは、「法学」津曲退官記念号中の津曲「著作目録」に記載されていないもの、または、そこでの誤記・遺漏した表記を一部訂正したことを示す)。

(1) 津曲の経歴と戦前・戦時期における業績

一九〇〇(明治三三)年二月二十五日、おそらく鹿児島県に出生した津曲は、一九一七(大正六)年三月に鹿児島県立志志中学校をへて(四修〔第四学年修了〕)ということか)、同年六月に第七高等学校造志館に入学し一九二〇(大正九)年六月には同校一部甲類(第一外国語は英語か)を卒業して、同年九月、東京帝国大学法学部独法科に入学した。まず注目されるのは、東大在学中の一九二二(大正一一)年以後、一九三二(昭和七)年に同人の代表作である後掲『労働法原理』を改造社から刊行し、翌年末に在外研究のためにヨーロッパへと旅立つまでの一〇年ほどのあいだ、津曲は「我等」(一九一九〔大正八〕年二月―一九三〇年〔昭和六〕年三月)および「批判」(同年五月―一九三四〔昭和九〕年二月)という二つの雑誌に、様々なテーマに関する論考を、しばしば寄稿していた(だけではなく、正確には学生時代は編集も手伝っていた)ということである。これらのうち前者は、ジャーナリスト・社会評論家として戦前・戦後通じて長く活動した長谷川如是閑(一八七五―一九六九)⁽³⁾が「白虹事件」――一九一八(大正七)年八月、大阪朝日新聞紙の「米騒動」問題に関する報道記事のなかに内乱が起る兆候を指す故事成語である「白虹日を貫けり」という一句があったことから、当局(寺内正毅内閣)の言論弾圧の口実となった筆禍事件――で同社を退社したのちに、大山郁夫らとともに刊行し、吉野作造や河上肇等を主要執筆者とするものであった。⁽⁴⁾また後者は、その後掲誌として、三輪寿壮や平貞蔵ら東大新人会出身者の雑誌「社会思想」と合流した際に、改題したものであった。すなわち同誌は米騒動の翌年(一九一九〔大正八〕年)に創刊され、滝川事件(一九三三〔昭和八〕年)の次の年に廃刊されたのであった。すなわち、これら二つの雑誌はいずれも長谷川如是閑が主宰し、「多様な社会科学系の研究者が執筆し、自由主義的な性格をもつ雑誌であり、大正デモクラシー期のマルクス主義と社会主義ジャーナリズムの全盛期を生き続けた」と評されるものであった。⁽⁵⁾「我等」誌は刊行開

始間もなく「森戸事件」——一九二〇(大正九)年、その前年末法学部より独立した東京帝大経済学部の紀要「経済学研究」創刊号に当時、同学部助教授であった森戸辰男(一八八八〜一九八四)が論文「クロポトキンの社会思想の研究」を発表したことに對し、学内右翼勢力(興国同士会)から攻撃されただけでなく、森戸と、同誌の発行責任者であった大内兵衛(同じく当時)同助教授・一八八八〜一九八〇)が新聞紙法四二条違反(朝憲紊乱罪)等により起訴され、同年一〇月二日、大審院判決により、有罪が確定し、両者は失職した——に際会して、「学問の自由」を掲げて一連の経緯について抗議をしている。

中川善之助は前掲・津曲追悼文の冒頭部分で津曲が長谷川如是閑に私淑するだけでなく、その発行する雑誌への寄稿や編集作業を手伝った理由について「どうした事情からか、よく知らない」(七〇頁)とのべている。この点について知りえたかぎりでは、つぎのような経緯があったようだ。すなわち津曲は「北辰斜めにさすところ」と歌われた七高^{しちこう}——現・鹿児島大学の前身である旧制第七高等学校造士館——在学中に如是閑の著作を読み、またその講演を聞いたことを契機に、他の「七高メンバー」——福岡誠一(二八九七〜一九七五・同盟通信記者から戦後「リーダーズ・ダイジェスト」誌日本版編集長となった)、金子鋭^と(一九〇〇〜一九八二・後に旧富士銀行頭取や日本プロ野球コミッショナーを歴任)および正木ひろし(昊)(二八九六〜一九七五)など⁽⁶⁾——とともに、一九二〇(大正九)年九月に東京帝大に入学した翌月に、旧東京市西郊の東中野^{ひがしなかの}の如是閑邸を訪れ、帰りに同人から「また来たまえ」といわれたのを幸いに週に二、三度たずねるようになり、翌春から関東大震災(一九二三(大正一三)年九月一日)により焼失するまでのあいだ鎌倉河岸(東京・大手町近く)にあった我等社の事務所で、同誌の編集や校正作業を無償で手伝っていた。⁽⁷⁾すなわち「我等」誌では、社会運動について読者を啓蒙するだけではなく、その将来の新たな担い手となるように読者に寄稿欄への投稿を呼びかけ、そのことを通じて、さらには論壇に

進むことを促し、また長谷川自身を始めとする同誌同人らによる講演会を日本各地で開催することにより、直接的な「感化」を及ぼしていったとされる。⁽⁸⁾ それゆえに津曲や正木などの「七高グループ」の同誌への関与は、その「成果」の典型であったのかもしれない。⁽⁹⁾

一九二二(大正一一)年(二三歳)

〔翻訳〕モーパーッサン／「命乞は申さぬ」「昔の記念品」「西班牙馬」「当世女」「モウパッサン全集」(天佑社)第一三巻所収(二月)

* ここでは、津曲にとってフランス一九世紀の自然主義文学の翻訳が、その文筆活動の出発点であったことが注目されよう。

〔書架／西村陽吉氏著〕『新社会への芸術』〔書架／杉村陽太郎氏著〕『果して強国は醒めたりや』・小川未明氏著『血に染む夕陽』我等四巻七号(七月)⁽¹⁰⁾

〔翻訳〕「ペアー／古代希臘に於ける共産主義的革命」その端緒」 同前四巻二二号(二月)

一九二三(大正一二)年(三三歳)

この年の四月、津曲は東京帝国大学法学部政治学科を卒業し、⁽¹¹⁾ 司法省官房調査課の嘱託となった。当時、東京帝大法学部の卒業生には、無試験で弁護士資格を取得することができる特権があったが、津曲は裁判官となることを希望していたのであろう。

「マクツガルの団体意思理論」我等

* 津曲作成の先の「著作目録」には、掲載誌の巻号数は記されていない(以下、同じ)。同年刊行の同誌(五卷)のいずれの号にも、このような論考は掲載されていない(取消線は、当該論稿が存在しないか、または私がそのように判断したこと、または正誤訂正箇所が存在を指す、以下同じ)。ただし翌一九二四(大正一三)年の同誌六卷六号には、「マクツガルの……」ではなく、後掲のような論稿(「マクドウガル……」)を見出し出した(ただし前掲「労働法原理」六頁では、「マクツガル」と表記して、引用している)。

「スパルタに於ける共産主義」同前五卷三号(三月)

* 末尾に「本篇はベアーの『古代に於ける階級闘争』という著書の一部である」との注記がふされている。本稿も、上記「古代希臘……」と同じく、ベアーの著書の一部要約と思われる。

一九二四(大正一三)年(二四歳)

「マクドウガルの国家学説(国家の社会心理学的考察)」同前六卷六号(七月)

同年十一月、津曲は高等(文官)試験行政科、そして翌一二月には高等(文官)試験司法科にそれぞれ合格した。⁽¹²⁾

一九二五(大正一四)年(二五歳)

同年三月、津曲は一年間の嘱託をへて司法官試験補となったが、紀要掲載の「著作目録」によれば、同年および

翌年にかけて以下に引用するように「アメリカの労働法制」なる「論文」を公刊しているが、これは囑託期間中に執筆されたものと推測する。ただし、それはつぎに注記するように、津曲自身の「論文」ではなかった。津曲は後出の『労働法原理』(一九三四)の「序文」一〇頁のなかで「卒業後、東京地方裁判所に奉職し、当時、司法省の調査課長であった現刑事局長木村尚達氏(しょうたつ)(一八七九—一九四七・のちに一九三九〔昭和一四〕年検事総長、一九四〇〔昭和一五〕年米内光政内閣時の司法大臣となる—引用者)の特別な恩顧に依って労働法の研究を続けた」と記し、末弘巖太郎と並んで「感謝の意を表したい」としている。

〔翻訳〕 J. R. コモンズおよび J. W. アンドリュウス共著『アメリカの労働法制』(上巻) 司法資料一—六輯(九月)

* 右論考上・下巻は津曲「著作目録」では「論文」として取り扱われている。しかし現物を手に取ってみると、これらは「論文」とよぶべきものではなかったことがわかった。すなわち両書は、戦前アメリカにおける労働法学の体系書である、コモンズ John R. Commons とアンドリュウス John B. Andrews の有名な共著である『労働法原理』第二版 (Principles of Labor Legislation, 2nd ed. [1920]) の翻訳である。⁽¹³⁾ 同著について何故に、「翻訳」ではなく、「論文」として記載したのか、その事情は不明である。ただし同書には、翻訳者としての津曲の名前はどこにも記載されていない。

一九二六(大正一五)年(二六歳)

同年一月に、津曲は東京地方裁判所・東京区裁判所判事に任官した。

〔翻訳〕 J. R. コモンズおよび J. W. アンドリュウス共著『アメリカの労働法制』（下巻）司法資料一
七輯（九月）

* 同前

一九二七（昭和二）年（二七歳）

「スバルタカネ団の運動」我等

* このような表題の論考を同年刊行の我等誌（第九巻）のいずれの号にも、やはり見出し出すことはできなかった。タイトルだけみると、第一次世界大戦末期、ローザ・ルクセンブルグやカール・リープネヒトランド、イツ社会民主党左派が結成したそれ（一九一六年）を扱っているようにも思われる。しかし内容から推測して、津曲が一九二三（大正一二）年発表した、邦訳論稿である古代ギリシャ時代のそれを扱った前掲「スバルタ：：」のことをさしているのであろうか。しかしなぜ、このように時間的な間隔をあけて表記しているのか不明である。

一九二八（昭和三）年（二八歳）

約三年間、司法官の地位にあった津曲は同年二月に、設立後間もない京城帝国大学法学部助教授へと転任している。津曲の旧制高校以来の友人である正木ひろしによれば、如是閑は人の面倒見がよく、「裁判官が性に合わない」といった津曲に対し、「よく話を聞いて、京城大学の先生に頼んだ」ことがあったという⁽¹⁴⁾。そこでは長谷川が就職の依頼をした人物の具体的な名前はあげられていないが、津曲の東京地裁判事から京城帝大助教授と

なるにいたったのは、如是閑の関与によるものであったということになるうか。さらに正木は、つぎのようなエピソードを伝えている。⁽¹⁵⁾ すなわち東京地裁刑事部の判事であった当時、津曲が東京・小菅刑務所〔現在の「東京拘置所」のことか―引用者〕の「有名なクリスチャン典獄〔刑務署長の別名―原文〕である有馬四郎助^{しろのすけ}」――その北海道・樺戸集治監の看守時代を主人公にした小説に山田風太郎の「明治物」の一つである「地の果ての獄」(一九七七)がある(引用者。閑話休題)――と、何か用事があつて行つて「よもやま話を聞いた」とき、同年から病監で一生を終る無期懲役囚の約八割は冤罪者であり、彼らの「最後の友」となることを自らの使命であるとの話を聞いたことから、このことを上司である東京地裁所長に報告した。すると所長いわく「お前、そんな気の弱いことで裁判官がつとまるか、医者だつて誤診をするじゃないか、そんな気の弱いことで、裁判官がつとまるか」と、津曲が叱りつけられたというのである。正木によれば、津曲が「二度びっくりして、判事をやめることにして、間もなく京城大学の先生になった」という。はたしてその真偽のほどはどうか、判断する資料を残念ながら持ち合わせていないが、興味深いエピソードなので併せて紹介する。

「田口鼎軒の教育政策」我等一〇巻二号(二月)

一九二九(昭和四)年(二九歳)

津曲はその「略歴」によれば同年三月、京城帝大法文学部における民法・民事訴訟法第二講座を担当することになった。

「笠信太郎氏著『シュペングラ―の歴史主義的立場』に就いて」我等一一卷二号(二月)

* ただし筆者名は「T・K生」と表記されている。

「書架／『事実及政策——鼎軒田口卯吉全集第四卷経済下巻——』」同前一一卷三号(三月)

* ただし筆者名は「KT生」と表記。「書架」とは、B5版の版型二段組の一段程度を用いた簡単な書籍紹介コーナーである。

「書架／波多野鼎氏著『奥国学派の価値学説』——価値学説史第二巻——」同前一一卷四号(四月)

* ただし筆者名はやはり「KT生」と表記している。

「『契約自由の原則と労働法の指導理念』」京城大学紀要十卷

* 同稿の刊行は翌一九三〇年である。これは左記論考と混同しているように思われる。

「朝鮮にお(於)ける小作問題の発展過程…その経済的並に法律的考察」京城大学紀要一卷正しくは…京城帝国大学法文学会第一部論集第二冊『朝鮮経済の研究』刀江書院(九月)

* 論文表題が実際のそれと一部異なっているし、また掲載誌名の記載が不正確である。

「書架／本庄栄次郎『日本交通史の研究』」我等一一卷九号(一〇月)

「労働法より見たる官公吏の団結及罷業」同前一一卷一〇号(一一月)

「改善を要する朝鮮の小作慣行」(一)朝鮮農會報三卷一〇号(同月)

「団結及罷業の社会的並経済的根拠——労働法より見たる官公吏の団結及罷業の二——」我等一一卷一一号(一一月)

* 第一回稿で表題であったものを副題とし、新たな表題を付することにより同前稿のタイトルが変更されている。

「改善を要する朝鮮の小作慣行」(二) 朝鮮農会報三卷二二号(同月)

一九三〇(昭和五)年(三〇歳)

「団結及罷業の社会的並経済的根柢——労働法より見たる官公吏の団結及罷業の三——」同前二卷一号(一月)

* ただし同稿は連載第一回では、論稿の正題でもあった官公吏の団結およびストライキについて言及されることなく、三回目の連載稿で未完のまま中断された。

「改善を要する朝鮮の小作慣行」(三完) 朝鮮農会報四卷二号(二月)

「契約の自由と労働法の指導理念」京城大学紀要二卷正しくは……京城帝國大學法文學會第一部論集…第三冊(四)『私法を中心として』刀江書院(九月)

* 掲載誌名と刊行号数が正確なものとなっている。

「朝鮮における小作制度」京城大学紀要十卷

* 表題が一部実際のそれと異なっている。また同稿の発表は前年であった。民法担当教官として津曲が民法に関わる業績を公刊したのは、これが最初ではないかと思われる。

一九三一(昭和六)年(三二歳)

「小作料の法律上の性格」我等

* 掲載誌として表記された我等誌は前年の一九三〇(昭和五)年に二卷二号を持って、終刊した。同誌はその後月刊誌「批判」¹⁶⁾に引き継がれたが、いずれの雑誌にも、このような表題の論考を見出すことはできなかった。しかしその表題から推測して、これは同年一〇月刊行の「批判」誌に掲載された後掲「地代と身分的従属」のことを指しているのかもしれない。なお、このあとも津曲には、論考における当初の表題を、おそらく意図的にいわば当たり障りのないものに改めて「業績目録」に掲載しているものが見うけられる。「「官公吏の争議権について」我等

* 同じく、「我等」誌の後継誌である「批判」誌のなかに、このような論考を見出すことはできなかった。ただし論考表題から推測して、先に一九二九(昭和四)年末から翌一九三〇(昭和五)年の初めにかけて、三回にわたって同誌に連載された前掲「労働法より見たる……」ないし「「団結及罷業……」のことを指しているのであろうか。

「地代と身分的従属——野呂氏地代論の法律上の誤謬——」批判二卷九号(一〇月)

一九三二(昭和七)年(三二歳)

『労働法原理』(改造社)(九月)

* 津曲は同書「序文」の最後(二二頁)で「私は今日迄、雑誌『批判』又は京城帝国大学論集(正確には、『を中心にした諸誌の』と書くべきであろう——引用者)中に労働法に関する若干の論文を発表したが、それらは幾多の誤謬を犯している。本著に於ては其等の点を全部訂正して置いたから、読者はそれらの点に関す

る卑見は本著に於て批判して欲しい」とのべ、その自信のほどを示している。いずれにせよ、当時の津曲に於て、本書はそれまでに一〇年に及ぶ労働法研究の集大成として位置付けられるべきものであったのは、確かであろう。

「ドイツに於ける最近の労働立法」批判三卷二二号(一二月)

一九三三(昭和八)年(三三歳)

「ドイツに於ける労働争議調停制度」法律時報五卷一号(一月)

「ドイツに於ける労働裁判所の判例の推移」正しくは……「労働立法のファッショ化——ドイツ労働裁判所の判決を中心として」改造一五卷四号(四月)

* 論文のタイトルが実際のそれと異なっていて、また掲載巻号数は表記の通りである。

このあと前掲「略歴」によれば、津曲は同年一二月「社会法研究のため満二年間独・仏・英・米に在留」したとされる。しかしこの記述も不正確なものであった。すなわち実際には、朝鮮総督府から、同月九日より「社会学」の誤りか「引用者」研究のため満二年六ヶ月間独・仏・英・米へ在留を命ぜられ「ヨーロッパへと向った」シベリア鉄道を利用したのか、インド洋航路で海路向ったのか、その経路は不明であるが、津曲の場合はその勤務先から判断して、前者を利用したのではないかと推測する「引用者」が、その後おそらく在留期間の延長が承認されて「一九三六(昭和)一一年四月二二日に帰任した(ただし、当時ヨーロッパから帰国した者の多くと同じく、アメリカ経由をとったのかどうかは、やはり、不知「引用者」⁽¹⁸⁾)。つまり在外研究期間が当初の予定よりも、一

〇ヶ月ほど延長され、「満二年間」ではなく、約二年半以上に及んだということになる⁽¹⁹⁾。なお菊池は、同年(一九三三年)早春、福岡にやって来た津曲より、その留守中の京城帝大での労働法講義担当を依頼され、承諾したが、その後大学から正式な依頼もなく、帰国後の津曲からも連絡がなく、戦後の労働法学会創立まで同人との関係が途絶えたままであったとのべている。⁽²⁰⁾

一九三四(昭和九)年(三四歳)

一九三五(昭和一〇)年(三五歳)

一九三六(昭和一一)年(三六歳)

「国民労働秩序法に於ける『Arbeitsordnung』」 法律時報八卷七号(七月)

「フランス労働法の特徴」法律時報八卷九号(九月)

* 同稿では繰り返し返しバリ大学一九三四—一九三五年度におけるアミオー Andre Arnaud による労働法または労使関係法制と邦訳することもできよう「産業法制 legislation industrielle」講義に言及されていることから、同講義を聴講したのではないかと推測する。

一九三七(昭和一二)年(三七歳)

「労働行政法の研究」(一)〜(三・未完)

公法雜誌三卷一号(一月)〜三号(三月)

「ナチス労働法の基本関係」(一) — (三・完) 民商法雑誌五卷二、三、四各号(二、三、四月)

上記四つの論稿は先に記したように、津曲の欧米留学における帰朝報告と位置付けるべきものであろう。

「我国社会統制法の動向——労働統制法について——」(一・未完) 朝鮮行政一卷七号(七月)(四卷)⁽²¹⁾

* (一)と表記されているが、続稿はみられない。

一九三八(昭和一三)年(三八歳)

「被傭者の忠実義務について——物質的なものより人格的なものへの要請——」朝鮮行政二卷四号(四月)(八卷)

一九三九(昭和一四)年(三九歳)

「国家総動員法の経済法的解説」法律時報一一卷一号(一月)

「労働・社会立法(第七十四議會の新法律解説)」法律時報一一卷五号(五月)

「朝鮮産業法規解説」(一) — (六) 朝鮮行政三卷六号(一四卷)、一八卷七号⁽²²⁾(一五卷)、九号(同前)、一〇号(一六卷)、一一号(同前)、一二号(同前)(六月、七月、九月、一〇月、十一月、十二月)

「経済法法規違反の効力」(一) — (三) 法学志林四一卷、七、八、九各号(七月、八月、九月)

同年二月(二八日)⁽²³⁾、津曲は京城帝国大学法文学部教授に昇任した。ただし翌年四月から仙台に赴くことは、すでに決まっていたものと推測される。

一九四〇(昭和一五)年(四〇歳)

津曲は四月(四日)東北帝国大学法文学部に教授として着任し、民法第二講座担当となったが、同年七月一日同講座を免ぜられ、同第三講座を担当することとされた。⁽²⁴⁾なお中川善之助は先の津曲追悼文のなかで、一九三三(昭和八)年「滝川事件」のために「殆ど壊滅に瀕した」京都帝大法学部を再建するために、翌一九三四(昭和九)年三月に同大出身者である——戦前の東北大法文学部の法律科目担当者には、京都帝大出身者が多かったようだ——石田文次郎(ふみじろう)〔戦後労働法学〕の旗手となる沼田稻次郎の指導教官であると同時に岳父(引用者)が京都へ転出||帰還したことから、後任を「百万手を尽して補充を求め」て京城帝大の安田幹太に打診したが、断わられた。⁽²⁵⁾そこで同じ京城帝大の津曲に、労働法専攻であるが、ソウルには労働法講座がなく、在外研究から帰国後四年以上も助教授にとどまっていたことから、「労働法を基調とした民法学を編み出すつもりになって仙台に來ないか」との手紙を送ったことを契機にその後「話は意外に早く進み」東北帝大法文学部に迎えるにいたったと、のべている。⁽²⁶⁾ただし上記のように、この間六年もの時間が経過しており、石田の後継者探しが難航したとしても、あまりに間隔が開き過ぎているようにも思われる。津曲は先に記したように、仙台赴任の前年末には京城帝大において教授に昇格している。また東北帝大には「社会法」講座担当者として、すでに石崎政一郎がい

「朝鮮産業法規解説」(七) — (二二・未完) 朝鮮行政一九卷一号(二七卷)、二号(同前)、三号(同前)、四号(二八卷)、五号(同前)、七号(二九卷) (一月、二月、三月、四月、五月、七月)

「経済法規違反の効力」(四) — (七) 法学志林四二卷一号(二月)、七(七月)、九(九月) および二二(二月) の各号

「昭和一四年度民事判例の回顧」民法(総則) 法学九卷八号(八月)

「経済法に関する若干の問題」法律時報二二卷八号(八月)

「昭和一四年度民事判例の回顧」民法(物権法) 法学九卷二一号(二月)

一九四一(昭和一六)年(四一歳)

「法律事務取扱の取締に関する法律違反行為と法人の目的」民商法雑誌一三卷一号(一月)

「債権譲渡の虚偽の通知と民法第九三条(判例研究)」民商法雑誌一四卷一号(一月)

「債権契約の類型」石田後藤両教授の所論の対比 民商法雑誌一四卷二号(二月)

* 副題が省略されている。

「転換期に於ける私法の構造」帝国大学新聞八四七号(三月一〇日)

「経済法規違反の効力」(八) — (九・未完) 法学志林四三卷三、四両号(三月)(四月)

「無尽無免許経営と取締役の責任(判例研究)」民商法雑誌一四卷四号(四月)

「競売申出と目的物の錯誤(判例研究)」民商法雑誌一四卷六号(六月)

「昭和一五年度民事判例の回顧」民法(総則・物権一般) 法学一〇卷八号(八月)

- 「共益権・自益権と世襲農地所有権——所有権理論の側面的考察」法学一〇卷一〇号(一〇月)
「法人の行為能力(判例研究室)」法律時報一三卷一〇号(一〇月)
「ナチス統制経済の特色」統制経済三卷五号(一一月)
「貸家組合法・住宅営団法・農地開発法」中川善之助(編)『第七十六議會新法令解説』(朝日新聞社・二二
月)

一九四二(昭和一七)年(四二歳)

「我国統制経済法の特色」民商法雑誌一五卷二号(二月)

「企業許可令に就いて」法学一一卷三号(三月)

* 表題表記が一部抜けている。

「第七十九議會の営団法その他の経済法」法律時報一四卷四号(四月)

「日本統制経済法」日本評論社(五月一五日)

* 同書末尾四三六頁に「學術振興会に於ける『経済統制法研究』の一委員として、『價格統制法の研究』並びに『物資配給統制法』の一部分を担当している」と記している。

「占領地と私法秩序——大東亜経済建設の立場からの考察——」帝国大学新聞九〇七号(六月二十九日)²⁷⁾

「昭和一六年度民事判例の回顧——民法(総則・物権一般〔担保物権法を除く〕)」法学一一卷八号(八月)

* 表題が一部省略されている。

「(紹介批評) 吾妻光俊教授『ナチス民法学』の精神」法学一一卷一一号(一一月)

「経営社会政策の法制——労務管理令の倫理性と法性格——」統制経済五卷六号(二月)

「戦時統制法令 第三部 企業と価格の統制」中川善之助(編)『戦時立法第一年』(河出書房・二月三〇日)

* 表紙に記されている講演録一覧では「企業と価格の統制」となっている。

一九四三(昭和一八)年(四三歳)

『「ある」法と「あるべき」法——所有権の統制と不可侵性』法学二二卷二号(二月)

「営団の法的組織と性格」帝国大学新聞九四八号(六月七日)

「企業整備法綜観——企業整備法の発展と臨時議会の企業法整備法」法律時報一五卷七号(七月)

「昭和一七年度民事判例の回顧——民法(総則・物権法一般)」法学二二卷八号(八月)

「価格統制立法並に配給統制法上より見たる物権変動の理論」(一・未完)法学志林四五卷九号(九月)

法学・津曲退官記念号の「年譜」によれば、この年の九月、津曲は「厚生省専門委員を委嘱」されたと記されている。ただし、それがいかなるものであったのか、この点に関する記述はない。

「営団法——交易営団法を中心として——」中川善之助(編)『戦時立法第二年』(河出書房・二月二〇日)

『ドイツ労働法(訳)』——日本法学会

* 同書については、所在を確認することができなかった。なお伸松堂(古書店・東京都文京区本郷)「新着

案内」および同・目録一四三三号(二〇〇九年一月) no.10343、二四一—二四二頁(最終頁)に、「特別第一調査会〔翻訳〕『独逸戦時法規』(謄写版) 全一七冊(昭和一八年二月から一九年八月にかけて刊行)」中、「労働法・労働配置・労働保護及び失業救済 津曲藏之丞訳 一九二頁 昭和一九年八月」との記載があるのを見出した。ただし「特別第一調査会」がいかなる機関・組織のそれかは不明で、かつ現物も未見である。しかし、これが津曲のいう『ドイツ労働法(訳)』に該当するか、あるいは関連するものなのかもしれない(ただし刊行年は昭和一八年ではなく、一九年となっており、一年ずれている)⁽²⁸⁾。

一九四四(昭和一九)年(四四歳)

「失踪宣告の取消により生ずる二重婚姻関係と立退経営より生ずる二重労働関係との比較研究」法学一三卷一
号

「ドイツに於ける最近の勤労働員の法制」民商法雑誌一九卷三号(三月)

「不法な行為を助長する保証の効力(判例研究)」民商法雑誌二〇卷一号(七月)

「独逸に於ける被徴用者の給与の法制」法学一三卷七〇八号(八月)

「勤労働員態勢の強化——学徒勤労令・女子挺身隊令並に各庁職員勤労働員令の解説」法律時報一六卷九号
(九月)

「ドイツ労働法の発展過程」——中央公論社

* 同書については、中川善之助および菊池勇夫による前掲・津曲追悼文のなかでもそれぞれ言及されている⁽²⁹⁾。しかし私は現物はもちろん、その所在すらも確認することができなかった。まず国立国会図書館をはじ

め、津曲が生前に関係した東北大学や同定年退官後、勤務した東北学院大学の両図書館のほか、戦前から法学ないし法文学部が設置されていた主要国立・私立大学における蔵書目録に、そのタイトルを見い出すことができなかった。津曲・後掲『勤労法の指導理念』二四頁などには「本書と相前後して発行される別著『逸労働法の研究』」云々という記述が数箇所あることから判断して、津曲においては、そのような著書の刊行が予定されていたものと思われる。しかし最終的には、同書の出版元として表記されている中央公論社が刊行した同社〔編〕『中央公論社七十年史』（同・一九五五）中の出版目録における「昭和一九年」の刊行書リスト（六三二頁）に本書のタイトルの記載がなかったことから、津曲の著書は現実には刊行されていなかったと結論付けるにいたった。社員が応召したり、横浜事件で編集者が逮捕されていた同社は、同年七月情報局の命令により「自発的廃業」やむなくにいたり、以後戦後復興されるまで出版活動を停止している。⁽³⁰⁾津曲が自身の「著作目録」中、公刊されなかった書籍を、あたかも出版されたかのように記載する意図が何辺にあるのか、その意図は不明であるが、同書が「幻」の書であることは間違いないと思われる。

一九四五（昭和二〇）年（四五歳）

『勤労法の指導理念』（産業図書・七月一日）

* 「はしがき」の末尾の日付は昭和一八年二月二六日、さらに「附記」には、昭和一九年一〇月某日に「校正が完了」と記されている。それから実際に刊行されるまでに半年以上の日時が必要であったということであろうか。すなわち擱筆してから公刊されるまで一年半を超える時間が経過していたということになる。その間の戦況の推移は周知のことであろう。本書はいわば「遅れてきた青年」として社会に迎えられ、

津曲は戦後、もっぱら本書の刊行によってその不見識を批判されることになる。これについては、後述する(六・一四七頁以下参照)。なお同書のなかでは、「別著『企業体制と勤労体制』云々」という記述が何箇所かでみられ、当時はそのような著書の刊行も併せて予定されていたのかもしれない。

「アメリカの労働組合法」世界週報二六卷二九・三〇号(一月二〇日)

* 日本はポツダム宣言を受諾することにより、三年半あるいは一五年ともいわれるほどに長期にわたる戦争は敗北することと終わった。その直後ともいべき時期であっても、津曲の執筆活動は衰えることはなかったということであろうか。

(以下、省略)

(2) 津曲の経歴と業績一覧から読み取れること

このように先に引用した法学誌・津曲退官記年号に掲載されている「著作目録」とくらべると、論考表題や掲載誌名や年月に不正確または誤っているものが少なくないことと並んで、「一覽」から除外されたものが多くあることが判明した。それら(本稿では、ゴシック・太字表記したもの)は自ずと津曲が掲載を望まず、秘匿したいと願ったものかもしれない。しかしこれら戦前、とくに戦時中の言動を示す業績と、「略歴」や周囲の人びとによる回顧談などをも併せ総合的に見たとき、津曲の研究活動の経過や問題関心の推移が、より明確に理解できるようになったように思われる。

つぎに津曲は「労働法原理」(改造社・一九三二)序文一〇頁で「私が労働法の研究に志したのは大正九年東京

帝大在学中であった」一九一九(大正九)年であるとのべ、それまでの学究活動の経緯にふれている。また同所によれば、同書がそれまでのわが国で公刊された労働法に関する著作名——末弘『労働法研究』、吉野信次『労働法制講話』、孫田『労働法総論』、『労働法通義』、『労働法論各論』、『改訂労働法論』、山口正太郎『労働法原理』および児玉兼道『労働法要論』——や、著者名——中村万吉、安井英二、山中篤太郎、柴田義彦、江藤玄三および蒲生俊文——をあげていることからわかるように、同書はわが国における労働法研究を総括するとの意気込みのもとに刊行されたものと思われる。とくに本文ではくりかえし孫田の所説について批判的に言及されている。その意味では、東大入学から同書刊行までに発表された諸論稿は、いわば同書の準備的作業の一環として表わされたものとして理解することもできよう。とくに京城帝大に民法・民訴法担当教官として採用されながらも、津曲には、固有の意味での民事法に関わる業績はほとんどなかったことが注目される。

そして戦前の津曲の経歴をみると、まったく、またはほとんど論稿の公刊がない時期が、二度ほどあるのがわかる。それは一九三四(昭和九)、一九三五(昭和一〇)の両年と一九三八(昭和一三)年である。前者は、先にみたように津曲の一九三三(昭和八)年一二月から「社会法研究のための満二年間」——既述のように実際は二年一〇ヶ月に及ぶ——の在外研究の期間と重なることから、そのような事情のもと海外にあって論稿の執筆・公刊がなかったものと考えられる。それ故に一九三六(昭和一一)、一九三七(一二)両年に発表された四つの論稿は、在外研究の「成果」ないし帰朝報告として捉えることができよう。なお津曲は自身の「略歴」のなかで「独仏英米に在留」と記している。しかし先にも言及したが、法律時報八卷九号(一九三六)に発表した論考(「フランス労働法の概観」)の記述内容から判断して、おそらく在外研究の前半は、フランス(パリ)において従事し、後半はドイツに滞在したのではないかと推測する。これに対し、二度目の業績空白期である一九三八(昭和一三)年

は、活字化された学問的業績がまったくないというものではない。⁽³¹⁾しかし、ほとんどなかったことの背景には、何があったのかということ、問題となる。この年の七月、「日中戦争」の端緒となった北京郊外に位置する盧溝橋付近での日中両軍の軍事衝突が起こり、八月に入り「上海事変」となり、ついには全面戦争状態へといたった。

直後の八月に開催されたわが国第七十一議会(特別議会)、九月の七十二議会で多くの「臨時経済立法」「非常時立法」という戦時経済立法が制定された。翌一九三八(昭和一三)年、当時でいう支那事変後最初の通常議会である七十三議会では国内体制整備のための「国家総動員法」をはじめ、多くの戦時統制経済立法が制定されていった。⁽³²⁾同年初め、旧制高校以来の友人である弁護士・正木ひろしが発行する個人誌「近きより」二巻一号中、「手近なところにある我々の戒心し、実行し、警告しなければならぬこと」を読者に問うたアンケートについて、津曲はつぎのように答えている。⁽³³⁾

「拝復、最近の『近きより』を拜読していなので畏友正木君が如何なる御持論で『近きより』を編集していただけるか解らないが、御問合せの件ならば申す迄もなく我々大和民族は東亜の盟主として『大国民』の襟度と抱持が緊要だと思えます」。

このような記述から、津曲がかつて唯物史観に依拠した、少なくとも批判的ないし現実から距離をおいた議論を展開する立場から民族主義・国粹主義的社会観・信条を積極的に表明し、総力戦体制を積極的に推進するそれへと大きく右旋回をしていったようにも捉えることができる。⁽³⁴⁾そしてほとんど学問的業績のなかった空白の一年を経て、翌一九三九(昭和一四)年から、津曲は従来の論稿に見られたナチス労働法への批判的観点を大きく転換し

て、積極的な総力戦擁護、従来の労働法ではなく、統制経済法に関する論考を多く発表していくことになった。

既述のように、わが国は前年の一九三七(昭和一二)年七月七日、北平(北京)西南の盧溝橋付近での日中両軍による軍事衝突を契機とする日支(華)事変により局地的紛争から、宣戦布告なしの全面戦争へと拡大していった。すなわち一月、日本は大本営を設置し、北支、南支における戦局を有利に進めたが、一月に入り、国民党政府の首都南京を攻略し、大虐殺事件を起こし、国際世論の反発を招いた。同事件は、それまで対ソ戦略から静観していた英米が蒋介石率いる国民党への援助を強めていく契機となったとされる。一方、目を再び国内に転ずれば、一月一日(第一次検挙・四四六名)と翌三八(昭和一二)年二月一日(第二次検挙・三八名)の二回にわたり、コミンテルン第七回大会の方針(反ファシズム統一戦線の結成)に呼応して反戦運動を画策したとして日本無産党、日本労働組合全国評議会(全評)、労働派の大学教授らが逮捕された。³⁵⁾ これら事件については、従来合法的存在であった労働派や社会民主主義者にまで治安維持法による弾圧対象が拡大し、反戦・反ファシズム運動を合法的に展開することもはや不可能であることを示すものと受け止められた。また同年は、前年一〇月に始まった「挙国一致」「尽忠報国」「堅忍持久」のスローガンのもと、国民の戦争協力を推進すべく開始された「国民精神総動員運動」が本格化していった。³⁶⁾ また同年には、国家総動員法が公布・施行され、電力国有化などの戦時統制経済体制が本格化し、学説においては、契約の自由の基礎をなす自由な意思の合致とは正反対の強制的な契約締結を法的にいかに捉えるのかなどが議論されていった。³⁷⁾ このような社会全体が戦争遂行に傾くなか、津曲は以後、民法の財産法領域については「判例研究」「評釈」を発表しながら、その主たる関心は統制経済法に向けられ、そのような主題に関する論考や法令解説を数多く執筆・公刊していくことになる。そのいわば集大成が一九四二(昭和一七)年に刊行された『日本統制経済法』(日本評論社刊)であった。そして同書刊行後の一九四三(昭和一八)年

以降、日本は緒戦の大勝利から、アメリカの反転攻勢の前に後退を余儀なくされ、物資の欠乏が露わになるなか、津曲の論調もしだいに悲壯感をおびるようになっていった。いわばその頂点に達したものが敗戦のわずか一月前に刊行され、戦後批判の対象となった『勤労法の指導理念』(産業図書刊)であった。

このように津曲の業績を検討するに際しては、『労働法原理』『統制経済法』および『勤労法の指導理念』という三冊の著書に着目し、これらを里程碑としながら、考察することが可能であるように思われる。

- (1) 中川「津曲藏之丞君を悼む」法学セミナー一九六九・九号七〇—七二頁および菊池「故津曲藏之丞教授の業績について」日本労働法学会誌三五号(一九七〇)一五五—一六一頁。ほかに津曲追悼文としては、主に同人との交流と人柄について触れた石崎政一郎「津曲さんを想う」同前二五〇—二五四頁がある。
- (2) 後述するように津曲が京城帝大から東北帝大へと転出するが、あたかもそれと入れ代わるように、有泉亨とともにソウルへと赴任した山中康雄も、裁判官から転任したものであった(拙稿「有泉亨における争議行為の違法性阻却構成——戦後労働法学の一段面——」獨協法学七五号(二〇〇八)三〇—三二頁)。
- (3) その全体像については、同著作目録編集委員会(編)『長谷川如是閑…人・時代・思想と著作目録』(中央大学・一九八五)を参照。またその主要な著作を集めた同『長谷川如是閑集』全九巻(岩波書店・一九八九—一九九〇)がある。
- (4) 長谷川の思想的屹立期とされる白虹事件から「我等」誌創刊にいたる経緯については、山領健二「『我等』の時代——如是閑をめぐる人々——」『長谷川如是閑集』第八巻(岩波書店・一九九〇)三五五—三六二頁および古川江里子『大衆社会と知識人——長谷川如是閑とその時代——』(芙蓉書房・二〇〇四)四五頁以下を参照。
- (5) 梅田俊英『社会運動と出版文化——近代日本における知的共同体の形成』(お茶の水書房・一九九八)一四頁。
- (6) 正木昊^{まさきひろし}——戦前・戦後を通じて一貫して「反権力」の立場に立って活動した弁護士である。一九三七(昭和一二)年から一九四九(昭和二四)年まで、個人誌「近きより」(月刊)を刊行して、軍国主義批判を展開した。これについては「近きより」全五巻(現代教養文庫および旺文社文庫)としてまとめられている。なお同『著作集』全六巻(三省堂・一九八

- (4) を参照——「わが青春記」(一) 東京新聞一九五五・五・一七(同著作集V『弁護士さん 評論・随想』(三省堂・一九八三)二四七頁)によれば七高在学中、ここにあげた者たちは鹿児島市内の「街の一軒家を借り、共同生活をし」ていたように、仲良き友人たちであった。
- (7) 長谷川如是閑「ある心の自叙伝」(筑摩書房・一九六八)後篇三二二頁、正木ひろし「如是閑先生と私」サンケイ新聞一九六九・一一・一三夕刊(同・同前著作集V巻二八五—二八六頁および前掲『長谷川如是閑』三三三—三三四頁所収)。ただし正木の場合は、弁護士活動に忙しく「それほど手伝ってはいな」かったかもしれないという(楽しかった我等社の編集会議——殿木圭一先生を囲む座談会——)前掲『長谷川如是閑』二五一頁)。しかし正木が弁護士として活動するのは、大学卒業(一九三三(大正一二)年)後の一九二五(大正一四)年三月——当時東京帝大法学部卒業生は無試験で資格を取得しえたとするが、そのような特典は一九三三年以降廃止されている。ただし正木「なぜ私が弁護士業を選んだか」BOOKS一九五七・六(正木・前掲著作集V巻(一九八三)一六四頁)は一九三三年に弁護士資格を東京帝大法学部法律学科卒業生として無試験で取得したとのべている——であったことから、むしろ在学中は、千葉県立佐倉中学校や長野県立飯田中学校の英語教員として勤務していた(古賀正義・前掲『近きより』一(旺文社文庫・一九七九)(解説)三九五—三九六頁)という事情(正木自身、「東大法学部に通ったのは、僅か半年で、あとの二年有余は……県立中学の教師をしていた」とのべている(同・同前稿一六五頁)。なお、なぜ大学在学中に公立学校の教師として勤務できたのかは不知)によるのではないかと思われる。さらに津曲らは皆、当時二度めの来日していた、ロシアの盲目の詩人で、エスペランティストのワシリー・エロシエンコを囲んで、「影の形に副う如く歩いて歩いていた」ともいわれている(山領・前掲稿三七三頁)。
- (8) 山領・同前所。
- (9) 山領・同前稿三七二—三七三頁および古川・前掲書二〇—二三〇頁。
- (10) 同誌については、法政大学大原社会問題研究所(編)の同誌(一九一九(大正八)——一九三〇(昭和五))の『復刻版』(法政大学出版局・一九八三—一九八四)を参照した。
- (11) ただし津曲の高校・大学を通じての友人であった福岡誠一「正木ひろしを弁護士にした話」文芸春秋一九五八・五(同盟育成会(編)『福岡誠一』(新聞通信調査会・一九七六)収録七三頁)は、「大正二二年の三月に東大の法学部を卒業した」としている。
- (12) 一九二三(大正一二)年以降一九四八(昭和二三)年にいたるまで、法曹となるための統一試験である。弁護士の場合

- は試験に合格するだけで弁護士とすることができたが、司法官となるには試験に合格したのち司法官試補に任命され、一年六月の実務修習のちに「考試」に合格しなければならなかった。なお、帝国大学法律学科卒業生は無試験で試補に任命され、または弁護士になることができるの特典は、前年を最後に廃止されたのではないかと思われる。
- (13) 津曲・後掲『労働法原理』のなかで、ドイッ学説のみならず、「コムモンズ並にアンドリース共著『労働法原理』」における記述内容への言及がしばしば見られるが、それにはこのような事実を考慮すれば、いわば辻褃が合う。なお本書については、北岡壽逸による邦訳(コムモンズ、アンドリュース著『労働法原論』(清水書店・一九二〇))もある(ただし、未見)。
- (14) 正木「如是閑先生と私」同・前掲著作集V巻二八五頁および前掲『長谷川如是閑』(中央大学)二三四頁。なお京城帝国大学については、拙稿・前掲「有泉亭」三一—三三頁および同所で引用している文献を参照。
- (15) 正木「オカシナ判決、怪しげな裁判官」学習のひろば一九七〇・二(同前・著作集V巻一九三—一九四頁)。
- (16) 同誌については、法政大学大原社会問題研究所(編)の同誌一卷一号(一九三〇(昭和五))—五巻二号(一九三四(昭和九))の「復刻版」(法政大学出版局・一九八四)を参照した。
- (17) 京城帝国大学は、運営のありかたは日本国内の帝国大学の制度が準用されていたが、国内の大学とは異なり、文部省ではなく、朝鮮総督府の管轄のもとにおかれていた(詳しくは、馬越徹『韓国近代大学の成立と展開——大学モデルの伝播研究——』(名古屋大学出版会・一九九五)参照)。
- (18) 東北大学法文学部略史編纂委員会(編)『東北大学法文学部略史』(同・一九五三)中「法文学部年譜」四九頁以下、六七頁。
- (19) なおこの間、長谷川如是閑については、同年二月二三日、日本共産党の外郭団体である日本赤色救援会(モップル)に、資金提供をしていた疑いで警察に召還され、即日釈放されるという事件が起きた。このあと長谷川の発言内容は、大きく右旋回していく。そのことをどのように解するか議論があるが、これについては、平石直昭「如是閑の『日本回帰』について」『長谷川如是閑集』第7巻(岩波書店・一九九〇)三七三頁以下を参照。そして翌一九三四(昭和九)年、津曲がその前身「我等」誌を含めれば一〇年近くの間しばしば寄稿した「批判」誌は、紀元節(二月一日)にちなんで刊行された二月号をもって、「無期休刊」となった(古川・前掲書一七〇頁)。
- (20) 菊池・前掲稿一六一頁。

- (21) 同誌については、『復刻版』(ゆまに書房・一九九八―二〇〇四)を利用した。末尾(巻数)は同収録巻数である。
- (22) 一九三七年一月に創刊された同誌は三巻六号を刊行した後、「朝鮮地方行政」誌と合併する一方、その巻号数は同前誌のそれを引き継いだことから、津曲稿の掲載誌の巻号数が一八巻七号(通関二〇一号)となっている。その経緯等については、橋谷弘「解説／『朝鮮行政』と総督府官僚」『朝鮮行政』(復刻版)別巻・総目次・索引・解説(ゆまに書房・二〇〇四)三四五頁以下を参照。
- (23) 前掲『東北大学法学部略史』六七頁。
- (24) 同前書六七、七四頁。
- (25) 安田幹太「城大の想い出」『紺碧遙かに―京城帝国大学創立五十周年記念誌』(京城帝国大学同窓会・一九七四)一一二頁は、中川の用件がいかなるものか聞くまでもなくわかっていたので、「会った上では面倒なので辞を構えて訪問を断わった。数ヵ月後、再び中川氏と同期の憲法教授の松岡修太郎君を介して重ねて意向の打診があったが私の意は動かなかった。『学者は転任があるべきではない』と言うのが予ねてからの信条で」あったとのべている。
- (26) 中川・前掲「悼む」七〇頁。なお東北帝大では、助教授が帰朝後、教授に昇格することを前提に文部省在外研究員として在外研究に赴くことが多かったことから、中川はこのようにのべている(中川善之助「法文学部創立の思い出」前掲『東北大学法文学部略史』一〇頁)ものと思われる。また石田文次郎については、拙稿「戦時期の吾妻光俊の理論軌跡―『労働力のコントロール理論』前史―」獨協法学七一号(二〇〇七)五五―五七頁参照。
- (27) これとほぼ同時期、法律時報誌編集部は「大東亜建設と法学者」と題する課題への回答を求め、これに応じたものを、同誌一四巻六、七、八、九各号(一九四二(昭和一七)年)に四回にわたって掲載されている(到着順で(一回)八名、(二回)五名、(三回)二名、(四回)一名の計一六名)。津曲の回答は連載三回目に掲載されている(なお、津曲の「応答」掲載時のもうひとつの回答者は、戦後直後の「法社会学論争」に際し、マルクス主義法学の立場から論陣を張った杉之原舜一であった。ただし、引用は省略)が、つぎのようにのべている。
- 「大東亜の指導性を持ち得る法学の建設が何よりも必要であるが、そのためには欧米法学への過度の依存を我国自身の法学が清算する必要がある。しかしその反対に欧米法学の過度の軽視も充分に慎まねばならない。それと同時に大東亜共栄圏に於けるそれぞれの地域に於ける慣行や法規を具体的に調査整理し、その基礎の上に合理的な将来の方策を立てられなければならない。それは我国の法学者の絶大な努力を必要とする大事業である。」

このような津曲の発言は、他の者による「回答」とくらべて、とくに突出したものではなく、大よそ多くの者が同様のことをのべていた。つまり、それが当時の法学者の公にしえらる一般的な見解であったと解することもできよう。

(28) 蛇足ながら、戦後労働法学に足跡を残した者による同邦訳関与の例として、津曲のほかに(最高国防会議及び国防委員会・独逸国民国籍・ダンチツヒノ独逸国へノ編入・勲章及び名譽章・国旗及象徴・独逸国ノ新建設・国会・NSDAPノ法的地位 松岡三郎訳七八頁・昭和一九年三月、(農業 吉川大二郎・後藤清・板井郁郎訳 一三三頁 昭和一九年)および(労働奉仕 磯田進訳 一四七頁 昭和一九年七月)という記載が見られる。

(29) 中川・前掲稿七〇頁は「戦中には……『ドイツ労働法の發展過程』(昭一九)が書かれ」とのべ、菊池・前掲稿一五九頁も「昭和十九年には、『ドイツ労働法の發展』という著述もあるということだが、見る事ができなかった」としている。

(30) さらに同社〔編〕『中央公論社の八十年』(同社・一九六五)三〇一頁(杉本久英執筆)は、このことを次のように述べている。

「七月十日午前十時、情報局第二部長橋本政実は中央公論社と改造社の代表を招いて、自発的に廃業するように申し渡した。中央公論社では嶋中社長が入院中だったので、専務松林恒と監査役湯川竜造が代理として出頭して、申渡しを受けた。中央公論社ではただちに松林恒を中心に、……清算事務に入った。／七月三十一日、最後の会食が東京會館(当時大東亜會館)でおこなわれた。社員総数は七十九名であったが、応召や(横浜事件に関連しての)引用者)検挙で欠けた者が多く、出席したのは四十名であった。海草のスープに海豚のカツレツというさびしい献立であった。」

(31) 一九三八年には、すでに見たように、津曲は朝鮮総督府に関わる人びとを読者対象とする「朝鮮行政」二巻四号に「被傭者の忠実義務について——物質的なものより人格的なものへの要請——」という小稿を発表している。また正木ひろしの個人誌である「近きより」二巻五号(八月五日)に「文人画と法学者」と題する随筆(雑誌主催者である正木が法律家兼弁護士であるが、その描く絵は友人はだしであるとの趣旨のもの)も発表している。

(32) 峯村光郎「経済法」(ダイヤモンド社・一九四二)五九一—六一頁。

(33) 「アンケート」近きより二巻一号(一九三八・一)正木ひろし「近きより」一(旺文社文庫・一九七九)一九二頁。なお同アンケートには、全部で五八名の回答が寄せられているが、それぞれ回答者の個性が自ずと現われていて興味深い。また津曲はさらに同誌五巻八号(昭和一九年八月五日)の同誌五周年記念の「一、貴下が『近きより』または正木呉を

知った因縁話／二、『近きより』または正木呉を祖上にのせる／三、貴下の御心境または御近況』との読者アンケートに対し、つぎのように答えている(同三)『日米開戦前夜』二九九―三〇〇頁。そこには、津曲の、ある種生真面目な性格が現われているようにも思われる。

『近きより』は君の知人との文通がわりのものだと君は奥書に書いているが、活字にした雑誌の型を採る以上、矢張、一面公の生活的のものである。プライベートな友人間の気まずさや感情などは私信に依るべきもので、公の雑誌に吐露すべきではない。それはペンを採るものの慎むべき第一次的心得だろうと思う。『近きより』には、時々此の種の脱線があるように思う』。

同誌四巻二号(昭和一五(一九四〇)年)では、正木「読者諸氏へ」(同前二・三〇八頁)冒頭、前年一二月に、同人が津曲とともに共通の友人で、「東京」帝大病院に入院中の福岡を見舞い、その後、長谷川如是閑宅へと向ったが、二人から正木の言論活動への忠告がなされた旨の記述がある。津曲がこれら七高以来の友人についてほとんど言及することはないのに対し、正木が懐かしげに、繰り返し言及しているのは対照的である。これは生前、丸山眞男(一九一四―一九九六)が一高(旧制第一高等学校)以来の友人であった磯田進(一九一五―二〇〇二)について、しばしば言及していたのに対し、磯田の方は自らの一高時代の友人として伊藤藤律や杉浦民平をあげながらも、丸山との交友についてほとんど発言しなかったことが想起される(「司会」江守五夫「語り手」磯田進「聞き手」秋田成就他五名「座談会」研究生活の回顧「社会科学」(東大社研)二六巻三―四号(一九七五)三一―頁参照)。すなわち丸山は旧制一高および助手時代をふくむ東大時代、とくに滝川事件に際しての磯田の行動について、頻繁に懐かしげに言及している(丸山眞男・福田歎一「編」『聞き書・南原繁回顧録』(東京大学出版会・一九八九)一六七―一六九頁および松沢弘陽・植手通有「編」『丸山眞男回顧談』上(岩波書店・二〇〇六)に引用箇所は多くあり、下巻「人名索引」を参照)。さらに丸山は、その自宅を訪れた日本近現代史専攻者に対し、磯田が「戦後伊藤藤律と関係があった。ある時点で運動からまったく離れたが、それまでは(日本共産)党に忠実だった」(松尾尊亮「丸山眞男先生からの手紙」みすず二四七号(一九九〇)同「昨日の風景」師と友と」(岩波書店・二〇〇四)収録一九五頁)などということまで話していた。

(34) なお、津曲の師である長谷川如是閑も、盧溝橋事件以後同じく、近衛内閣の「暴支膺懲」論を踏襲して、日本の武力行動を正当化し、国民に戦時協力を要請する議論を展開していった(古川・前掲書三三六頁以下を参照)。

(35) 事件の経緯等詳しくは、小田中聡樹「人民戦線事件」『日本政治裁判史録』昭和・後(第一法規・一九七〇)を参照。

(36) これについてはまず、一九三七(昭和一二)年八月、第一次近衛文磨内閣のもと「実施要綱」(挙国一致堅忍不拔ノ精神ヲ以テ現下ノ時局ニ対処スルト共ニ今後持続スベキ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼シ奉ル為此ノ際時局ニ関スル宣伝方策及国民教化運動方策ノ実施トシテ官民一体トナリテ一大国民運動ヲ起サントス)が閣議決定された。国家総動員体制といつても当初は、精神的な運動であつたようだ。しかし、戦争の長期化にともない経済国策への協力が中心となり、貯蓄増加や国債購入の奨励、金属回収などが実施されていくようになり、一九四〇(昭和一五)年一〇月、大政翼賛会に吸収されていった。なおわが国の国家総動員体制は機構が煩雑で、実際には有効に機能せず、戦争体制への自発的協力は結局失敗したとも評されている。

(37) 白羽祐三『現代契約法の理論』(中央大学出版部・一九八二)六一頁以下、とくに八一頁以下および同『プロパティと現代的契約自由』(同・一九九六)三二二頁以下を参照。

三 津曲『労働法原理』(一九三二)と『日本統制経済法』(一九四二)の公刊

1 『労働法原理』(一九三二)への道程とその到達点

一九三二(昭和七)年九月(同書奥付による)、津曲三三歳のときに改造社から刊行した『労働法原理』が同人にとつて戦前・戦後を通じての主著であることは、衆目一致するところであろう。

津曲は同書の「序文」において同書刊行にいたるまでの研究経緯と意義について、つぎのようにのべている。⁽¹⁾すなわち「私が労働法の研究に志したのは大正九年〔ということは一九二〇年、津曲二〇歳のときということになる―引用者〕東京帝大在学中であつた」(一〇頁)。ついで津曲は従来わが国労働法研究として末弘の『労働法研究』(改造社・一九二二)その他の著書をあげながらも、「ドイツに於ける労働法の系統的紹介と体系付けとは孫田

博士の諸著「がある」に過「ぎず、「民・商法に比し、その研究の忽にせられ」ているとの現状認識を示している(一〇—一頁)。そして同人は「今日迄、雑誌『批判』(正確には、『我等』および『批判』の両誌—引用者)又は京城帝國大學論集中に労働法に関する若干の論文を発表したが、それらは幾多の誤謬を犯している。本著に於ては其等の点を全部訂正して置いたから、読者はそれらの点に関する卑見は本著に於て批判して欲しい」(一二頁)とのべて、その自信のほどを示している。すなわち従来、津曲の労働法学に関する業績としては、既述のように、裁判官時代にコモンズ John R. Commons とアンドリュース John B. Andrews の共著である『労働法原理』第二版(Principles of Labor Legislation, 2 nd ed. [1920])の翻訳である『アメリカの労働法制』上・下(司法資料一六、一一七輯)、「労働法より見たる官公吏の団結及罷業」我等一一卷一〇号(一九二九)、その表題を改めた同稿「団結及罷業の社会的並経済的根拠——労働法より見たる官公吏の団結及罷業の二——」同一一卷一一号(同前)、同「の三」同前一二卷一号(一九三〇)と京城帝大の紀要である京城帝國大學法文學會第一部論集・第三冊(四)に「契約の自由と労働法の指導理念」なる論稿を発表している。これらのうち、最後者は総頁数一三〇頁を数えるもので、論文としては比較的長大である。しかし本書の原型をなすのはむしろ、その前に『我等』誌に連載されたが、結局は未完に終わった「労働法より見たる官公吏の団結及罷業」ないし、その続稿として表題を改めた「団結及罷業の社会的並経済的根拠」であるように思われる。津曲は同稿の冒頭「官公吏は一般労働者と異なるかどうか」(一一—一七頁)との課題を設定し、労働法上の労働とは「他人の需要を満足させる人間の目的意識的行動である」(同前・一九頁)と捉え、その特徴として「雇主に對し経済的に社会的に従属關係に立つ」(同前・二二頁)ことをあげている。結論的に「官公吏の地位は労働法上一般労働者と何等異なる所なく、従つて官公吏は労働法上の被備者であると謂わなければならない」(同前・三二頁)とした。このように官公吏の労働者性について論じる過

程で津曲は、主に「従属労働論」に関する当時のドイツ学説を引用しながら議論している。そして途中、津曲は従属労働に関するドイツの議論については「他日『労働法に於ける基礎概念』という表題で詳しく検覈してみようと思う」(同前・二三頁)、あるいは「従属労働の諸形態に関しては他日、本誌上で『従属労働の諸形態』の表題で研究しようと思う」(同前・二四頁)などと抱負をのべていた。⁽³⁾したがって、そのような目論見がいわば本書となつて具体化したのだと考えることができよう。いずれにせよ当時の津曲にとつて、本書はそれまでの司法官時代を含む一〇年に及ぶ労働法研究の集大成として位置付けられるべきものであったことは、確かであろう。

2 『労働法原理』の構成と概要

(1) 津曲『労働法原理』の目次構成

そこですまず、本書の目次構成がどのようなものであったか、確認しておこう。それは、つぎのようなものである(実際のそれは、より詳細であるが、ここでは章節までに留める)。

序文

第一章 労働階級と労働法の生成

第一節 労働階級の発生／第二節 労働法の発展

第二章 労働法の史的発展

第一節 一般的考察／第二節 ドイツに於ける労働法の発展／第三節 『労働法』の術語の発展過程

第三章 労働法の意義

第四章 労働法の基本関係

第一節 単純労働関係／第二節 従属労働関係／第三節 従属労働関係の現象的構成／第四節 従属労働関係の源泉

第五章 従属労働者並に資本家

第一節 被傭者／第二節 資本家

第六章 労働法の研究法

第一節 一般的考察／第二節 労働法の研究法に於ける学説／第三節 学説批判並に私見

第七章 労働法の法域

第一節 一般的考察／第二節 労働法の法域に関する学説／第三節 公法並に私法の交互関係／第四節 労働法の法域に関する私見

第八章 労働法の構成

第一節 一般的考察／第二節 労働法の理念／第三節 労働法の法源／第四節 労働法と社会主義並に社会運動／第五節 労働法は階級法であるか

第九章 労働法の体系

第一節 労働法の体系に関する学説／第二節 各国の労働法典の体系／第三節 労働法の体系に関する私見

このように同書は全九章からなる。津曲はその構成について、第五章までを「労働法の基本関係」を検討する部分とし、第六章以下を「法としての労働法」の考察をする箇所として、大きく二つのパートからなると説明してい

る(三四六頁)⁽⁴⁾。つぎに内容的には、津曲自らこれらを「資本制社会の落日に竹藪で騒ぎ立てる雀の群れ」(同前所)にたとえて、「本著はドイツに於ける此等の雀群の美音でもない喋舌(である)」、労働法理論の紹介と批判とを目的としている(同前六頁)とのべている。すなわち当時わが国でも、多くの人がびとが雇用労働に従事し、また労働組合は存在したけれども、社会的影響力は微弱なものであったし、原初的労働保護立法はあっても、労働組合に関わる制定法はなかった。それゆえにわが国の実定法を前提としない労働法学は諸外国の立法例や議論の紹介、そしてあるべき立法のあり方を提言するしかなかった。当時周知のように、日本の法律学の世界では、ドイツの議論が主要な研究対象となっていたことからすれば、それはある意味で、当然であったのかもしれない。⁽⁵⁾反面本書は確かに、著者自身もいうように「少しペダンチックに思われる」側面も否定しえない。しかし津曲は、ドイツでの議論を日本に正確に紹介する必要はあるのではないか(八頁)という。その理由として「今日我国に於てドイツの労働法学者の所説が誤り紹介されているように思われた」(同前所)ことがあげられている。それは具体的に、主に孫田秀春のことを念頭におかれたものと思われる。当時わが国でそれまでに著された労働法学に関わる業績があったことを肯定しながらも、津曲は「ドイツに於ける労働法の系統的紹介と体系付け(がなされたの)」は孫田博士の諸著(がある)に過ぎない(一〇—一頁)としていることから推測できる。本文では、津曲は頻繁に孫田への批判・反論をくりかえしていることも特徴的である。それは自らこそがドイツの議論を正確無比かつ批判的に紹介するとの自負の表われなのかもしれない。ただし、それは後述するが、非常に攻撃的な態度をもってなされている。

なお本書は「主として労働法に於ける基本的理論を取扱ったので『労働法原理』という書名をもつものであるが、一般にいう「総論」にあたるべきものであった。それゆえに将来「各論」が執筆・完成されることにより、津

曲にとつての「労働法の全体系的構成」は完成するであろう(二三頁)ことをのべて「序文」は結ばれている。

(2) 津曲『労働法原理』の方法的特徴

今日にいたるも、本書はわが国労働法学の古典としてしばしば言及される。そして、本書には労働法学の基本原
理を明らかにしようとするための方法的特徴がある。すなわち本書は、唯物史観ないしマルキシズムの観点から
議論が展開されている。津曲は自らの研究について「本書に於て私の採った立場」として、つぎのようにのべてい
る。長くなるが、該当箇所を引用する(原文では、同一段落の一つながりの文章であるが、引用に際しては、箇
条書きに直した。また漢字および送り仮名は現在用いられているものに改めた。⁶⁾

(一)「従来、法形態と独自のな機構として観念論的・形式論理主義的に取扱っていたのに対して、私は法的構
造を経済的諸関係の上層建築として、掛る上層建築に対し唯物論的解釈を試みたこと」。

(二)「従来、法的構造の分析を交換過程のみから、行い、従って単に余剰労働の分配を交換過程のみから行
い、従って単に余剰労働の分配過程のみを考察していたのに対して、私は生産過程より解析を試み、従って従属
労働関係を基底として民・商法の形態を考察しなければ不可なることを提唱したこと、換言すれば民・商法の基
底としての労働法を定立したこと」。

(三)「従来、法取引を物権関係と債権関係との分解し、従って物に対する支配と人的行為の請求権とを分離し
ていたのに対し、私は人間の法律関係を労働関係に還元し、従ってそこから身分的・人格的關係を債権的關係と
の弁証法的対立を認め、商品の魔術性が如何に法形態に反映しているかを指摘したこと」。

(四)「従来、労働法が労働解放の指南針と主張されたのに対し、私は労働法は階級闘争の休戦的形態であり、且つ法的処理のみを以ては労働解放は庶幾し得ざること、換言すれば労働法を恰も社会主義と同一物である如く解く学者に対し、労働法は社会主義にあらざる所以を強調し、且つ労働法と社会主義とは全く異なることを闡明することが労働法学者の任務であること」。

津曲は、以上のような四つのことを自らの特徴としてかかげている(「序文」六一―七頁)。こうして、いずれも「従来」わが国法学説のドイツ労働法の理解・解釈に対し、津曲(＝私)が新たな見解を示そうという意欲的な態度を鮮明にしている。先にのべたように、その基本的立場は唯物史観に依拠するものである。しかもそれは一般論・抽象論としてではなく、具体的に労働法法理として結実させた点に特徴と意義がある。このことは刊行当時から多くの者により注目されていた。ただし全体を通して他者を批判した上で、自説を展開するという形式をとるためであろうか、あるいは「あらゆる場面において論敵を斬りまくる」、「罵倒する」「相当乱闘的である」と評されるような論調の書であるがゆえか、津曲の主張を十分に捕捉しがたいという側面があるのも事実であろう。

(3) 労働法の理解の中核——労働の従属性——の把握

本書において、その中心となるべき部分は、すでに多くの評者が指摘しているように、労働の従属性についてのべた第四章「労働法の基本関係」七〇頁以下であろう。同章は本文五百三頁を数える同書中、二〇八頁分を占め、末弘がいうように「本書の中核を成すものであって総頁数の約半を占めている」⁽⁹⁾。それはとくに、先に引用した津曲が自らが「採った立場」として説明している「序文」中の(一)(二)(三)を、具体的にのべている箇所にあたる

う。津曲は、同章冒頭、つぎのような課題の設定を行なっている(七〇頁)。

「労働法とは従属労働関係を規律する法である。……従って労働法は労働一般に関する法ではなく、特殊の労働関係、即ち従属労働関係に基く法である。それ故に従属労働関係とは如何なる関係であるか、之が労働法の基本問題である。従属労働関係は一言に云って仕舞へば、近世(今日的にいえば、「近代」であろう)引用者、以下同じ)資本主義社会の労働関係である。だがそれを法律上如何に規定すべきか、又ドイツの労働法学者は如何にそれを理解しているか。」

津曲は同章でマルクス Karl Marx 『資本論 Das Kapital』第一巻の「価値形態論」に依拠したと思われる議論を展開する。すなわち次節「従属労働関係」と対比させて、具体的な差異を捨象した抽象的なものであるがゆえの第一節「単純労働関係」では、労働法の基調である労働関係について「人間の生活は物質なしには一日も維持し得ないことと、人間は原子的な孤立的生活を営んでいるものではなく、他の人間と相互に依存し合つて生活している〔。〕換言すれば、自然に対し関係を取り結ぶと同時に、人と人との間にも関係を取り結ぶ」(九二頁)と把握することができる。したがって「労働関係は生産関係又は生活関係と云う術語で表現することが出来る」(九四頁)と理解する。それは歴史的にみれば、「各自の労働生産物が直接に社会の所有に帰属し、各自の個別的私有に帰属しない」古代原始共産社会と、「各自がその労働生産物を私有」し、「それらが相互に交換されることによつて労働関係が間接的に連結される」場合との二つがある(九九頁)。そして、この間接労働関係は物々交換の場合にも生じるが、それが一般化・普遍化するのの商品生産社会である。「此社会に於ては必然的に間接労働連結に基く労働関

係が主位的となる。而もこの間接労働関係こそ近世の法的関係の基底である」(一〇〇頁)。このような間接労働関係は貨幣の発生にともなつてW(商品)―W'(違った商品)からW(商品)―G(貨幣)―W'(違った商品)へと発展する。すなわち、そこでは人は商品所有者として現われ、他人と商品を交換して得た貨幣で自己の必要な商品を購入する。同人はこの行程を繰り返すことにより生活を営んでいく。「斯る商品生産者による商品交換は社会全体からみれば商品流通として現出する、而も斯る社会の連結は無数なる人間労働が社会的に連結されその総体性の上に具体的労働の区別を捨象した人間労働と云う一面を現実^ニに有することに依つて取り結ばれているのではあるが、労働の斯る社会的機能は表面的に表われないで、労働生産物―商品―の社会関係と云う様式を帯びて来る。即ち人間の労働の社会的性質は此の場合には全く目に触れないで、物の自然的性質が社会性を持っているが如く見える。……各自の私的労働が社会の総労働の一体として〔の〕性質を表明するのは生産物が社会的に交換されてからでなければならぬ。これが商品生産社会に於ける労働の特性である。従つてそれは人と人との関係として表われないで、物と物との社会関係として表面的に顕現する。されば之を間接単純労働関係と称する」(一〇三―一〇四頁、傍点―原文)。そして「商品交換は人間の意思を媒介とすることになる。即ち各自は当事者の同意を以つてのみ相互の生産物を譲渡する。それ故にそれは主観的にみるならば、人の自由意思に基づく契約関係として表われるのである。此の場合個々人は物の所有者としてのみ存在するのであつて、物の関係が法律的には契約関係として表われるに過ぎない」(一〇五頁)――。以上のように説明されたことが、津曲によれば、いわば単純商品関係の内容である(一一一頁)。

ついで第二節「従属労働関係」で津曲は、冒頭、貨幣の出現・所有に生産手段の独占、大衆の生産手段からの分離により、非所有者は労働力を売買するしか生存の道はないと指摘する。すなわち従来のW―G―W'の流通過程は

G—W—G'の過程を生む。すなわち労働行程は、価値形成から価値増殖過程に転化する(一一五頁)。そして津曲は再び「労働法とは従属労働関係を規律する法であるとする」ことが、今日の労働法学界の通説である。然らば従属労働関係の本質は何であるか。その究明が結局労働法の基本問題である(一一六頁)との問題提起をしている。こうして同節は、つぎのような目次構成をとっている。

第一款 労働関係の史的考察

第一 労働関係に関する諸見解

第二款 学説批判並に私見

第二款 従属労働の本質

第一 従属労働に関する学説

第二 従属学説に対する批判並に私見

すなわち津曲は第一款で、資本主義社会における「従属労働関係」の本質を論じる前に、それと区別した古代・中世における不自由人の労働関係である「隷属労働関係」についての歴史的展開に関する学説を紹介している(一一八—一二二頁)。そのあとで、津曲はつぎようにのべている(一二六—一二九頁)。

「今日の労働者は奴隷、農奴等から転化したものであり、それが商品形態を採るために自由な債権関係を表明しているが、その中に素朴的支配形態の存することを否定してはならない。……斯る素朴的支配形態を人格法と云

うならば今日の従属労働関係は財産法(債権法)と人格法(身分法)との両法域に交錯する労働関係である。……/要之するに労働力の商品化こそ従属労働関係の基調であり、且つ労働力の商品化は単純商品過程と異り、債権関係と人格的關係との対立をその中に包含すると云う特殊性を持つのである。」

ついで津曲は第二款第一で「従属労働の本質」に関するワイマール時代当時までのドイツにおける学説上の議論を紹介している(一七〇—二一八頁)。それは七つの諸説の概要とそれらに関する批判をそれぞれ併せて紹介する詳細なものである。すなわちそれらは具体的には(一)「経済的従属説」(メルスバッハ/批判・ニキッシュ、リヒター、ヤコビ)(二)「特定職業所属に依る従属説」(カスケル、クレツラー/批判・ヤコビ、ジントツハイマー、ヒュック、リヒター)(三)「他人決定労働説」(ヘーニガー/批判・リヒター、ニキッシュ)(四)「従属類似の概念による説」(モリトール「労働継続説/批判・ヒュック、ニッパードアイ、ニキッシュ」、ヤコビ、ニキッシュの古い見解「他人決定と継続労働との綜合觀念に依る説」/批判・ヒュック、ニッパードアイ)(五)「身分的従属説」(古いジントツハイマーの見解「意思従属説」/批判・リヒター、ニキッシュ)、マッターイ、ヒュック、カスケル、ヘーニガー「命令指揮権従属説」/批判・ヤコビ、ニキッシュ)(六)「組織的・法律的従属説」(ジントツハイマーの新しい説、ポットホフ/批判・ニキッシュ、ヒュック、ヤコビ、リヒター)および(七)「使用並びに組織編入説」(ニキッシュ)というものである。

以上のようなドイツにおける学説諸説を詳しく論じたあとで津曲は自らの見解を、同款第二「従属概念に対する私見」二一八頁以下で開陳している。ここでは、とくに孫田のドイツ学説理解を批判しながら自説を展開している。それは要するに「従属関係とは畢竟、資本主義社会の階級関係であるが、それを法的構成として見るならば、

債権関係と身分関係の相矛盾した二者の統一的法形態」(二三三頁)であるという理解である。津曲は、このことを(一)「債権的關係」(二三三頁以下)と(二)「身分的關係」(二二八頁以下)とに分節してのべている。すなわち前者は、平等なる意思の対立として表(現)われるものであり、 $W-G-W$ の過程の法的表現である。「それは単純商品社会に於ける過程と同様である。然しながら斯る従属労働関係は此の過程のみから構成されない。そこには又労働力の支配、即ち労働力の使用価値を消費することに依って、ヨリ多くの価値を実現する価値増殖過程が内蔵される。此の過程こそ従属労働関係の身分的關係である」(二二八頁)。一方、後者については、津曲は「従属労働関係は債権関係の外に、更に身分的關係(人格的關係)を包蔵する」(同前頁)とする。それは $G-W-W-G$ と表現される、資本主義的商品生産過程における価値増殖過程である。それは一言でいえば「労働力の処分を雇主に帰属せしめる関係である」(二三三頁)。こうして津曲は、つぎのようにいう。「我等は従属関係とは……債権関係即ち、 $W-G-W$ と身分的關係即ち $G-W-W-G$ との相矛盾した対立の統一物と解する」(二三七頁)。労働者は使用者とのあいだに債権関係をもって自由に取引したのかもしれない。しかしその内には身分的従属関係を包蔵しているがゆえに結果において、何等の自由の契約当事者ではなかった。このような「矛盾の統一物」こそが労働法の基本関係である従属労働の本質なのである(二三九頁)。

(4) 津曲の従属労働理解に関する評価

このような津曲の労働の従属性理解については、いかに評価されていたのであろうか。

津曲の本書を取り上げた者は等しく、これを高く評価している。たとえば末弘は「本書の中心をなしている従属労働の本質に関して著者の與えている説明は従来ドイツのどの学者が與えているものよりもよく出来ていると思

う。私にとっては従来自分が言おうとしていた気持が別な言葉で非常に巧く説明されたような気がする⁽¹⁰⁾とまでべて絶賛していた。また加古祐二郎は本書について「身分関係が法的関係たりうる為には債権的關係を経ることを必須条件とする。この故を以て労働法の対象たる従属労働関係を債権的關係と身分的關係との統一關係に求める著者の見解は亦示唆に富んでいる」と評価している⁽¹¹⁾。ただし加古はこのように「著者が法的形態のマルクスの分析として、『交換過程』ではなく、むしろそれは『生産過程』よりすべきだとするのは『誠に正しい』としながらも、

「このことより直ちにブルジョア法形態の基礎付け一般をかの『資本の生産過程』内における剰余価値の生産なる労働の価値増殖過程に迄凡て還元すべきだというふうに解するならば夫れは飛躍であろう⁽¹²⁾」とする。すなわち加古は「労働法の特、殊、性として従、属、関、係を強調する余り、一切の法形態の分析をG—W—G'なる生産過程に還元して一元的に求めんとするならば、換言すれば著者が一切の法律關係を労働關係に還元し、労働法を直ちに民商法の基、底とされる点は法、形、態の分析としては多少公式的である⁽¹³⁾」とのべている。すなわち、すでに見てきたように労働法については、流通過程のみならず、価値増殖過程である生産過程にも着目するものである点で、特徴的であり、かつ民商法に対して、その基底をなすとして、優越的地位にある、とするのが津曲の主張における、いわば眼目である。津曲は「従属關係とは債権關係即ち、W—G—W'と身分的關係即ちG—W—G'との相矛盾した対立の統一物⁽¹⁴⁾」という。しかしそのことが法理論的には、具体的にどのようなことが導かれるのであろうか。またそれは、いかなる意義があるのであろうか。

つぎに津曲のいう「身分的従属」とは「人格的支配」をさすものである。すなわち津曲自身は、「身分關係」とは(一)「法制的秩序に於ける共通の地位に依つて結合された集團關係」と(二)「法律的權力に依る人的支配關係」の二つを区別することができ、前者がたとえば中世の身分關係を意味するのに対し、後者は「人格的支配」す

なわち労働力の支配としての「人身的配置」であり、この後者の意味において「身分関係」という文言を用いるのだと説明している。⁽¹⁴⁾したがってそれは、戦後に言う『人(格)的従属』性に着目したものであると解してよからう。⁽¹⁵⁾すなわち対等な当事者間の取引関係である債権債務関係が強制的なものへ、しかも「身分的」と表現されるべきものとの両方の領域に交差する(一六八頁)というのであるが、はたしてそれはどうしてであろうか。この点について加古は「著者の『身分関係』なる用語について『身分』はそれが、W—G—Wの過程を前提とした即ち人格の物化又は疎外性の内的条件とも考えられる点で普通に思念されたる意味内容と異り或は誤解を醸し易い点で多少不適合ではないかと思える」⁽¹⁶⁾との疑念を表明していた。そして、そのような危惧が実際に現実化していたのである。それは、かつて津曲にとつて恩師ともいふべき長谷川如是閑が「大阪朝日新聞」退職後自ら編集した雑誌「我等」刊行当初の時期に、言論・思想の自由、学問の自由のために擁護した「森戸事件」における共同被告人の一方たる大内兵衛による、本書の書評のなかでのことであった。大内は本書について丁寧な読解を踏まえたいうえで、つぎのような疑問を提起している。⁽¹⁷⁾すなわち、大内は津曲の所説を「法律の解釈として難解であるのみではなく、その解説そのものについて可なり無理がある」⁽¹⁸⁾として、三点にわたって指摘している。まず、「身分から契約へ」という法の進化、法制史的事実を前提としたとき、資本主義社会における契約関係に労使のあいだで「権力的意思関係」が承認される——津曲は中世的身分関係とは異なるとするが——というのは「歴史的に少しおかしい」のではないかと疑義を呈する。⁽¹⁹⁾つぎに「強制の法的根拠はどこにあるのか不明」であるとして、つぎのようにのべている。

「津曲教授は従属労働関係なるものを一方においては債権関係とし他方においては身分関係とし、両者は対立し

つつ、統一された存在となっていると云う。そして後者の権力の源泉を、国家の権力には求めずして、之を階級に、或は教授によれば、ヨリ正確には生産関係に、求められているのである。しかし教授は階級関係は何故直ちに身分関係となるかを、或は生産関係そのものが、それだけで、どうして法律的命令の根拠となるのかを、充分には説いていない。要するに、教授は権力の法的根拠を示していない。階級と云い生産関係と云うは、それ自身としては、社会的乃至経済的概念であつて、それを指示しても、そこからデカに権力意思の法律的構成を導き出すことは出来ないだろう。なるほど教授は労働関係の本質現象、源泉と云うものを節を分けて説いているが、教授の労働関係の源泉即ち階級又は生産関係と云う事実から、その本質の内容としての権力、その企業の内部における表現として労働者の諸種の服従的事実の法律的説明は出て来ぬであろう。即ち、教授の法学者としての課題は身分関係の法的規定そのものの説明すべきであつたのにかかわらず、それは、一個の経済事実をしめしたに止まり、そこで問題が行きつまっているのではないか。⁽²⁰⁾

さらに第三として、大内はいう。労働(契約)関係の本体が「命令―服従」にあるという「事実を承認することにおいて何等の躊躇を感じない……が、さて法律関係としてのこの債権関係と身分関係とがどう云う風に対立しているのか又は統一されて一つになっているのかと云う解答について教授から完全に首肯し得るような印象を得ることが出来ないのだ」(二八頁)として、つぎのようにのべている(二九頁)。

「教授は、この債務関係は身分関係を包蔵すると云っているが、その所謂身分関係の内容なるものが契約関係の内容となつていたのであり、ただ債務履行の内容が従属的屈従的であると云うに止まり、法律関係としては、今

日の成法の解釈上、別個の法律関係がその内に包蔵されているとは云えないであろう。……一見身分関係に見える従属労働の実質的内容が、何等の故障なく債権債務の内容となつており、所謂労働関係はただそれだけのものであろう」。

このようにいわれてしまえば、津曲としては、いわば実も蓋もないことであろう。右に引用したような大内の論評は、戦後津曲自身も指摘しているように、「身分法」「身分関係」を歴史的・社会的なそれとして誤解したうえでなされたものかもしれない。しかし、あえて誤解を招く表現を用いた津曲の側にも幾分かの責めはあるのではないか。また、大内の批評が誤解に基くものであることを考慮したとしても、そのような誤解を招くこと自体、津曲のいう「従属関係とは債権関係と身分的關係との相矛盾した対立の統一物」であるという説明が、必ずしも成功しているとはいえないということの証左なのではないか。労働法(学)が民法とは異なり、流通過程のみならず、価値増殖過程にも着目したものであるとする点で特徴的なのかもしれない。しかし、津曲がのべていることは単にマルクス経済学上の命題をそのまま引用しているだけで、それが法的にどのようなように説明するかということがなされていないということを示しているのではないだろうか。⁽²²⁾

いずれにせよ本書の特徴と意義は、「従属労働論」の特徴を資本主義の構造分析から導き出し、説明していることにある。⁽²³⁾津曲は本書における第四の課題として、先に引用したように「序文」のなかで「労働法が労働解放の指南針(ではなく)……階級闘争の休戦的形態であり、且つ法的処理のみを以ては労働解放は庶幾し得ざること、換言すれば……労働法は社会主義にあらざる所以を強調し、且つ労働法と社会主義とは全く異なることを闡明すること」が労働法学者の任務であること」をあげていた。本稿の冒頭で、蓼沼と山口とのあいだでの本書の意義をいかに捉

えるのかということについて、相異なる理解がみられることを確認した。これら二つの学説のうち、いずれの捉え方が適切なのか。私はこの点について、山口の方が津曲の真意を捉えていたように思われる。すなわち津曲がマルクス主義の理解に従った論理を用いて労働法の役割や機能を論じているとしても、それは戦後の、たとえば沼田がとった「立場」ではなく、渡辺洋三と同じように認識と実践の峻別あるいは、認識の学としての社会科学と現実的な実践活動としての法解釈とを区別するという二元論的な構成をとるとの位置取り、ないしは理解をしていたのではないかと思われる。

3 『労働法原理』(一九三二)から『日本統制経済法』(一九四二)への転進

(1) 『労働法原理』から『日本統制経済法』への転進

唯物史観という方法に基いて労働関係の法的把握のあり方の根本が従属労働に求められるべきであることを解明した『労働法原理』を刊行したのち、翌一九三三(昭和八)年には、ナチスが政権を掌握したドイツについて批判的な論稿(「労働立法のファッショ化——ドイツ労働裁判所の判決を中心として」改造一五巻四号)を発表した津曲は、同年年末には当初予定の一年半よりも大はばに延長されて三年近くに及んだドイツとフランスでの在外研究へと旅立った。そして帰国後には、その帰朝報告とも言うべき論考をいくつか公刊したあと、ほとんど学問業績のない一年である一九三七(昭和一二)年を過ごした津曲は、一九三八(昭和一三)年以降、その関心を労働法から(統制)経済法へと方向転換させ、また内容的にも大きく右旋回していった。それは前年盧溝橋事変に始まる日中の全面戦争化にともなう日本社会の総力戦体制への移行にほぼ寄り添うものであったといつてよからう。ただしこれは、一人津曲に見られる変容ではなく、広くわが国の法学界、とくに私法学において現われた現象であったこ

とに留意したい。すなわち公法学の分野においては、蓑田胸喜などの民間右翼による「天皇機関説」批判、それに便乗した軍部や国会右派勢力らによる国体明徴運動などの展開が見られ、一九三五(昭和一〇)年の「天皇機関説事件」で美濃部達吉は貴族院での弁明にもかかわらず、結局は貴族院議員を辞職し、著書を絶版としなければならなかった。⁽²⁴⁾一方、私法学の分野では、大正デモクラシーを背景として開花した市民法学が戦争拡大のなかで、公法学にくらべて時間的に数年の遅れないし間隙をもつて大きく変容していったように思われる。すなわち国家総動員法の制定・施行(一九三八(昭和一三)年)後は、これを批判するのではなく、むしろ関連法規の注釈やそれらにともなう法現象を合理化して是認・肯定していった。さらには、戦争が対中国から英米を中心とする連合国とのそれへと拡大していくなかで、より積極的に『大東亜建設法の理念と構造』(岩田新、巖松堂書店・一九四二)を高唱する者も現われてくる。⁽²⁵⁾

一九三一(昭和六)年の「重要産業ノ統制ニ関スル法律」に始まるとされる、わが国経済法の発達は大きく、当時三つの時期に分けられた。第一期は一九三一(昭和六)年から一九三六(昭和一一)年までの「景気政策的統制経済法」の時代であり、第二期は翌一九三七(昭和一二)年七月「支那事変」勃発までの「準戦時的統制経済の時代」であり、そして第三期はそれ以降の「戦時統制経済法」の時代である。第一期が一九二九年秋のウォール街の株価大暴落に始まるアメリカのそれが日本を含む世界に波及した恐慌の克服を目指した景気対策のためのものであったのに対し、第二期・三期の場合は、軍事目的に従属したものであったといえよう。⁽²⁶⁾津曲における「労働法から経済法へ」という研究課題の展開は、まさにこのような日本の労働生活に関わるものも含む、国全体の立法の変化に重なるものであった。

本格的な戦時統制経済の時代に入ったことを示す「国家総動員法」が制定された第七三議会の翌年である一九三

九(昭和一四)年に、津曲は法律時報一一巻一号(一月)に「国家総動員法の経済法的解説」、および同じく一一巻五号(五月)に「労働・社会立法(第七十四議会の新法律解説)」という二つの統制経済立法に関わる解説論文を発表している。しかし本格的な経済法についての理論展開は、つぎの論考においてなされていった。すなわちそれは、政法大学法学部紀要である「法学志林」——その連載にいたる経緯は不知——に、一九三九(昭和一四年)七月から一九四一(昭和一六)年四月までの二年あまりの間、全部で九回にわたって、断続的に連載された「経済法規違反行為の効力」であろう。ここでは「労働法原理」などと比べて、考察対象が変わったのと同時に、内容的にも、従来とは正反対のものとなっている。すなわち同稿は唯物史観という方法に基く資本制社会の客観的考察ではなく、戦争遂行のための積極的な法解釈および政策提言を行なうものとなっていった。同稿も、結局は未完に終わっているが、その目次構成は、つぎのようなものであった。

第一章 序論

第一節 本論の主題

第二節 法規違反行為の効力に関する若干の事案

(一回・四二巻七号〔一九三九年七月〕)

第三節 経済法規違反行為の効力と経済政策的調整

(二回・四二巻八号〔同年八月〕)

第二章 本論

第一節 企業法としての経済法

第一款 一般的考察／第二款 企業の法学的意義／第三款 企業の本質／第四款 企業の二重性格

(三回・四二巻九号〔同年九月〕)

中間論文 統制経済法の性格——その一般的考察——

(四回・四二卷一号(一九四〇年一月))

第二節 企業組成法規違反行為の効力

第一款 企業組成法規

第二項 所有の基礎的考察

(五回・四二卷七号(同年七月))

第二項「物権の債権化」より「債権の物権化」へ

(六回・四二卷九号(同年九月))

第三項 企業組成形態

(七回・四二卷二二号(同年十二月))

第四項 労務並に所有の企業編入

第一目 労務の企業編入の法的考察

一 企業編入行為の法性格／二 労働秩序統制の内容 (八回・四三卷三号(一九四一年三月))

(つづき) 一ドイツに於ける労働法理論の変遷／二我国に於ける労働関係法

(九回・四三卷四号(同年四月))

(以下、未完)

第三節 価格形成法規違反行為の効力

第四節 結語

満州事変(一九三二〔昭和六〕年)から日支事変(一九三七〔昭和一二〕年七月)を経て翌一九三八〔昭和一三〕年一〇月、武漢三鎮陥落と広東攻略を契機として、日本では東亜新建設が謳われ、事変三年目を迎えた七四議(27)会では戦局の新展開をうけて、国内体制の整備のための統制立法が制定されていった。

津曲は冒頭、このような事実展開を踏まえて、つぎのような課題を提起している。すなわち従来、一定の行為を禁止し、違反した者に対する制裁を規定しながら、私法上の効力について言及しない「取締規定」が重要産業統制法などにみられたが、経済、労務のみならず、文化・思想領域にまで統制を及ぼすべき立法群が現われたことに對し、それらの経済法規違反の私法上の効力如何を検討すべきである、とした(連載一回・一九—三〇頁)。それは具体的には、取締法規と効力規定との区別の基準、および後者に違反したときの私法上の効力の態様——絶対無効、相対無効、一部無効等——はどのようなものとなるのかというものであった。そして津曲は、取締規定と効力規定の区別は公私法の分化を前提とするが、自由経済から統制経済への展開のなかで、法律と命令という形式区分では対処できず、その本質は「統制経済の特質と理念の探究の問題」であるとして、その一般的考察へと向った。

こうして「経済法規違反行為の効力」という当初設定した課題に因應するための予備的なし前提作業として、津曲は経済法の本質の検討という課題を新たに設定した。すなわち津曲によれば「我々の取扱ふべき問題の範囲を限定する上からは、どうしても経済法の意義を定めて置かねばならない」(連載三回・一七—一八頁)という。その場合、津曲は経済法を「企業」を中心として、それを規律する一連の法令を総合して考察する法学の一部門」(同・二二頁)、すなわち「従来の商法の概念が取扱っていた法域よりも遙に広汎な法学部門」(同前)と捉えていたことが注目される。⁽²⁸⁾ただし津曲は同稿の課題である「反禁行為の効力の問題の研究」(傍点—引用者)に必要なかぎり而言及するにすぎない(同・二二頁)と断っていた。しかし、そのような取り組むべき問題を新たに自らに課すことで、つぎにのべるように議論は当初の目論見とは異なる方向へと進むことになった。さらに津曲は、企業が「営利性と公共性の二重性格……を有つ制度である」と捉え、これら企業の組成と活動に関する法を経済法とし、企業の内部関係Ⅱ「組成法規」、外部関係Ⅱ「価格形成法規」に関する国家干渉法規違反の私法上の効力を論じるとし

た(同前・四五―四六頁)。

第四回連載稿である「中間論文」は、それまでの議論の鳥瞰図を示している⁽²⁹⁾。それによれば、「企業の組成並に活動に関する国家法である」企業法は、まず企業の組成形態と価格形成に大別されるが、前者は企業の静的形態・組成形態と動的形態・編入過程(四)、後者は統制価格の客体と方法(三)、そして価格統制法規の性格・「法規」と「自由意思に基かない契約」を基礎とする点で、自由経済のもとでのそれと大きく異なる(五)。津曲は考察対象としての「企業」を株式会社に限定する(連載六回・二頁)。それは何故か。本来、「企業は資本を株式に分散し、それを証券化すると共に、所有と経営の分離過程を通して、株式を社債化するに至る。それは「物権の債権化」過程である。「物権の債権化」は株式の証券化と相俟って、資本の自由流動性を發揮する。」しかし「統制経済法は企業の公共性に重心を置くために、資本の自由なる流動を抑制する。」(同前・二六―二七頁、傍点―原文)。こうして津曲は企業の三要素・有体財産・無体財産・労務―統制経済法Ⅱ「物の生産・配給」を基準とした企業統制法―政治による経済への優位を、統制経済の特徴として捉えている(連載七回)。

そして津曲の理論展開を追跡するという本論文の問題関心からみたととき、連載稿八、九回の二回にわたったのべられている「労務の企業編入の法的考察」の部分は、重要である。津曲はドイツでは労働の企業編入ということについて、ナチス時代でも、ワイマル時代と同様に契約を媒介にしたものと捉えられていたと紹介している⁽³⁰⁾。これと対比してわが国の場合について説明するに際し、特徴的なのは、津曲が労働の企業組織に組み込まれることの法的根拠を双務契約以外のものに求めていることである。すなわち津曲は、このことを「権利本意」の労働秩序・体系ではなく「義務本位」のそれであるとのべている(連載八回・八―九頁)。なぜならば、それは「国家目的遂行」と云う高次の企業目的が、企業の主体性を転換し、企業投入の労働の秩序を、従来の経済目的に限定された技術的

統制から、高次の人格法の分野に昇華せしめるからである。人格法は「義務本位」の法体系である」(同前・九頁〔点ルビー原文〕)。労働法を人格法として構成するのは、ドイツ法に倣ったものであろう。しかし、それを「義務本位」の法体系として、いわば換骨奪胎しているのは、津曲独自の発想なのかもしれない。なおここで論じられているのは、企業への「労働」の編入であって、「労働者」のそれではないことを確認しておきたい。

「統制経済の進展に伴ひ、労働関係が『権利本位』から『義務本位』に転換したと云うことは、制度法たる労働法が、債権法たる契約法から分離したと云うことである。……主体としての企業は二面性を持つている。労働組織と所有、制度法と企業法、公益性と営利性のそれぞれの二面性である。この二面性を包括したものが、広い意味での所有権(財産権)である。従つて制度法(労働法)が契約法(債権法)から分離したと云うことは、恰も『特定物の売買の場合に物権行為の独自性を認めるか否か』の問題と類似の範疇の問題である。……制度法(労働法)も亦一種の財産権の範疇のものである。従つて契約法から完全に制度法(労働法)を契約法から遮断すれば、私有財産制度に反する。労働法の独自性は広い意味での財産権法から逸脱することは出来ない。……〔労働法を〕『権利本位』の法体系に止まらしめるならば、契約法からの完全な遮断は不可能である。そこでは協力はなく、対立が地盤となる。義務本位の法体系は親族法と同じく人格法である。」(同前・八頁・点ルビー原文)

津曲は、このように労働法を人格法として捉えることにより「唯物的な民法六二三条の『雇傭』の支配すべき『場』ではない」(同前・一五頁)とすることができると考えている。こうして労働法の人格法化は、労働法を個人主義的であるとともに唯物論的な民法から解放することである(同前・一五―一六頁)と高らかに謳いあげてい

る。そこでは「義務」としての労働は「大君^{おおきみ}」(天皇)につながるという「忠」の実行であり、「価格」ではなく「栄位」がその対価なのである(同前・一六頁)としている。一方企業には「始めと同じ労働量だけは(労働者に)分配すべき『忠実義務』がある。それは労働が「上御一人^{かみごいちにん}の赤子^{せきし}」(によるもの)引用者」であるからである。労働を摩滅するのは、「天皇に対する―同前」『忠実義務』違反であろう(同前・一九頁)。このように労働法を「忠実」義務の体系である人格法あるいは原理と説明してきた津曲は、該当箇所の本文の最後に割注を設けてつぎのようにのべている(同前・一九頁)。

「私はここで嘗ての拙著『労働法原理』を上述の如く訂正させて戴きたく思ふ。」

ここに津曲は、以前に論じてきた自らの「立場」を一八〇度の方向転換をすることを宣言したのである。すなわち従属労働、つまり労働者は対使用者との関係において身分的ないし人格的に従属せざるをえないとする法的把握が「上御一人^{かみごいちにん}」への忠誠という人格的な結合へと大きく変容させたのである。

同稿はこのような津曲の(理論的)転向を明示したという点では、重要なものかもしれない。しかし本稿もまた、当初に提示・宣揚した主題に到達することなく、連載が進むにつれて、その構成も内容も、変更され、表題にかかせる事柄に言及する、はるか以前のところ(企業内部に関する法的理解つまり、そのいうところの「組成法規」との関連の途中である、第二章第二節第四項)で挫折せざるをえなかった。すなわち今回もまた遠大なる課題をかかげながら、連載が進むなか軌道を変更し、その態勢の立て直しを試みながらもこれに失敗し、途中で終るといふ、これまでもしばしば見られたことが繰り返された。なお津曲が本稿の最初に示した課題は、一九三九(昭和

一四)年から翌四〇(昭和一五)年にかけて、本稿とほぼ時期を同じくして「朝鮮行政」誌³¹⁾に掲載された「朝鮮産業法規解説」という論稿のなかで試みられている。すなわち二つの論稿がそれぞれ連載途中のあるときから、その表題と内容とが入れ替わってしまった。しかもこの別稿も、結局は途中で中絶している。参考までに、同稿の目次構成をかかげよう(なお矢印部分および取り消し線は、連載途中変更されたことをさす)。

第一章↓篇 序論

第一節↓章 本講座の主題

第二節↓章 産業法規の目的と動向

第三節↓章 産業法規の意義

第四節↓章 産業法規制の手續

第五章 朝鮮に施行される産業法規概観

第一節 朝鮮に施行される経済法規概観

第一款 自由経済体制上に於ける経済法規

第二款 過渡期に於ける経済法規

第三款 統制経済体制上に於ける経済法規

第一 国家総動員法発動に至る迄の統制経済法規

第二 国家総動員法発動による統制経済法規

第二節 朝鮮に施行される労働法規概観

(連載一回・三卷六号〔一九三九年六月〕)

(連載一回・一八卷七号〔同年七月〕)

第一款 労働法規の誕生(一般考察)——民法より労働法へ——

第二款 自由契約体制における労働法規

第三款 過渡期に於ける労働法規

第四款 統制労働体制に於ける労働法規

第三節 朝鮮に施行される社会事業法規概観

第一款 社会事業法規の意義

第二款 社会事業の対象と類型

第一 個別福利施としての社会事業法

第二 一般的福利施設としての社会事業法

第三款 朝鮮に施行される社会事業法規

第一 個別的福利施設としての社会事業法規

第二 一般的福利施設としての社会事業法規

第二篇 本論

第一章 朝鮮経済法規

第一節 総論

第一款 経済法の意義

第二節 価格機構より見た経済法

第一款 価格形式の法律的考案

(連載三回・同卷九号〔同年九月〕)

(連載四回・同卷一〇号〔同年一〇月〕)

(連載五回・同卷一一号〔同年十一月〕)

第一 自由経済体制上の価格形成法

第二 自主統制経済体制上の価格形成法

第三 統制経済体制上の価格形成法

(一) 交換過程からする価格統制法

(連載六回・同卷一二号〔同年一二月〕)

(二) 生産過程からする価格統制法

(連載七回・一九卷一号〔一九四〇年一月〕)

第二款 価格形成法規違反行為の法律的考察

第一項 反禁行為の私法的考察

第一 直接的価格形成法の反禁行為の効力

(一) 指定価格違反反売買契約の効力

(連載八回・同卷二号〔同年二月〕)

(二) ↓第二 公定価格指定前に売買契約がなされ、その引渡は指定後に行われる場合

(連載九回・同卷三号〔同年三月〕)

第三 公定価格を知らずしてなせる売買契約の効力

(連載一〇回・同卷四号〔同年四月〕)

第四 反禁行為に基いて給付された物又は代金の返還請求は認められるか

(連載一一回・同卷五号〔同年五月〕)

第五 反禁行為に基く給付は「不法ノ原因」に基く給付であるか

(連載一二回・同卷七号〔同年七月〕)

第六 反禁売買契約の一部履行が既になされた場合の同時履行の抗弁(以下未完)

第七 反禁契約に於ける危険負担並びに解除の問題

第八 抱合売買、違約金流し売買、買戻約款付売買、その他の脱法行為

第九 公定価格違反行為と暴利取締令との競合

第三節 企業組成機構よりみた経済法………連載七回目に際し示された目次による

第一款 企業形態法

第二款 所有の企業編入形態法

第十章―各論―朝鮮に施行される経済法規の個別的解説

当初津曲は、戦時経済体制の展開にともない「機械的にバラ、の形式を以って」制定・改正された「無数の産業法規を一応、一の体系の下に整理して、その朝鮮に関する法令のみを抜き出して、解説してみたい」(連載一回・九一頁)と、その執筆意図をのべていた。そして津曲はここでいう「産業法」について「最も広く解する立場に拠って、所謂経済法・労働法・社会事業法の三法域に属する法規」(同九八頁)をさすものと解している。そして以後、三回(連載二回―四回)に渡り、(一)「自由経済体制」(二)「過渡期」(三)「統制経済体制」という「時代的色彩」による区分にしたがって、三つの法分野の展開と朝鮮の地に適用される、それぞれの法令を列挙している。その論稿表題からすれば、「物的資源に関する」経済法、「人的資源」についての労働法、そして「労働無能力者に関する」社会事業法の概観はこれで終わり、当初示された「法規解説」という課題はほぼ達成されたことと解することも可能であったようにも思われる。ところが津曲は連載五回目を降、それ以前の「第一篇 序論」に対する「第二篇 本論」とし、しかもテーマを経済法分野に特化し、さらに「総論の方で経済法の中心問題が何処にあるかを明

らかにし、各論の方で朝鮮に施行される各種の経済法規の個別的解説を試みよう」(連載五回・四四―四五頁)と
 のべるにいたった。そしてさらに企業形態が一方では、「大衆に分散している所有の統制化(社会化)」——さらに
 「法人形態の所有は如何なる内部組成形態をもっているか」と「大衆に分散している所有が独立の法主体である法
 人に編入される過程」という二つに課題が分かれる——と、他方は「斯かる所有の社会性(公益性)」という二つ
 の側面に分けて考察することが経済法の課題であるとしている。津曲によれば、後者は「所有の公益性は如何なる
 法律行為に依って達成されるか」という問題であり、ここでは「価格機構は社会性達成のための絆帯である。価格
 の構成は法律上如何なる形態で組成されるのかの考察」がなされるという(同前・五三頁)。このように津曲は経
 済法を論じるには「価格機構」と「企業組成機構」という二つの側面から検討しなければならないとする。ただし
 論文のタイトルに反して、前者の問題Ⅱ「価格形成法違反行為」については「朝鮮産業法規解説」という表題の論
 稿で、後者は「経済法違反行為の効力」という名前の付された論稿で「企業組成機構からみた経済法」を、先にの
 べたように、それぞれ入れ替わって論じられるということになってしまった。そのあと連載稿六回から、とくに八
 回以降では、具体的な経済法規違反について全部の九つの「場合」に分けて、それぞれの私法上の効力をのべよう
 と試みている。連載・最終回となつてしまった一二回の冒頭、津曲はそれまでの記述内容を要約しながらも、「中
 等学校卒業程度」の「朝鮮行政」誌読者にとつて、同稿のなかで展開される議論が微細なことに及ぶことから必ず
 しも理解が容易ではなからうとの弁解をし(三〇―三二頁)、連載二二回に及びながらも、いまだに総論をのべる
 途中であることから、「龐大雑多な産業法規を取扱う際に、総論的知識さへ充分であれば、それらの法規の中で法
 律的問題は何処に存在しているかと云うことを、読者が自分で判別がつくと思ふ」(同前・二三―二四頁、注3)
 として、「各論」部分を執筆しないことを宣するにいたった。しかしそれにもかかわらず、同稿はこれを最後とし

て、続稿は二度と現われることはなかった。

津曲が意図した統制経済法に関する総論的な記述は、法学志林連載稿「経済法規違反の効力」の中断（一九四一年四月）から約一年後、『日本統制経済法』（日本評論社³²）によってはたされることとなった。それは事変下五年目の七六議会（翼賛議会）で「高度国防国家」を目指す諸法案が可決され、同年暮れ（二月八日未明（日本時間））には、それまでの対中国との膠着化した戦争のみならず、アメリカおよびイギリスを始めとする連合国との戦闘状態に突入した（当時「大東亜戦争」と命名された）年の翌年に刊行された（一九四二年五月）書籍のなかにおいてであった。

(2) 津曲における統制経済法の体系提示——『日本統制経済法』の刊行——

津曲はかつて『労働法原理』（一九三二）がそれまでの一〇年の研鑽の成果であると自ら語っていたが、『日本統制経済法』は、さらにその後の一〇年間の理論展開の到達点を示すものであったといつてよからう。

① 「日本統制経済法」の構成と内容

津曲の『日本統制経済法』という著書は内容的には、結局中断してしまつた前掲「経済法規違反の効力」の「本論」部分をいわばリライトしたものであったと捉えることが適當かと思う。同書は津曲がこれまで発表してきた長文の論稿と同じく、第一篇「序論」第二篇「総論」及び第三篇「本論」という三部構成をとるものである。その目次構成をもう少し詳しく紹介しよう。

序

第一篇 序論

第一章 生活関係と法的関係

第二章 自由主義経済体制の本質と統制経済体制への必然性

第三章 我国に於ける統制経済体制の登場

第二篇 総論

第一章 統制経済法の概念

第二章 我国に於ける統制経済法の発展

第三章 我国の統制経済法の特徴

第四章 統制経済法の基本関係

第五章 統制経済法の指導原理

第六章 統制経済法の法域

第七章 統制経済法の体系

第三篇 本論

第一章 企業体制法

同書の目次九頁を見ると、第三編「本編」については、第一章「企業統制法」に続いて第二章「企業行為法」第三章「統制行政機構法」第四章「統制罰則法」という四章構成となっている。同書冒頭の「目次」には、第二章以

下も記載されている。しかし実際に本文が書かれているのは、第一章のみである。契約理論の転化を中心とする「価格統制法」と「配給統制法」に関する第二章「企業行為法」については「別著」を発表するとしている。また第三・第四の両章については「他日の発表に譲る」としている。つまり第二章以下は、実際には存在しない。すなわち、同書もまた、津曲がそれまでに公刊した著書およびいくつかの論考と同じく、壮大な構想のもとに執筆されながらも、「作品」として不体裁・未完成なものにとどまっている。あるいはすでにそこでの「立場」から大きく乖離しているけれども、津曲にとって最初の著書である『労働法原理』（一九三二）と同じく、あえて明言されてはいないが、本書も各論に欠ける「総論」部分のみ（同然の）著書と評（表）することもできよう。しかしそうであっても、本書が敗戦前わが国における本格的な統制経済法に関する体系書であったことも、また事実であろう。津曲は日中戦争から英米を中心とした連合国との「大東亜戦争」へと戦線が拡大するなかで本書を発表することを踏まえて、「序」において、つぎのようにのべている（二―三頁）。そこに、津曲の抱くあるべき統制経済法のあり方が凝縮して示されているように思われる。

「統制経済は国の生産力を最も高度に發揮する経済体制である。……総国力戦の経済体制は当然に統制経済体制でなければならない。長期戦となればなるほど統制経済体制を完備しなければならない。……しかし統制経済は私有並びに私企業を地盤とする経済秩序である。私企業の基盤の上に国家の総生産力を如何に最高度に發揚し得るかと云う方式の探求に在る。……生産力拡充と私有保全とは統制経済体制に於て與えられたる二（つ）の主題である。統制経済体制の完備の方式の困難は、私有の機能に則しながら、如何にすれば総国力の發揚を最高度に達成し得るかと云う新しい経済図式の探求にある。それは自由経済体制であつてはならないが、国家資本主義

乃至国家社会主義であつてもならない。私有乃至私企業を地盤とした新しい経済体制の探求である。／……統制経済の目標は国家の企画的総合的計画による資産・物資・労務の流れの統制であると共に、この三要素が渾然と一体を成す企業を、国家の企画的計画に自発的に協力せしむべき、企業そのものの体制の編成替えにある。」

津曲によれば、統制経済体制は「私有財産の不可侵性」(旧憲法二七条)乃至私企業をその地盤としている点では、自由主義経済と何ら異なるものではない。自由経済において「個人主義的営利主義に基く自由競争に因つて行なわれた」生産と再生産とが「国家による生産の総合的統制」のもとに成される。しかしそれは「自由経済から転化した資本主義的生産様式の特殊な発展段階に於ける一の形態」である(「総論」三五頁)。しかしたとえそうであつても自由主義経済の仕組みでは、株式会社代表される所有形態が十分に国家の総生産力拡充に寄与することが困難となつてきた。こうして新たな所有形態が現われるにいたつたのであるが、それが統制経済体制なのだ(「序論」七頁)。自由経済は「個人主義・営利主義・自由主義の三大原則」——その法的表現が所有権の絶対・契約の自由および過失責任主義である——が「全体主義・公益主義・統制主義」に置き換えられ、それゆえに「その法的形態も亦、所有の公益性、契約の合理化等」として現われる。「それは自由価格機構より統制価格機構への転換並びに利潤追及の自由より利潤追及の合理化への展開である」(同・八一―九頁)と表現できるものであるとされている。

そして統制経済法の意義について、津曲は「序」のなかで続けて、つぎのようにいう(三一―四頁)。

「統制経済法はかかる経済体制を規制する国家の統制法規である法学としての統制経済法学はかかる資本形態の

所有たる企業の生産・配給・消費の経済活動及びその素材たる資金・物資・労務の組合せ方並びにそれらの流れに対する国家の規制を取り上げ、それらの法規の体系付け乃至理論付けを対象とする法学の一分野である。換言すれば国家の総生産力を発揚するためには、如何に企業体制を整理し、その活動を規律すべきかと云う法学的な研究でもある。それは資本の構成並びに活動のある特殊な体制の法学的分析に過ぎない。」

すなわち「かかる経済体制の下に於ける全の法が統制経済法ではなく、企業乃至所有の組成並びに活動を規律したものが統制経済法である。……今日の生産は、多くは資本形態の所有たる企業に依って行われている。……従って経済統制法は統制経済体制上の『企業に関する法』と言って好い」(総論・三三—三六頁)。それは資本主義法の特定の歴史的発展段階におけるものとして捉えられている。津曲によれば、経済法は企業活動が個々の所有者の自由意思に委ねられて、法は「外枠的制限」にとどまっていた「自由経済法」、企業間の競争禁止協定と価格統制として現われていた「自主的(部分的)経済法」、そして全生産の総合的規制の立場からの企業(ないし所有)組成並びに活動が規制される「国家的(全体的)経済法」の三段階を経てきている(四三頁)。それゆえに津曲は統制経済法の意義を「企業(乃至所有)を中核とし、国家の総生産力拡充の立場から、その組織並びに活動を規律した法」(総論・二七—二八頁 三七?)であるとしている。

こうして同書の中心的な内容は、第二篇「総論」にあるのかと思う。そこで同篇のより詳しい内容目次を、以下に示そう。⁽³³⁾

第一章 統制経済法の概念

第一節 統制経済法の意義

第二節 統制経済法と類似の概念の考察

第一項 統制経済法と経済統制法／ 第二項 統制経済法と自由経済法／ 第三項 統制経済法と経済法

第三節 企業の意義と統制経済法

第二章 我国に於ける統制経済法の発展過程

第一節 自由経済体制に於ける経済法発展の概観

第一項 自由経済法の発展過程／ 第二項 自主的統制経済法の発展過程

第二節 統制経済法の発展過程

第一項 日支事变直前の統制経済法／ 第二項 日支事变後の統制経済法 附記 大東亜戦争開始後の展

開

第三章 我国の統制経済法の特徴

第一節 序説

第一項 一般的考察／ 第二項 ナチス統制経済法の概観

第二節 我国統制経済法の一般的方式の特徴

第三節 我国の企業体制法の特徴

第一項 企業の基準法としての商法典の特徴／ 第二項 企業統制法としての臨時資金調整法、銀行等資

金運用令、企業許可並びに会社経理統制令の特徴／ 第三項 企業体制法としての事業法並びに特殊会社

法の特徴／ 第四項 企業体制法としての労務統制法の特徴

第四節 企業行為統制法としての物質統制法（価格・配給・消費統制法）の特質

第一項 法律行為としての企業行為統制法の特質／第二項 事実行為としての企業行為統制法の特質

第五節 重要産業団体の特質

第六節 結語

第四章 統制経済法の基本関係

第一節 序説

第二節 所有権の本源の態様

第一項 所有権の内容としての物の地位Ⅱ所有権絶対性と排他性／第二項 所有権の内容としての労働的地位／第三項 物権変動に於ける所有権の社会的機能

第三節 企業の本質Ⅱ資本形態の所有

第一項 一般的考察／第二項 企業の二重性格Ⅱその公益性と営利性／第三項 企業の資本と法主体性

第四節 経営支配の態様と所有権の変質過程——公益権喪失と自益権拡大過程の考察——

第一項 一般的考察／第二項 株式の社債化現象と経営支配の態容／第三項 大株主の公益権喪失と経営協同体の独自性の登場Ⅱ統制経済体制上の企業体制

第五章 統制経済の指導原理

第六章 透析経済法の法域

第一節 統制経済法と公法・私法

第二節 統制経済法と他の隣接法域

第一項 統制経済法と商法・労働法 / 第二項 統制経済法と産業行政法

第七章 統制経済法の体系

上記の目次構成からも理解できるように、津曲は統制経済法を「企業（乃至所有）を中核とし、その組織並びに活動を規律する点に於て……基本的には私法体系を土台としている〔が〕、国家の総生産力拡充を第一次的目的とする法体系である点に於て……公法的色彩を帯有している」（二三八頁）、「企業法としての経済法の或る特定の歴史的発展段階に於けるものとして、自由経済法と対置」（四五頁）させている。したがって同人にとつて、研究の中心は、企業の法学的研究となる。企業とは、動産・不動産等の有体財産、技術その他の無体財産、そして労務という、三つの要素の統括制度である経営を根本地盤とし営利活動を営む分散した所有の総括的独立した組織制度である〔四八―五四頁〕と捉えている。したがって後藤・後掲書評が指摘するように、企業が国家統制のもとに生産性を拡充し、公益性を追求・実現するのは、いかなる法形態のもとにあるのかを論じる第四章「統制経済法の基本関係」（二七八―二四〇頁）が本書の中核をなすものなのかもしれない。そのなかでも、津曲が統制経済のもとでの企業が経営共同体として登場せざるをえない（第四節第三項・二三〇頁以下）と指摘している箇所に注目したい。

② 経営共同体としての企業把握と「公益優先」

津曲によれば、経営支配の集中により、小株主は単なる自益権の享有者とされたが、統制経済の登場により、大株主も共益権を喪失し、小株主と同様に自益権のみの享有者に後退する。このような現象こそが統制経済法の中核

問題であると津曲はいう。すなわち企業は多数の分散した資金の統括体であるが、「この現象が生じて、始めて商法と労働法との密接な結び付きが生ずるし、且つ企業内部に埋没していた経営が第一面に浮び出るのである。」かくして経営内部の労働は、経営を通して国家に結びつき、そこに国家への忠実義務が登場し、所有は労働に対し、このような忠実義務を保障するための生活費として賃金を支払わなければならない。このような関係によつて労働関係から契約を追放する法理論が発展してくるのである(二三〇頁)。そのような論理展開は、前年まで三年にまたがって連載されていた前掲「経済法規違反行為の効力」のなかで、すでにみたものである。津曲によれば「要するに全ての株主(所有)が共益権を喪失する現象こそ、統制経済法上の法理論を、百八十度に転回せしめる根本的な地盤なのである」(二三二頁)という。

なぜ、そのようにいえるのか、津曲の説明を聞こう。企業は営利法人として利潤追求がその活動の原動力である。国の経済統制(たとえば商品価格)が強化されることにより、生産資材の割当・生産商品の配給・労働配置等が拘束強化されたとき、理事の代表行為(商行為・契約)はその重要性を失い、内部の事務執行のみが重要となる。そこでは企業代表たる取締役は一般労働者となら変わらないので、処罰を予想してまで、法違反の闇取引による利潤追求はせず、経営共同体の指導者として『物の生産』に専念するから、規格を落としてまで、営利追求の衝動力を持たない(二三四―三五頁)。そして経営共同体としての独自性が生じれば、従来の法理論も、次のような点で大きな転化が生じる。すなわち(一)企業と労働の関係は信任関係に基づく委任関係になる。(二)所有と経営との関係は信託類似の法律関係になる。(三)企業の外部行為である商行為は、自由契約から蟬脱する。(四)切符制登場による物権変動の合理化が生じる。(五)私法行為の公法化の現象を生じる(二三六―二三八頁)。

ついで同書第五章で津曲は「統制経済法の指導原理」についてのべている。それは一言でいえば「公益優先主義」ということである。これは「営利性を否定したのではなく、営利よりも公益が優先するという意味である。公益遂行とは、国家の要請する『物の生産』乃至『諸多の文化価値・倫理価値等の向上』を意味する。国家の具体的生活関係の完成への実践過程である」(二四一頁)。そしてこのように理解することにより、労働の意味理解も、つぎのように考えられる(二四二頁)。

「人が単なる物でない限り、人の生活の衝動力は、唯物的賃金獲得ではない。それは絶対的価値体たる国家目的実践の過程でなければならぬ、労働がこの労働の法則に従うと、労働は商品としての唯物主義から解放され、国家奉仕の高い倫理実践の次元に引上げられ、賃金と労働の唯物的交換過程たる労働契約は廃棄され、賃金獲得が、労働能率増進の衝動力ではなく、榮譽のみが労働の衝動力となる。榮譽は上御一人の授け給う栄光である。而して労務管理は上御一人の赤子に垂れさせ給う御陵威(みい)(天皇の威光のこと——引用者)である。」

津曲は、このように論じているのである。労働が国家奉仕の高い次元の行為であると解することの意義については、あとで詳しく津曲の説明を聞くつもりである。

③ 『日本統制経済法』への評価——統制経済法の法分野としての独自性を肯定すべきか否か——

津曲の著書について論評する者のなかで、後藤清は本書を「ヘーデマンの『ドイツ経済法』に比すべき基礎的、体系的な著書」と呼び、津曲の同僚である石崎政一郎もそれを各種の統制立法について「統合し体系的に整序の上

叙述せられた著作」であるとして、肯定的に紹介している。⁽³⁵⁾これらに対し、当時すでに経済法について多くの論稿と著書を発表していた峯村光郎(一九〇六—一九七八)の場合⁽³⁶⁾は、これら二人とは異なっていた。すなわち峯村は経済法について、「公法と私法との対立をそのまま自己のうちに包摂するが故に、経済法は社会法域を構成することによって、公法・私法の分類と共に三位一体をなしつつ現代国家法を構成する」⁽³⁷⁾との基本的立場にたつ。同人は津曲の『統制経済法』の法域理解について、つぎのようにのべている。⁽³⁸⁾

「教授は統制経済法を以て産業行政法とされつつも、公法たる産業行政法そのものではなく、それと異なる特殊な法域を組成することを是認される如くであるが、教授が統制経済法を以て公・私法と異った社会法の法域に属すとなす見解を排斥される……(『日本統制経済法』一五三頁参照)。しかし他方において、統制経済法においては私法は公法化するが、なほ私法的色彩は留保されるといふことを理由として、『その限りに於ては、統制経済法は、矢張、私法的分野のものである』としている(前掲二六四頁)。かくして教授の謂ゆる統制経済法が組成する特殊な法域とは如何なるものを意味するかは不明瞭であるといはねばならない」。

統制経済法を論じる津曲に対し、第一次大戦後に生まれ、論じられてきた経済法の延長線上にそれを位置づけようとする峯村とのあいだでは、その概念理解が異なるように思われる。そして峯村はさらに「法律／『斯くある法』と『斯くあるべき法』——『日本経済統制法』その他——」と題する書評(読書人二巻七号(一九四二・七一—四四—四三頁))⁽³⁹⁾のなかで、本書を「斯学に関する文献の少いわが法学界の一大収穫である」としながらも、同書のなかで峯村の著書(『法と統制経済』(一九四〇)および『経済法』(一九四二))に「明示的或は黙示的に」言

及していることから、五点に渡って反批判および論評を行なっている。すなわち(一) 経済法の時代的特徴を捨象して経済法Ⅱ商法と把握するのは、それぞれの法の独自性を無視することになるのではないか。(二) 津曲は統制経済をあたかも「国家資本主義」と捉える理解を打破するというが、そのような理解は臆聞にして知らない。

(三) 公経済領域の私経済領域への拡張を説いたからといって『国家経済を私企業と同一地盤に置いて、斯る巨大な国家経済の国民経済に於ける独占的支配を統制経済と考へてはならない』(引用該当頁不明、以下同じ)との的外れの論駁はしないであろう。(四) 統制経済の出現の動因を「第一次世界大戦後の世界的に展開した―引用者―経済的理由のみに求めるのは『文化擁護』と『国家の生存』を忘れた者とする断定は「偏狭に失する嫌」がある。

そして(五) 『企業体制の変異』により『労働法と経済法との統合』が生じたからこそ、それにふさわしい『より高次の法理念』の現実的基礎が求められているのではないかと、これら批判は抽象的であったり、津曲への「当てこすり」であったりするが、峯村は該当箇所最後に「⁽⁴⁰⁾のべている(同前稿四三頁、なお傍点は引用者)。そこに峯村の津曲批判の要点が示されているように思われる。」

「教授は統制経済法の考察に当って、『企業に関する法の歴史的発展の特定時期の法』から出発しながら、『資金、経営、労務』の有機的一体たる企業の理念によって導かれるうちに、『斯くある統制経済法』から『斯くあるべき統制法』に到達されてしまったのではなからうか。わが国における現時の『国家統制経済法』のすべては、必ずしも教授の意味する如き『全体的経済統制法』ではない。教授は『部分的統制経済法』は『国家的統制経済法』ではないとでもなさるお考えなのであろうか。」

すなわち峯村は、津曲が現実に存在する統制経済諸立法や経済法の独自性を肯定する学説について、ナチス・ドイツのそれらや国家規制のあり方を模範として引証することにより、自ら考える本来の有り様から遠く離れていると非難するやり方を適切ではないと批判しているものと思われる。両人の対立の根底には、先述したように経済法でないし統制経済法の法学分野における位置付けと対象把握の違いがあると思われる。これに対し津曲は、本書を刊行した翌年(一九四三(昭和一八)年)に、東北帝大法文学部法学科の機関誌である「法学」の一二巻二号に「所有権の統制とその不可侵性」という副題を付した「『ある』法と『あるべき』法」という論稿を発表している。津曲本人は「峯村教授に論争を試みようなどとは考えているのではない」とするが、これはいうまでもなく、津曲の側からの反論の試みであった。しかしかつて「労働法原理」において孫田秀春を繰り返し名指して批判したところとくらべて、津曲の対応は随分と異なるものであったように思われる。津曲はいう。戦時体制下においては、戦争遂行という国家目的の遂行・達成のために「生産の担当者である所有者乃至企業が如何に法的に規制されているか」が法学研究の対象となることから、「かかる立場から私は具体的な我国の実定法を採り上げて考察したのであって、決して単に『あるべき法』を形而上学的に論述したのではない。『ある』法を採り上げたのである。」ナチスの統制経済法に言及したのは、「『ある』法を分析して『あるべき』法と言うよりも、むしろ『成る』成文法又は『生れる』法を推論した迄のことである。」(五一―七頁)とのべていた。⁽⁴²⁾ただし、これは反論というよりは、弁明のように思われ、いささか歯切れが悪いものとなっている。⁽⁴³⁾

思うに、かつて津曲は「労働法原理」(一九三三)において労働法を民法と商法に関する基礎となすべきものとして論証することを試みた。それに対し今回は、経済法Ⅱ企業法と捉えることにより、労働法を商法と統合するという弁証法的な理解を提起しようと思考(試行)したのではなからうか。ただしそれが成功したのかどうか。それ

は多分に観念的な思考実験にとどまっていたように、私には思われる。

さて津曲の議論を追跡することからしばらく離れて、次章では一九四〇(昭和一五)年三月末以降、津曲にとつて同僚となる石崎政一郎における、同じく日中戦争から太平洋戦争にかけての時期の理論的営為について、考察してみたいと思う。

(1) 同書の最終頁には、カッコ書きで(一九三二・一二・三二)と記されていることから、原稿執筆は前年の大晦日に終えたということであろうか。

(2) 参考までに、同稿の目次を引用しよう。これを『労働法原理』の目次(後掲)と比べれば、両者のあいだに内容的に必ずしも相似性があるとはいえないことが理解できよう。しかし本書に先立つ二年前に公刊された同稿が内容的に本書と部分的に重なり、基礎となつていることは確かである。

第一章 契約の自由の原則

第一節 契約の自由の内容

一 契約内容決定の自由 / 二 契約関係変更の自由 / 三 契約締結の自由

第二節 契約自由の経済的基礎

第二章 契約自由の制限——契約自由と公序良俗——

一 強行法規と契約自由 / 二 公序良俗と契約自由

第三章 労働法の指導原理

第一節 労働法とは何か

第二節 従属労働関係

第一款 労働

一 労働の私的機能 / 二 労働の社会的機能

第二款 従属労働

一 労働関係の史的発展／二 若干の疑問

結論 一 契約自由と従属関係／二 公序良俗と従属関係／三 契約自由、公序良俗、従属関係

(3) 津曲は、その表題を改めた続稿で、官公吏の団結および罷業権について論じるには、一般労働者のそれについて考察しなければならぬとして、ドイツ学説のみならず、英米のそれや歴史にも言及しながら、これらの課題に向かい、連載三回も末尾で「我等は一般労働者の団結並に罷業に就て極めて簡単ながら考察して来た」(九九頁)として、次回は「官吏の労働関係の発展段階とその特質」について検討すると予告しながらも、その続稿は現われなかった。ここでは後年しばしば見られる津曲の特徴がすでに見られることに注意したい。すなわち津曲の場合、連載稿が、その途中において内容・構成が変更されながらも、結局は未完に終わるといことが今後もしばしば見られることになろう。

(4) 同書三二二頁(註二六)、三四七頁(註一)によれば、当初は第四章と第五章の間には、「国家の構成並に機能」という章が置かれていたが、「余りに問題が多岐に亘る」ことから削除したという。

(5) 本文二三頁では「日本に於ては統一労働法制定の気運今日の所殆んど全く無いが、社会の具体的情勢は既にそれを要求しつつある。従つて本著はドイツに於ける労働法学者の所説を紹介し、資本家階級に対して将来日本に於ける労働法理論の基礎付けを提供すると共に、労働者階級に対してはそれが如何に階級対立の抹殺であり、詐術であるかを抉別しよとすにある。」とのべている。なお津曲が引用するドイツ労働法の各学説のプロフィールについて、その多くが今日、久保敬治『フーゴ・ジンツハイマーとドイツ労働法』(信山社・一九九八)一七七頁以下、「ドイツ労働法学者事典——フィールリップ・ロトマルから西ドイツ労働法学第一世代層の人たちまで——」で紹介されていることから、容易に知ることができる。

(6) 当該部分については従来、菊池・前掲(津曲追悼)一五五頁及び久保敬治・下井隆史「労働法を学ぶ人のために」(世界思想社・一九七四)三三〇頁(久保)でも、引用されている。

(7) 本書刊行当時の書評としては、東井金平「紹介／価値増殖行程より観たる『労働法原理』」法学新報四二巻一〇号(一九三三)一〇七一―一七頁、末弘巖太郎「新刊批評・津曲教授の『労働法原理』」法律時報四巻二二号(同)四七―四八頁、加古祐二郎「津曲氏『労働法原理』」法学論叢二八巻六号(同)一二四―一三〇頁及び大内兵衛「労働関係は身分関係か——津曲教授『労働法原理』に関する一の疑問——」大原社会問題研究所雑誌一〇巻二号(一九三三・七)九頁以下がある。なお戦後では、久保・下井・前掲書三二九―三三〇頁(久保)が「論理の一貫性を貫いた」著書として、本書を賞

揚している。

- (8) 大内・前稿一二頁、一四頁および一八頁。
- (9) 末弘・前掲「新刊批評」四七頁。
- (10) 末弘・前掲「新刊批評」四八頁。
- (11) 加古・前掲書評九八九頁。
- (12) 同前所。
- (13) 同前書評九九〇頁。
- (14) 前掲「労働法原理」二二二—二三三頁及び同頁(注) 1。
- (15) 蓼沼謙一「労働法の対象——従属労働論の検討——」現代労働法講座第一卷『労働法の基礎理論』(総合労働研究所・一九八二)一〇二頁(同著作集第一卷『労働法基礎理論』(信山社・二〇一〇)二〇〇頁)(註) 2。
- (16) 加古・前掲書評九九〇頁。
- (17) これについては、すでに菊池・前掲「津曲追悼」一五六—一五八頁により詳細に紹介されている。二番煎じの類のものとなってしまうが、貴重な指摘かと思われるので紹介しておく。
- (18) 大内・前掲論文二二頁。
- (19) 同前論文二二—二四頁。
- (20) 同前論文二六一—二七頁。
- (21) 津曲「経営権と労働権」(二) 民商法雑誌二五卷一号一五頁(注) 5。
- (22) なお蛇足を付すれば、大内はさらに津曲のマルクス理解の不十分性について、つぎのように論じている(三五—三六頁)。

「教授は労働を説くこと詳細であるが、それと所有との関係を特にその資本的所有と労働との歴史的発展を説くこと必ずしも詳しくはない。即ち資本の労働に対する命令の発生をここに求めずしてただそれを空漠と階級関係だと云い、それから逆に命令を説明する。これはマルクスとその力点を異にし、方法論を異にする……。／＼……／従属労働が従属労働たる所以は生きた労働が死んだ労働たる資本によって吸収せらるると云うことにある。そしてこの死んだ労働たる資本のかかる魔力は法的には所有の法、物権の法の効果である。所有の事実こそ、そして所有の内容として使

用・収益・処分の自由こそ、かかる労働関係の前提にして且つ存立の条件なのである。故に労働法を以て『資本制生産関係の外皮』とし、その説明をマルクスの内容と関連させてしようと云う場合には、一方においては労働者の労働力の商品性を、他方においては資本家の資本の物神性を説明しその両者の対立及び合一、その新しい関係の創作と云う見地からその法制的概念構成をせねばならぬであろう。

- (23) 初井常喜(司会) 青木宗也ほか「座談会・日本労働法学の方法論と課題——われわれはなにをなすべきか——」季刊労働法四五号における宮島「報告」一四二—一四三頁は、渡辺洋三による労働法学批判を契機に開催された座談会の席上、労働法学の歴史についてのべたなかで、本書は従属労働論の分析をしているが、それはジンツハイマーが指摘・引用する『資本論』第一巻の一部を利用していることから、「全体としてはいかにも労働法学におけるマルキシズムの先駆にはちがいないのですが、しかしそれはジンツハイマーをかなり土台にしているマルクス主義ではないか」と評している。なお久保敬治・下井隆史「労働法を学ぶ人のために」(世界思想社・一九七五) 三三—三九—三三〇頁(久保)も、同様のことを指摘している。ただし津曲自身も、このことを自認していた(前掲『労働法原理』二二六頁、二二八頁等)。さらに津曲の従属労働論については、辻村昌昭「労働法基礎理論序説——『従属労働論』を軸として——」(二)北見大学論集第一〇号(一九八四)二六六頁以下(同『現代労働法学の方法』(信山社・二〇一〇)二九頁以下)が分析・検討している。
- (24) 天皇機関説事件については、今日多数の文献があるが、宮沢俊義『天皇機関説事件…史料は語る』上・下(有斐閣・一九七〇)が基本文献であろう。
- (25) 詳しくは、白羽前掲『現代契約法の理論』六一頁以下、特に八一頁以下を参照。
- (26) 峯村前掲『経済法』五五頁。
- (27) 峯村・同前書六一—六三頁。
- (28) このような「経済法」についての概念把握は以後も維持されたが、これは津曲特有のものであり、当時すでに経済法について多くの論考を発表し、経済法を社会学として捉えていた峯村光郎とのあいだで、津曲が後掲『統制経済法』を刊行したとき、議論のやり取りがなされることになるが、これについては後述する。
- (29) 津曲の所説については、ほぼ同時期に発表した「経済法に関する若干の問題」法律時報二二巻八号(一九四〇)七一—一頁がわかりやすく、要領のよい説明をしているように思われる。
- (30) より詳しい議論は、おそらく津曲が『日本統制経済法』の執筆途中であったと思われる時期に公刊された「ナチス統制

- 経済の特色」統制経済三巻五号(一九四二・一一)三四—四六頁でなされている。
- (31) 同誌の発行元は民間会社(今日の「ぎょうせい」の前身である「帝國地方行政学会」)であるが、朝鮮総督府各部署の官僚が多く執筆していたことから、内容的に総督府の朝鮮支配のあり方を示し、またその多くがのちに本国内務省のポストを歴任していったことにより、同誌は事実上、日本の官僚機構全般に関する史料価値をも有するものであるという(橋谷弘「解説／『朝鮮行政』と総督府官僚』『朝鮮行政』(復刻版) 別巻／総目次・索引・解説(ゆまに書房・二〇〇四) 三四六頁)。
- (32) 両者の関係は、かつての前掲「労働法より見たる官公吏の団結及罷業」我等一一巻一〇号、「団結及罷業の社会的並経済的根拠——労働法より見たる官公吏の団結及罷業の二」同一巻一一号、同「の三」一一巻一〇号と『労働法原理』(一九三二)とのそれにあたり、それぞれ相似形をなしている。また同書それ自体も、未完成であった点でも、同じであった。
- (33) なお同書は先にのべたように、前掲「経済法規違反行為の効力」(三)以降の該当箇所を基礎としてリライトされたものという性格が強いように思われる。すなわち第一章は同前稿(三)、第三章第三節は同稿(四)、第四章第二節は同稿(五)、(六)を原型としているように思われる。また合わせて第三編についてのべれば、第一章第二節は同稿(七)、同章第四節第二項は同稿(八)(九)がその基礎となっていないかと思われる。
- (34) 後藤清「新刊批評／津曲教授著『日本経済統制法』」法律時報一四巻八号(一九四二)七七頁。
- (35) 石崎政一郎「紹介批評／菊池勇夫『日本労働立法の発展』」後藤清「労働統制法」・津曲藏之丞『日本統制経済法』法学一一巻九号(一九四二)六五頁。
- (36) 峯村は戦後初期には戦前と同じく経済法に関する論稿を発表していたが、それ以後はしだいに経済法というよりはむしろ、労働法(学)に研究の軸足をおくにいたる(峯村還暦記念「法哲学と社会法の理論」〔有斐閣・一九七一〕の巻末六八頁以下の「主要著作目録」参照)。このことについて同人は自らの研究歴について、一九二六(大正一五・昭和元)年、日本では労働法学の著作が多く出現したけれども、そのわずか五年後の一九三〇(昭和五)年に大学を卒業した自らの場合は、翌三一(昭和六)年からは満州事変が始まっており、もっぱら戦時経済法との関係において、労働法ならぬ戦時労働統制法を扱わざるをえなかつたと述懐している(松岡三郎(司会)、石井照久ほか「座談会／戦前の労働法学」日本労働法学会誌三七号(一九七一)一六五、一六八頁(峯村発言))。同人の場合、当時、つぎのような(統制)経済法に関する著作を公刊していた。これらは一冊(『法と統制経済』)をのぞきすべて、概説書である。特に一九四一(昭和一六)年に

は、同じ年に三冊も刊行していることが注目される。また峯村が戦前に刊行した論文集に収録されている論考については、後掲・日本法理研究会における講演録以外は、初出誌・紙について一切わからなかった。

『戦時国家の経済法』(千倉書房、昭和二二・一一・一九)

『法と統制経済』(東洋書館、昭和一五・九・二六)

『経済法』(ダイヤモンド社、昭和一六・九・一五)

『経済統制法』(三笠書房、昭和一六・一一・一八)

『統制経済法』(慶応出版社、昭和一六・一一・二〇)

このあと、峯村はつぎのような論文集を刊行する。

『日本経済法の原理及び進路』(日本法理研究会)講演録。ただし本書について、前掲・峯村還暦論集巻末の「主要著作目録」中に記載はない(後掲「諸問題」に転収)。

『日本経済法の諸問題』(厚生閣、昭和一七)

『経済法の基礎理論』(東洋書館、昭和一八・一二・七)

- (37) 峯村「法分科としての経済法」同前『経済法の基礎理論』九九頁(『経済法の基礎理論』(慶応通信・一九五九)再収一七九頁)

- (38) 同前論文九〇―九二頁(同前一二二―一七三頁)。

- (39) そこでは、同書だけでなく、宮沢俊義『憲法略説』(岩波書店)と高田源清『営団と統制会』(東洋書館)も、とりあげられている。しかしこれら二冊については、両者併せてもわずか四分の一程度の紙幅しか割り当ておらず、主要な言及対象はもっぱら津曲の著書に関するものであった。また峯村・前掲『基礎理論』の目次には、「書評」として高田・同前書と並んで津曲の本書が取り上げられている旨の表記がなされているが、本文中には、いずれに該当するものもない。掲載を取りやめたのであろうか。

- (40) 同前書評四一―四二頁。

- (41) 津曲・『ある法』と『あるべき法』七頁。引用に際し、かな表記は現行のそれになおした。なお原文では、津曲は峯村ではなく「峰村」教授と表記している。

- (42) 津曲が言及する「成る」とは、当時紀平正美(一八七四―一九四七)などにより日本の精神の特徴として喧伝されていた

た「為す」に対する「なる」——「つぎつぎになりゆくいきほひ」——という日本の精神ないし歴史観を念頭においてのべているのであろうか。なお津曲はわずか一八頁ほどの同稿のなかで「オースティン Austin」「マアクアビー Markby」「グレイ Gray」「スタムラー Stammer」「ケルゼン Kelsen」「フリース」「コーエン」「ラスク」「ジード」「エアリッヒ」「イエールサレム」「ギールケ」「ゾーム Sohn」「ピアリング」という多数の英独両国の法学者の固有名詞を列挙したり、またその学説を引証しながら、自説を補強しようとしている。しかしこれらがいかなる点で有用なのか必ずしも明確でなく、『労働法原理』以来の津曲の術学趣味ベネンクテスマスの現われであるようにも感じられた。

(43) 峯村はさらに翌年(昭和一八年)、同「法分科」としての「経済法」初出不明・前掲『経済法の基礎理論』所収八九―九三頁(前掲『経済法の基本問題』再収一七二―一七五頁)で、津曲の見解にふれ、前掲『ある法』と『あるべき法』で峯村が提出した五つの疑問に論及することなく、結論的に峯村が津曲の所説を誤解しているとするとすぎないとしていると紹介し、「とはいえ残念乍ら、教授の論稿は私の論評の内容はもちろんその所在すら附記していないので、蓋し、私以外の一一般読者はその理解に苦しむであろう」(同前稿九三頁・注4)とのべている。

四 戦時下の東北帝国大学と石崎政一郎

1 東北帝国大学法文学部と「社会法」講座

(1) 東北帝国大学法文学部と「社会法」講座

一九四〇(昭和一五)年春、津曲は京城帝国大学法文学部から東北帝国大学法文学部へと転任した。それは滝川事件⁽¹⁾に抗議して、退官した末川博に代わるべき民法講座担当者を埋めるために同大出身の石田文次郎が京都帝大へと転(帰)任したために、東北大学の民法講座を補充する必要があったからである。津曲を同大に招聘した中川善

之助は先へのべたように、「労働法を基調とした民法学を構築する」ために仙台に来るように提案する書簡を送ったことが契機となったと回顧している。しかし当時、同大学法文学部における「社会法」講座担当者としては、すでに石崎政一郎（一八九五～一九七二）がいた。

一九〇七（明治四〇）年六月、理科・農科両大学をもって、東京、京都に次ぐ第三の帝国大学として発足した東北大は一九一八（大正七）年に農科大学が分離されて、北海道帝国大学となる一方、医・工両学部を加えた理科系大学であった。一九二二（大正一一）年八月、福岡の九州帝大と並んで同大学では、法学部固有の学部が設けられた東京と京都の二つの帝大とは異なり、経済学の需要の高まり、デモクラシーと人文主義の高揚を背景にして法・文・経済の講座を含む法文学部が設けられた（授業開始は一九二四〔大正一三〕年四月²⁾）。創立委員長であり、初代学部長となったのは、当時京都帝大教授の職にあった佐藤丑次郎であった。同人は「学閥縁故に偏することなく」、また年齢に拘らずに有能な人材を助手ないし講師として採用し、直ちに外国へと旅立させ、海外で研鑽をつませた。このような対応は、今日的にみても高く評価されるべきものであったように思われる。そして学生の入学資格についても、同大学では旧制高等学校卒業生に限定することなく、師範学校や各種の専門学校はもとより、検定試験（同大学の学部独自）を実施することにより学歴なき者も等しく受け入れた。とくに戦前では、帝国大学として唯一女子学生の入学も認めていたことは、同大学の大きな特徴的であったといえよう。³⁾ 社会法講座は一九二五（大正一四）年七月に「社会法論一」——わが国で最初に「社会法」という名の講座が開設されたとされる——として設置された。⁴⁾ 初代担当者は、戦後一九四五（昭和二〇）年一〇月に日本社会党に入党し、片山内閣において司法大臣や芦田内閣の法務総裁を勤めた鈴木義男（一八九四～一九六三）であった。同人は福島県白河市のキリスト者の家に生れ、仙台・第二高等学校から東京帝大に進んだが、在学中は吉野作造の影響を受け、新人会の

創立に尽力した。一九一九(大正八)年七月に同大法学部を卒業し、同年九月に穂積重遠を指導教授に社会法研究に従事すべく、同助手となった(一九二二(大正一〇)年七月まで)。その後文部省在外研究員として二年六ヶ月間、独・仏・伊・英・米——ただし主に滞在したのは多くの者と同様にフランスとドイツであった(シユタムラー、ジンツハイマーに師事したという)と思われる——に留学し、イギリスとアメリカを経由して帰国(一九二四(大正一三)年三月二五日)したのち、ただちに同月二八日、東北帝国大学助教授に任ぜられ、法学部にて行政法学講座を担当し、翌一九二五(大正一四)年四月には社会法講座を兼任した。しかし一九三〇(昭和五)年「病氣を理由」に同年五月、「願によって其の職を退くにいたった」⁽⁶⁾。そのあとを受けて一九三一(昭和七)年三月三十一日に、仙台における社会法担当者として橋本文雄(一九〇二—一九三四)が京都帝大から助教授として迎えられた。⁽⁷⁾しかし同人は在任わずか二年半にして、一九三四(昭和九)年九月一六日に病没した。⁽⁸⁾そこで東北帝大法文学部における三人目の社会法講座担当教授となったのが、石崎政一郎であった。

(2) 石崎政一郎のプロフィール

石崎は一九二二(大正一〇)年四月に東京帝大法学部を卒業し、翌一九二二(大正一一)年一月に渡仏し、同年七月より一九二四(大正一三)年七月まで「パリ大学法学国際研究所 Institut des Hautes Etudes Internationales」でフランス法研究の基本素養の修得したあと、同年一〇月よりリヨン大学「比較法研究所」でランベール Edouard Lambert(一八六六—一九四七)の指導のもと研究に従事したが、それは「生糸の国際的取引における統一法の研究」(Le droit corporatif international de la vente de soies : Les contrat—types américains et la codification lyonnaise dans leurs rapports avec les usages des autres places, 3 vols. [Librairie Giard, 1922]) と云ふ学位論文として結果し

た。このように石崎は一九二八(昭和三)年八月に日本に帰国するまで、約六年半ほどフランスに滞在していた。同人の労働法研究のきっかけは、フランスにおける生糸取引が職能団体のあいだにおいて形成された自主的法規範に基くものであったことへの関心から始まったと、後年回顧している⁹⁾。それまで石崎は、東京帝大や早稲田大学でフランス法を講義していたが、橋本の後をうけて、一九三四(昭和九)年一〇月から一九三八(昭和一三)年三月三一日まで三年半「年間講師」として毎年嘱託されたのち、同日、社会法とフランス法の両講座を担当すべく東北帝大法学部教授に就任した。¹⁰⁾

2 石崎政一郎の学問業績と戦時下の東北帝大法文学部

(1) 戦前・戦時期の石崎政一郎の学問業績とその特徴

石崎政一郎の戦前・戦時中の業績で知りえたものとしては、つぎに掲げるものがある。なおゴシック体・太字で記したのは、津曲の場合と同様に、その業績目録を記載した立教法学九号『石崎退職記念』号(一九六七)および石崎政一郎古稀記念『現代ヨーロッパ法の動向』(勁草書房・一九六八)所収の石崎『業績目録』三七八―三八四頁中には記載されていないものである。

- 一九二二年 *Le droit corporatif international de la vente de soies*, 3 vols. (Librairie Giard)
- 一九二九(昭和四)年 「生糸売買契約に関する一考察」纂絲四五二号
- 一九三二(昭和七)年 邦訳(星野辰雄と共訳) / カピタンII キューシユ『労働法提要』(梓書房)
- 一九三三(昭和八)年 「仏蘭西に於ける無形損害の賠償額について」法律時報六卷八号

- 一九三四(昭和九)年 邦訳(福井勇二郎と共訳)ノド・ラ・モランヂェール「法律行為論に関して仏国判例に及ぼせる社会的思想の影響」(一)―(三) 法学協会雑誌五二巻八、九、一〇各号
- 一九三五(昭和一〇)年 「翻訳/ジュリオ・ド・ラ・モランヂェール」講演「私法に於ける公の秩序の觀念の機能に就て」法曹会雑誌一三巻七号
- 「翻訳/レオン・ジュリオ・ラ・モランヂェール、仏蘭西法に於ける不正競争に就いて」(一) 法学四卷二二号
- 一九三六(昭和一一)年 同(二) 同五卷一号
- 「仏国労働災害法と職業危険の觀念」(一)(二) 法学五卷四、五号
- 「ラムベールの統一法論」(一)(二) 法学五卷一〇号、一一号
- 一九三七(昭和一二)年 「妻の所得の保護」河出孝雄(編)家族制度全集史論篇 第一卷 『婚姻』(河出書房)
- 「法律に於ける社会的弱者の現代性」早稲田法学部会誌五号
- 「紹介批評/統一契約法原則と比較法研究」法学六卷九号
- 「仏国労働新立法の概観」社会事業研究(大阪府社会事業連盟)二五卷一〇号
- 「紹介批評/社会法部門に於ける近業」法学六卷一一号
- 「紹介批評/ヴルツェル著『ジャン・ドーマ』」同六卷一、二、三号
- 「労働法の技術」(一)―(三) 同七卷一、二、三、四号
- 「新仏国労働争議調停及仲裁法」(一)―(四) 同七卷六、七、九、一〇号

「現代における比較法の趨勢——Recueil Lambertより見たる」法律時報一〇卷一〇号

一九三九(昭和一四)年 「仏国労働協約法の変化——協約の契約性と法規性」法学八卷一号

「我国に於ける団体的仲裁の管見」同八卷六号

「仏国労働災害責任法の改正」比較法雑誌(日本仏語法曹会)一号

「フランスの『コルポラティスム』緒論」(一)(二)法学八卷一〇、一一号

「不定期協約の一方的告示解約と労働協約法」佐藤(五次郎)教授退職記念『法及政

治の諸問題』(有斐閣)

一九四〇(昭和一五)年 「フランスの『コルポラティスム』緒論」(三)(四)法学九卷一、三号

「紹介批評/ドウコンブルース」詩に綴れるナポレオン法典」同九卷五号

「我が国に於ける女子労働の法的規制」(一)(二)同九卷六、一〇号

一九四一(昭和二六)年 同(三)——(五)同〇卷二、一一、一二号

「紹介批評/仏蘭西の諸法学者の『杉山教授に捧ぐる法律論集』(一九四〇)」同〇卷五号

「紹介批評/ルナル」制度の哲学」(一)——(三)同〇卷六、七、九号

「労働法における職員法の形成」比較法雑誌二号

「蚕糸業統制法・木材統制法・国民貯蓄組合法・国民更生金庫法・医療保護法・国民労務手帳法・労働者年金保険法」中川善之助(編)『第七十六議會新法令解説』(朝日

新聞社)

一九四二(昭和一七)年 「我が国に於ける女子労働の法的規制」法学(六)(七) 同二卷三、四号

「戦時に於ける消費統制法の輪郭」(二) — (五) 法学二卷六、七、一〇、一一、一二各号

「批評紹介／菊池勇夫『日本労働立法の発展』・後藤清『労務統制法』・津曲藏之丞『日本統制経済法』」同二卷九号

「戦時統制法令 第一部 労務と物資の統制」中川善之助(編)『戦時立法第一年—昭和十七年—』(河出書房・二月三〇日)

* 表紙の一覧には「労務と物資の統制」となっている。

一九四三(昭和一八)年 「戦時に於ける消費統制法の輪郭」(六)(七) 法学二卷三、四号

「批評紹介／福井勇二郎『仏蘭西法学の諸相』」法学二卷六号

「契約定型と附合契約」『杉山教授還暦祝賀論文集』(岩波書店・二月四日)

「戦時厚生法——国民体力の向上に関する諸法——」中川善之助(編)『戦時立法第二年—昭和十八年—』(河出書房・二月二〇日)

一九四四(昭和一九)年 「戦時に於ける消費統制法の輪郭」(八) — (二〇・未完) 法学二卷三、四、五号

右に引用した業績一覧を眺めると、津曲の場合と同様に、初期の業績と戦時中の統制経済法に関わる解説・講演録に抜け落ちているものが多いように思われる。¹⁾その反面、石崎の場合、津曲との違いは明らかであろう。す

なわち津曲がその若き修養時代から様々な大学紀要や商業雑誌に論稿を発表していたのに対し、石崎の場合は一、二の例外をのぞき、いくつかの記念論文集へ寄稿したほかには、専ら勤務する法学部の機関誌（法学）に論考を掲載していったことがわかる。またそのテーマについても、民法、労働法ないし（統制）経済法に関する多様な議論を展開している津曲の場合、その課題の選択や論調が対外関係を含む、当時日本における社会・経済の変化の動きに合わせるかのよう、時代状況の展開にしたがって変転していった。しかもまた津曲は自らその劈頭に立って、それを領導するかのよう、華やかな議論を展開していったようにもみえる。これに対して石崎の場合、当初、比較法に関する方法論について論じていたが、労働法学分野については、まずフランスにおける労働災害補償のあり方や、労使紛争に関する強制仲裁制度について紹介していた。ついで、従来の民法法理によっては十分に理解・説明することのできない労働協約法理を念頭においた論考をいくつか発表している。その点においては、石崎の問題関心がいずこにあるのかは比較的容易に理解できるように思われる。すなわち、この点に関して、石崎は東北大学を定年退官した（一九五九年三月）後に勤務した立教大学法学部を、同じく定年々齢に達したことによって退くにあたり、同大学で石崎のあとに労働法とフランス法の両講義を引き継いだ山口俊夫（一九二八〜二〇〇七）との対談のなかでつぎのようにのべている。⁽¹²⁾

「私はラムベールの影響がありますので、比較法的な外国労働法の研究というようなものに惹かれます。フランス労働法との比較、それから比較法のメトリッドを労働法にあててみて労働法における法の統一性といったものに興味があります」。

「私が興味を抱いているのは、労働法の解釈よりも労働法の体系とかメトリッドとか技術とかいったもので現在で

もそうです。そして解釈論には習熟していません」。

このように石崎は「比較法」「労働法のメソッド [methode 理路、方式]」ということばを繰り返している。このような石崎における学的関心の所在は東北大の紀要に掲載されている諸論稿をみれば、その発言を裏付けるものが並んでいることから、容易に理解できる。

(2) 石崎政一郎の戦時中の業績の概要

津曲が東北帝大に赴任した一九四〇(昭和一五)年以降のいわば戦時期とも表すべき時期における、同大社会法講座担当者であった石崎は、はたしていかなる課題にその学問的関心を向けたのであろうか。先に掲げた石崎の戦前の業績目録をみたとき、津曲とともに関与した戦時統制立法に関する紹介文(講演録)をのぞき、同時期における石崎の主要業績としては、大きく三つの論考により代表されるものと思われる。一つは石崎が英米を中心とした連合国との交戦状態に突入していく前後の期間である、一九四〇(昭和一五)年から一九四二(昭和一七)年までの足掛け三年にわたって東北帝大法文学部の機関誌に発表した「我が国に於ける女子労働の法的規制」という、戦前の工場法制度のもとでの女子労働者保護法制の全体像について検討している論稿である。もうひとつは戦争が拡大し、国民生活にも大きな不便をこうむりながら、統制経済が進行するなかで、同じく「法学」誌に書かれた「戦時の於ける消費統制法の輪郭」である。しかしそのような論考と並行させるように石崎は、従来から興味・関心のあったフランス労働協約法理とも関連する「契約定型と附合契約」という一〇〇頁を超える論考を、戦争が苛烈になる一九四三(昭和一八)年に、その恩師である杉山直治郎(一八七八―一九六六)の還暦を記念する『杉山

教授還暦祝賀論文集』(岩波書店・二月四日)に発表している。すなわち戦時期の石崎の業績としては、このように大きく三つのものがあると考えることができないのではないか。そしてなによりも戦時中、主に統制経済法に関する旺盛な執筆活動を展開する津曲とくらべると、石崎のそれは寡作であるともいえる。しかも、それらは津曲の場合とは異なり、連合軍との戦闘状態のもとにある、わが国の時局の変化に直接的に対応するものではなかったことに注目すべきではないかと考える。以下、これら論考について、その概要を示そう。

① 「我が国に於ける女子労働の法的規制」

まず「我が国に於ける女子労働の法的規制」(二)―(七)法学九卷六、一〇号(一九四〇)、一〇卷二、一一、一二号(一九四一)、一一卷三、四号(一九四二)である。山口俊夫から、戦前わが国の女性労働者に関する法制度やその規制内容をほぼ網羅的に概観する同稿の執筆動機について問われたのに対し、石崎は「労働保護のなかで戦前は、女子労働に関する問題がかなり多く資料もわりに入手しやすくあつたので……」¹³と応えている。その目次構成は、つぎのようなものである。

序言

一 母性 (maternité)

- (一) 産前産後の休業 (congé de maternité)
- (二) 労務の保障 (garantie de conservation de l'emploi)
- (三) 生児の哺育 (pauses d'allaitement)

- (四) 出産給付 (prestations de maternité) ……以上 (一) (昭和十五年六月)
- (イ) 保険給付 (prestation par l'assurance)
 - (1) 労働者を直接に対象とする社会保険
 - (A) 現物給付 (prestation en nature) / (a) 助産の手当 (assistances obstétricale) / (b) 哺育の手当 (surveillance de l'allaitement)
 - (B) 金銭給付 (prestation en espèces) / (a) 分娩費 (allocation globale d'accouchement) / (b) 出産手当金 (indemnité journalière dite de maternité) / (c) 哺育手当金 (allocation d'allaitement)
 - (2) 労働者を間接に対象とする社会保険
- (ロ) 共済給付 (prestation par la mutualité) ……以上 (二) (同年一〇月)
- (五) 就業上の制限
- (六) 法的規制の範囲
- 二 就業時間 (durée du travail)
 - (一) 法定の就業時間 (durée légale du travail)
 - (二) 就業時間の延長 (heures supplémentaires)
 - (イ) 国家の命令に依る場合
 - (ロ) 企業者の意思に依る場合
 - (1) 避くべからざる事由に因りて臨時必要のある場合
 - (2) 臨時必要のある場合

(3) 季節に依り繁忙なる事業の場合

(4) 夏季に於て一時間を超ゆる休憩時間を設くる場合…以上(三)(昭和一六年二月)

(5) 深夜作業に従事する場合

(三) 休憩

(四) 休日…以上(四)(同年一月)

(五) 法的規制の範囲

三 深夜業

(一) 深夜業と就業時間…以上(五)(同年二月)

(二) 深夜業の禁止

(三) 深夜業の許容

(イ) 一部の許容

(ロ) 全部の許容

(四) 法的規制の範囲

四 業務の制限

(一) 危険なる業務

(イ) 主として物理的なる危険を伴う業務

(1) 危険なる機会・装置を取扱う業務

(2) 危険なる機会・装置の所在する場所に於ける業務

(3) 作業場所の位置に因り危険なる業務……以上(六)(昭和一七年三月)

(ロ) 主として科学的なる危険を伴う業務

(二) 衛生上有害なる業務

(イ) 異常温度

(1) 異常温度の物体を取扱う業務

(2) 異動温度の場所に於ける業務

(ロ) 地下労働

(1) 坑内労働の禁止

(2) 坑内労働の許容

(A) 主として薄層を採掘する石炭坑

(B) 主として残炭を採掘する石炭坑

(C) 戦時に於ける全面的許容

(ハ) 重筋力又は熟練を要する業務

(ニ) 立位作業を要する業務

(四) 法的規制の範囲

五 風紀

附記……以上、(七)(同年四月)

以上の目次構成から、そこで論じられていることがいかなるものを含むのかが容易に理解できよう。ここでは具体的内容を紹介する要はなからうが、母性保護、労働時間、とくに深夜労働の規制および危険有害業務という女性労働者に関わる労働者保護に関する課題をほぼ網羅的に取り扱っている。その際に石崎は工場法をはじめとする国内法規はもちろん、ILO——ただし石崎は「国際労働機関B・I・T・Bureau international du travailとフランス語表記をしている——の国際労働条約や諸外国の立法例のみならず、当時の有力民間企業や国営企業における就業規則や労働協約、さらに暉峻義等(一八八九—一九六六)⁽¹⁴⁾らによる労働科学の研究成果などにも言及しながら、論じていることは注目すべきである。そこでの議論に接したとき、戦後労基法のなかに引き継がれたものもあれば、大きく改められたものもあり、その歴史的由来を知る上でも貴重な資料となっている。⁽¹⁵⁾なかには、とくに今日では社会保障法固有の領域というべき出産に関わる社会保険上の諸手当にまで言及されている。また時間的対象範囲は、日中戦争期までの国民にとつて、戦争継続にともなう男性労働力の枯渇・逼迫やそれに代わるべき女性労働力が投入されていくなかで、高まつていったであろう悲壮感と同稿を読んだ印象としては、さほど感じなかった。つぎに同稿を繙読して気付いたことである。それは連載三回目までは、章節における見出しには、それらの邦語に該当する仏語が併せて記されていたということである。これは日本法における女子労働法(制)の概要についてのべながらも、石崎が外国とくにフランス法との比較ということ意識して、それらがなくとも一向に構わないにもかかわらず、あえて付していたものではないかと推測する。しかしそのような試みも連載四回目以降は見ることができなくなったが、それは戦争苛烈化の影響であろうか。しかし、必ずしもこのような戦争遂行とは直接的な関係のない、合わせて総計一七六頁にもなる長大な連載稿が太平洋戦争開戦をはさんだ一九四〇(一五)年五月から一九四二(昭和一七)年三月までの約二カ年間に七回にわたって超然として書き続けられたことに、やはり注目すべ

きであろう。⁽¹⁶⁾ 石崎は同稿最終回の終わりに付された「附」記では、「未だ完成していない」が、「女子労働の法的規制のうちの労働保護法に相当する部分の検討を不充分乍ら一応終った」ので筆をおき、「女子労働の契約法的部分」については別の機会に取り上げるとのべている(七) 八一頁。⁽¹⁷⁾ なお石崎は本稿の冒頭部分で、つぎのようにのべている。⁽¹⁸⁾

「女子が男子と生理的にも精神的にも、感情的にも智能的にも更に社会的職能に於ても異なることは、必然的に労働関係の領域に於て之を反映して、……女子が男子に比して一般に肉体的に抵抗力少く、又は、少なくとも其の生理的組織に於て脆弱であり、筋肉労働に従事する場合には特殊の危険を伴うことは再めて言うを要せぬところであるが、更に女子が母性たる天職を有する外に男子とは其の家庭的職能を異にする。女子は社会の長い伝統に由来し家政を掌るものであつて、たとえ女子が賃金被傭者として労働に従事する場合に於ても、尚、幾多の家事上の用務から離れ得ない。……日常家事家計の管理維持・子女の教育・家族の衣食処理等の用務は女子が労働者として有する職業上の役務と合し、加重して女子労働者の双肩にかかる。……此如く女子労働者は職業上の要請と家事上の要請との双方に應ずるために心身の活動力の分割を余儀なくせられ、その為に職業上の活動力が鈍り不安定に陥り易く、労働者として具備すべき職能的資格の欠缺を誘致するに至る虞がある。」

このような発言は本文中にも、繰り返し現われている。今日から見れば、到底うけいれがたいものではあろう。しかしわが国で年少者と並んで女性労働者を男性とくらべて「弱者」としての特別な保護対象と扱うことが改められたのがごく最近の一九九〇年代以降でしかなく、さほどの時間が経過していないことを考慮すれば、ひとり石崎

個人における時代的制約としてのみ考慮されるべきものではないのかもしれない。いずれにせよ石崎の論稿は、わが国女性労働保護に関する先駆的業績の一つとして、考えるべきものであるように思われる⁽¹⁹⁾。

② 「戦時に於ける消費統制法の輪郭」

石崎が「我が国に於ける女子労働の法的規制」の連載が終ったあと、取り組んだ課題は「戦時に於ける消費統制法の輪郭」法学二巻六、七、一〇、一一、一二各号(一九四二)、法学二巻三、四号(一九四三)、一三巻三、四、五の各号(一九四四)であった(連載一〇回ただし未完・総計一五二頁)。その目次構成は、つぎのようなものである。

一 国民消費に対する戦時の要請

(イ) 消費統制と消費生活の向上発展／(ロ) 戦争と消費生活の切下／(ハ) 消費の保障と最低生活の確保／

(ニ) 消費統制法の関連性：：(一・昭和一七年六月)

二 消費統制法の発達

(イ) 第一期(支那事変の発生より第二次欧州大戦勃発まで) (a) 前期 (b) 後期：：(二・同年七月) (ロ)

第二期(欧州第二次大戦の勃発より大東亜戦争の開始まで) (a) 前期：：(三・同年一〇月) (四・同年一

月)／第二期 (b) 後期：：(五・同年一二月)

(ハ) 第三期(大東亜戦争の開始より現在まで)：：(六・昭和一八年三月)

三 消費統制法の意義

(1) 消費統制の範域……(七・同年四月)

(2) 消費と世帯……(八・昭和一九年三月)(九・同年四月)(一〇・同年五月・未完)

前稿にくらべて、その構成は簡略化されている。当時これに関連して、石崎が公刊した論稿としては、津曲も含む東北帝大法文学部法学科の多くの教官らが関与した、中川善之助を編者とする『第七十六議会新法令解説』(朝日新聞社・一九四一)所収の「蚕糸業統制法・木材統制法・国民貯蓄組合法・国民更生金庫法・医療保護法・国民労務手帳法・労働者年金保険法」および、これに引き続き刊行された、同じく中川を執筆代表とする『戦時立法第一年——昭和十七年——』(河出書房・一九四二)所収の「労務と物資の統制」と、『戦時立法第二年——昭和十八年——』(河出書房・一九四三)に収録されている「戦時厚生法」の三つがある。これらは、いずれも同学部の法学科目担当者が関わった講演録をまとめたものである。⁽²⁰⁾

ここでは、同じく統制経済法について論じるとしても、津曲のように、総力戦遂行のためにいかに生産・流通機構の高度化を実現するのかとの課題をかかげ、その体系化を意図した、総論的問題を論じるものではない。そのなかで展開されているのは、いずれも国民にとって、もつとも日常的な消費生活の諸側面に対し、政府による現下の総力戦遂行政策がいかなる影響を及ぼすのかというものであった。すなわち鉄鋼等の原材料の輸入が途絶えてからすでに久しい日本が対中国とのそれにとどまらずに、英米等の連合国との戦争を遂行するなかで、国全体の経済活動が総力戦遂行に必要な物資の生産に大きく傾けられていったなかで国民の生活は厳しい耐乏生活をしいられていった。そのような社会・経済状況を踏まえて石崎は、つぎのようにのべている。

「戦時の経済統制の中心は此の要請に依じて戦争遂行上必要と認めらるる一切の物資及び労働力を挙げて戦争目的に利用し得るやう一定の計画に則つて集中配分し之を軍事的用途にむかつて充当することに存する。……〔しかしその結果〕「国内に於て国民が消費生活のために使用し得べき物資の総量は著るしく減少し此の減量せる消費向物資を以て国民は消費生活を営まざるを得ないから、必然的に各自の消費の削減を消極的に行う必要が生じてくる。」(五頁) / …… / 「平時に於ては消費統制は国民の消費生活の合理的な向上発展を目的として行われるのに対し戦時に於ける消費統制は国民の消費生活に充當せられるべき物資総量の減退の結果として及び物資の消費的使用の合理的縮小として到つて消費生活の切下に存する」(六頁)。

このようにのべる石崎は、国民に対する消費生活の「保障と確保」することの意義がいかなるものなのかについて、次のように続ける。

「其の国の国民力は国民の消費生活が此の水準を保持し且つ保持することが確保せられてはじめて維持せられ発展が期せられるのであり、其の反面には若し国民がこの水準より下降せる消費生活を営むを余儀なくせられる場合には其の国の国民力の低下する虞が生じ延いては国家の発展が期し得ざるのみならず国家の維持存続に障害を來たすに至る危険を伴う。…即ち、国家は国民の戦時経済生活を規制するにあつて国民の消費生活を国民力の源泉として存置せらるべき水準以下に下降せざるよう統制を行わねばならぬ。之無くしては国家の最も緊要とする再生産秩序の発展的形成自体にさえ支障を生ずる。茲に国民の最低生活の確保なる命題があらわれて来る」(八頁)。

それでは、物資の軍需生産へと充当するための前提ないし「限界点」ともいうべき国民に対する消費生活を確保すべき統制立法の有り様はいかなるものであったのか。石崎は同稿(二、一一卷七号(一九四二・七))以降で、日本の経済が満州事変以降、戦時統制経済的構成へと向かったのはやはり「支那事変」以降であるとして、一九三七(昭和一二)七月七日の日中間の本格的な交戦から太平洋戦争開始にいたる時期までの時間的経緯をのべたものであった。そこでは東亜新秩序の形成も大東亜共栄圏の建設もほとんど言及されていない。石崎の関心の眼差しは、あくまでも普通の生活者の暮らしのあり方がいかに影響を受けているのかということである。そして同稿のほぼ二年間にわたる断続的な連載は、統制経済法の意義を論じる部分(三・連載七以降、二二卷四号(一九四三・九))において、国民各人が属し、その家計の共通性が消費生活の共同性を意味する「世帯」を論じる途中で、戦争がいよいよ終末期を迎えるにいたったことを背景ないし直接的事情とするのか、結局、連載一〇回(昭和一九年五月)をもって未完のまま終わっている。

③ 「契約定型と附合契約」

戦時期の石崎にとって三つ目の代表的な論稿は、石崎の昭和初期以来のフランス労働協約研究に連なると捉えられるか、またはその延長線上に位置付けられるべきものであった。同稿は、石崎にとって恩師である杉山直治郎(一八七八〜一九六六)の還暦を記念した『杉山教授還暦祝賀論文集』(岩波書店・一九四三)に収められたものである。その末尾には、「昭和一六年二月二五日」と記されており、実際の執筆時期は先に紹介した二つの連載稿よりも、早かったのかもしれない。杉山はわが国における比較法研究の先駆者であるが、一九二四(大正一三)年、「附合契約の観念に就いて」(二)―(五)法学協会雑誌四二卷七、八、九、一一、一二号(同「法源と解釈」

〔有斐閣・一九五七〕所収〕を發表している。石崎はこれを意識した論稿を寄稿したものとされる。それは生糸取引に関する職能団体のあいだに形成された自主法研究から労働法の世界へと入っていった石崎にとって、もつともふさわしい課題を扱ったものであった。まず、その目次構成は、つぎのようなものである。

一 序言

二 契約定型の分類と附合契約

A 一方的に設定せられる契約定型

B 協定に依り設定せられる契約定型

C 団体の設定する契約定型

D 第三書の設定する契約定型

三 契約定型の本質と附合契約の契約性

A 契約定型の法規性

B 契約定型の契約性

イ 附合契約の不動條項 / ロ 附合契約と制度理論

四 契約定型の独立性と慣習及び慣習法との関係

五 契約定型と契約理論

A 附合契約否定論

B 現代契約論

C 統制契約論

六 結言

まず冒頭で、石崎はつぎのようにのべている。

「大企業形態の発達・特殊技術の簇生・生産及び配給技術の進歩の結果、商品乃至労務の定型化・取引の集団化・同一要請に應ずる契約の大量化を生ぜしめ、他面には経済関係の急激なる変化と取引領域の国際的部面への拡大と更に取り関係者の団体化及び経済的団体の生成発展とに依つて契約が容易迅速に且つ同型的に成立形成せらるゝことが要求せらるゝに至つた。……かかる取引に於ける法律規範の不備・実定法の欠陥を填補するために取引関係者が自ら予め契約條款を定め、之を以て契約関係を包括的に且つ画一的に規律し当事者の経済力又は利害関係の形成する団体力に依つて契約規制の遵守を確保する方法が講ぜられるに至つた」(三(一七二)頁)。

すなわち、ここでのべられているのは、当時多くの私法学者を捉えた日本が急速に戦時体制に入つていくに従い、経済の統制化が進行するなかで、私法関係のあり方や意義も変わらざるをえないという問題意識ではなかつた。⁽²⁾それ以前の資本主義の発展のなかで私法上の財産取引が個別にその都度取り決められることなく、定型化されたものとならざるをえなくなつていくということであった。そして石崎はこのような法律現象を前にして、「契約(定型 contract-type)」と「附合契約 contract d'adhesion」という二つ法的概念・類型の比較を行なつてゐる。前者は、同種の取引について共通に適用されるべき取引条件を定めた典型的な約款の定型性に着目した呼称である。こ

〔二二五〕頁)。こうして一方的に設定された契約定型に法規性を肯定するのが、附合契約論における「単独行為説」であることを示しながらも、石崎はこれに対して、「附合契約に於ける提供及び附合は、之を不可動の条項に依る申込と之に対する包括的承認と解するのが当事者の心理に合し公正なる実証に照応する」(五七〔二二五〕頁)としている。さらに石崎は契約定型の内容が設定者の創意ではなく、当該取引における慣行を成文化したものであることもあることから、両者の関係についても論じるが、それは別個のものと捉えている。さらに五で当時フランスで論じられていた「附合契約否定論」「現代契約論」や「統制契約」を批判的に紹介しながら、検討し、最後に「結語」として、契約定型と附合契約とは多くの類似性を見出すけれども、前者が「社会力による客観的規範の形成」に着目したのに対し、後者は「契約的規範の意思の分析による解明に其の基底を有する」一点で異なるとする。しかしながら石崎はその一方で「契約転化の行程」からみれば、普通契約から附合契約へ、そして附合契約から契約定型へという展開が見られるとしている(一一〇〔二七八〕頁)。

なお石崎には、従来、フランスの労働協約法について、次のような論考があつた。すなわち「労働法の技術」(二) 法学七卷二号(一九三八〔昭和二三〕年)は、労使関係を規律する法源として、就業規則とともに労働協約について着目したものであつた。ついで「仏国労働協約法の変化——協約の契約性と法規性」法学八卷一号(一九三九〔昭和一四〕年)は、当時フランスでは契約の一種として労働協約を捉える一九一九年法を存続させながらも、その規範的性格を肯定する一九三六年法が制定されたことから、二つの相対立する概念把握が併存するなかで、はたして両者をいかに捉えるのか論じている。次に「不定期協約の一方的告示解約と労働協約法」佐藤教授退職記念『法及政治の諸問題』(有斐閣)(同年)は、期限の定めなき労働協約の一方的解約告知を論じている。さらには石崎には関連して「我国に於ける団体的仲裁の管見」法学八卷六号(一九三九〔昭和一四〕年)という作品も

あった。こうしてみると、本稿は、これらに連なる戦前期に石崎の総括的論考であったということができよう。⁽²²⁾

いずれにせよ、石崎の理論展開は、津曲とは異なり、必ずしも日本の法ないし社会状況を直接的かつ先鋭的に反映するものではなかったことがその特徴として指摘することができよう。

(3) 戦時下の東北帝大法文学部と石崎政一郎の対応

石崎が先に紹介した「戦時に於ける消費統制法の輪郭」の続稿の継続を中断する前後の頃以降の時期、同人と津曲がともに勤務する東北帝大法文学部の様子はどのようなものであったのだろうか。

一九三八(昭和一三)年五月の国家総動員法施行直後の同年六月、日中戦争の拡大にともなう農村や工場などにおける労働力不足を補うために文部次官通牒「集団的勤労運動実施ニ関スル件」が発せられ、中等学校以上の夏季休暇の前後時期などでの勤労作業が始まった。翌一九三九(昭和一四)年七月の国民徴用令などと相俟って、東北帝大でも学生が勤労作業に動員されるようになった。そして戦局が深刻化した一九四三(昭和一八)年六月二五日には、「学徒戦時動員体制確立要綱」が閣議決定されて本格的な学徒戦時動員が実施され、同年一〇月「教育ニ関スル戦時非常措置方策」が決定された。そのなかで「現時局ニ対処スル国内態勢強化方策ノ一環トシテ学校教育ニ関スル戦時非常措置ヲ講ジ施策ノ目標ヲ悠久ナル国運ノ發展ヲ考ヘツツ当面ノ戦争遂行力ノ増強ヲ図ルノ一事ニ集中スル」との方針が示され、在学年限の短縮、一般学生の徴兵猶予の停止および学校・学科・教員・学生の転換・整理・統合が断行された。こうして学生は在学のまま、農村の田植えに、飛行場の建設に、工場での生産業務に勤労働員されるにいたった。⁽²³⁾ 同年一二月には、文系学生の徴兵猶予はなくなり、兵力不足を補うために、在学途中で徴兵され、出征させられることとなった。それに先立ち東北大学では、大詔奉載日と称せられた一〇月八日午後、

「学徒出陣」壮行会が挙行された。翌一九四四(昭和一九)年二月には「決戦非常措置要綱」そして翌三月「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」が閣議決定され、中等学校以上の生徒・学生は男女を問わず、常時工場動員されるようになり、学校の校舎も必要に応じて軍需工場や倉庫に転用されるようになった。東北大学でも、すでに年齢や健康上の理由から動員解除された男子学生と女子学生しか残っていないが、そのような者たちにも、もはや勉学を続けることは許されず、工場や農村への通年動員が行なわれていった。⁽²⁴⁾

このように戦況が険しくなり、日常的に徴兵・勤労働員が実施されるなか、東北帝大では一九四四(昭和一九)年夏、教官らが手分けをして、同大学学徒兵が集結する武山海兵团——横須賀鎮守府(神奈川県)管轄下にあった兵・下士官教育施設——等へ慰問・激励に赴いたという。その際には、各教官自ら揮毫した扇子とともに「学園より在隊の諸君へ」と題する、ザラ紙二枚の表裏に孔版印刷したもの(百字以内)を携行し、また慰問できなかった方面への学徒兵にもこれらが送付されたという。『東北大学五十年史』には、その一部であろうが、教官らによる文章が紹介されている。以下、重ねて引用する(掲載順)⁽²⁵⁾。これらは短い文章であるがゆえに、かえって法文学部教官のそれぞれの個性や人となりが如実に示されているように思われ、興味深い。

広浜嘉雄(民法・法哲学・一八九一〜一九六〇・学部長)

「諸君の驥尾に附して私の二男も出陣し、今〇〇^(ママ)海軍航空隊で予備学生としての修業を積んでいる。私は二男において諸君を思い、諸君において二男を見ている。諸君の武運長久を祈る心も、他人事ではないわけである」。

小町谷操三(商法・一八九三〜一九七九)

「今私は郭公と時鳥とを聞きながら相変わらず頑張っています。大念寺の母は今年も私共を悦ばせました」。

中川善之助(民法・一八九七〜一九七五)

「郭公去り、苺も過ぎ、はや鮎の季節と相成候、松島の翠扇、平泉の錦繡、八森の雪煙今も変わらず、学園春來れば、心なき松に遂はれし名残の桜も微笑まむ、年々歳々人不同も大学は総べて旧の如く、遙に諸君の検討を祈り、切に朗報を待居候」。

木村亀二(刑法・一八九七〜一九七二)

「国をおもふみちにふたつなかりけり軍の場にたつもたたぬも 諸君のことを思ふたびに私はこの明治天皇の御製の誠を身に体して研究の道にいそしみ、同時に諸君の健在を心から祈つてやまない」。

石崎政一郎

「梅雨がおくれたためか郭公を時折聴きます。研究室は総動員で国家の緊要な研究に全力を注いでいます。校庭、運動場には馬鈴薯、ほうれん草、南瓜の栽培が盛んです。これで腹ごしらへは充分」。

高柳真三(日本法制史・一九〇二〜一九九〇)

「ある学徒兵に送る——遠つ祖ゆ伝へもち來し荒魂ぞ荒備すさびて寇ひしぐへし 眼には見ず耳にきかれど青雲のそきへのはてに君翔けるらむか」。

柳瀬良幹(行政法・一九〇五〜一九八五)

「拙文に代へて古歌一首を贈る——丈夫の行くとふ道ぞ凡ろかに思ひて行くなす丈夫の伴(万葉集)」。

斉藤秀夫(民事訴訟法・一九〇九〜二〇〇三)

「出征十二時間前という映画が僕等の研究室前で作成されました。三年生も勤労働員で工場の亀鑑となつてい

ます。大念寺の母に変わらぬ青葉城ながら、君等の精進に思いをはせつ大学も闘っています。遥かに御健闘を祈る」。

これらを読むと、一方は学徒兵にとって懐かしいであろう、仙台の初夏から盛夏にかけての季節の移り変わりや風物を描いているものであるが、もう一方は万葉集などの和歌を引用しながら、時局に応じた戦闘意欲を鼓舞するかのような発言をしている。その内容は、それぞれの当時の学問上の発言内容と符合しているように思われる。石崎の場合、その文章はそこはかとしたユーモアを交えた筆致で、学生に大学の現状を伝えようとしたものとなっているように思われる。⁽²⁶⁾なお、津曲も、このような出陣学徒に向けたメッセージを書いたのかもしれない。しかし残念ながら、『東北大学五十年史』には引用されていない。

つぎに学徒勤労動員に関しては、特に一九四四(昭和一九)年六月、広浜嘉雄が学部長になって以降、学部長である広浜を「隊長」とし、元学生委員であった清宮四郎(法科〔憲法〕・一八九八―一九八九)と中村吉治(経済科〔日本経済史〕)を「隊付」として、学生とともに出動する組織(「報国隊」)が設立され、仙台陸軍工廠(東京第一陸軍造兵廠仙台造兵廠・原町苦竹)⁽²⁷⁾へ勤労に出かけた。その後、中新田の農村にも援農に出かけた。そこでは津曲と同じく京城帝大で教鞭をとり、津曲の一年後に東北帝大に着任した清宮が「隊長」として赴任し、学生は農家に分宿して、中川と高柳がこれを補佐する立場であったという。それ以外の一般教授は時折、動員先に赴き、一時間ないし二時間の講義をして、辛うじて学生としての実をつけさせようとしたとされる。さらに翌一九四五(昭和二〇)年一月には、仙台から遠く群馬県伊勢崎市にあった中島飛行機の群馬工場にも、一隊が派遣された。この勤労動員において、「隊長」として赴いたのが前学生委員の石崎政一郎であった。⁽²⁸⁾すなわち同年末の一二月に、翌

一九四五(昭和二〇)年一月より中島飛行機に動員されることが揭示され、石崎「隊長」および平塚(博・イタリヤ史)「副隊長」そしてこれを補佐する助手二人に引率⁽²⁹⁾されて、一月某日仙台を夜行列車で発ち、翌朝伊勢崎に着いたが、それは男子学生四〇名、女子学生一四、五名という人員規模であった。この勤労作業に従事した者によれば、学生は五ヶ所に分宿、男子学生は途中招集のため、しだいに減り、最終的には三〇名もいなかったのではないかといい。女子学生の多くは事務系の仕事につき、男子学生については、ある者は検査、ある者は倉庫に働き、空襲の危険を冒して部品調達のために関西方面に出かけることなどもあったという。菜っ葉服に高粱飯で飢えをしのぎながらも、旧制高校の寮生活にもどったかのごとき、しかし半面「最も学生生活らしからぬ学生生活」を送ったと語られている。そして伊勢崎が玉音放送の前日である八月一四日に最初にして最後の空襲に見舞われ、早くも、その翌日には焼け跡の整理をしながら、敗戦の事実を知ったことから、各人各様の思いを抱きながら、故郷へと帰っていったと回想⁽³⁰⁾されている。

なお先に引用した学徒兵への慰問としての学園近況を知らせる短信と同様に、勤労働員に際して、津曲がどのような役割をはたしたのかを示す資料は、やはり見出すことはできなかった。

(1) 滝川事件について知るは、松尾尊允『滝川事件』(岩波現代文庫・二〇〇五)がコンパクトながらも、もつとも手際よくまとまった文献であると思う。

(2) 詳しくは、同編纂委員会『東北大学法文学部略史』(同編纂委員会・一九五三)、『東北大学五十年史』上巻(東北大学・一九六〇)一〇〇五頁以下および同(同)下巻一〇二六頁以下、そして同編纂委員会『東北大学百年史』四部局史一(東北大学研究教育振興財団・二〇〇三)一七七頁以下を参照。

(3) 同前『東北大学五十年史』上巻一〇〇五―一〇二二頁、同・下巻一〇二六―一〇三五頁。

- (4) 同学部に設置された課目中、社会法については「国家原論」と並んで「学」という文言がふされていないが、このことについて同前「五十年史」下巻一〇二七頁は、従来他大学で存在したであろう「労働法」という名称の講座よりも、「はるかにひろく高い立場から、法学に新しい分野を設定しようとする気概を表明したものと解せられる」と自賛している。
- (5) 同人の詳しい経歴と事績については、その病没(一九六三年八月)の約一年後に刊行された、同人に関係する多数の人物とによる数多くの随想から構成される鈴木義男伝記刊行会(編)『鈴木義男』(同・一九六四)を参照。同人の経歴および社会法Ⅱ労働法に関する業績一覧については、同前書の巻末四四九―四六五頁に掲載されている。
- (6) 前掲『東北大学五十年史』下巻一〇四二頁。滝内礼作「先生の足跡」同前『鈴木義男』所収一―三頁以下は、東北帝大退官のいきさつとして、つぎのようにのべている。すなわち鈴木が講義に際し、東大助手時代の同僚であり、また友人であった臘山政道(一八九五―一九八〇)の政治学講義案プリントを、その許諾を得て使用したが、書店がそれを複製印刷するに際し誤って「鈴木教授述」としたのを、臘山ではなく、東北大学法文学部教授会が問題としたことによるが、それは鈴木「の『赤い』ところが嫌われたためであろう」と推測している。東北帝大退官後の戦前に、鈴木は東京で法政大学教授となる一方、刑事弁護士として、人民戦線事件(その際には、同学部助教教授であった宇野弘蔵の弁護を担当)や帝人事件などを担当した。また戦前、東京女子大における社会科学Ⅱマルクス主義研究の中心(Ⅱ「女子学連」への参加)となり、一九二八(昭和三)年三・一五事件で逮捕・起訴され、同年九月出産直前に保釈されたあと、一九三三(昭和八)年秋に地下活動に入り、翌年二月に再び逮捕・起訴された波多野操(一九〇七―一九九二)の治安維持法再犯の予審に際し、一九三六(昭和一一)年同人の弁護も担当した(東京帝大で美濃部達吉と同級で、検事をへて裁判官となり、定年退官後に、弁護士となった父親・波多野高吉の依頼による)。その経緯については、同『福永操』あるおんな共産主義者の回想(れんが書房新社・一九八二)三三六―三四一頁を参照。
- (7) 橋本は一九二五(大正一四)年三月に山口高商を卒業し、京都帝大経済学部に入學し、一九二七(昭和二)年三月に、同学部を卒業するとともに、同大学院に進學し(指導教官は神戸正雄と恒藤恭、一九二九(昭和四)年三月に経済学部副手を嘱託された(以上、恒藤「忘れえぬ人々」その二「橋本文雄君の追憶」)『法律時報』三五卷二号(一九六三)六四頁)。そして同年秋季に上洛し、京都大学の同窓生会館である「楽友会館」で恒藤恭―日常的に接したのは、わずか三年ほどであったという―に対し、橋本が仙台に赴くことの可否を打診したが、鈴木義男であった。ただし同人が仙台に赴任するのは、一九三二(昭和七)年三月であったので、二年半後ということになるが、その間の事情は、鈴木の本北大

退官と関連するのであろうか。橋本が社会法担当教官として仙台に赴いたのは、戦前の東北帝国大学法学部の法律科目の教官については、京都大学出身者が多かった(前掲『東北大学五十年史』上巻一〇一五頁)ということも、関係があるのかもしれない。

(8) 前掲『東北大学五十年史』下巻一〇四二頁。橋本は死去した同じ年の三月に、東北大の紀要である『法学』一卷六、一八、一〇、一二の各号および二巻二号に連載した論稿「法の体系中に於ける社会法の地位——市民法と社会法の対照について——」を大幅に加筆訂正し、原形論文の倍する分量となった『市民法と社会法』(岩波書店)を刊行し、翌年には、その他の遺稿が『社会法の研究』(同)としてまとめられて公刊された。さらに戦後、その死去から二三年後の一九五七年に両著を合本して『市民法と社会法』(有斐閣)が出版された(恒藤「編集者序」)。橋本のいう「社会法」には、労働法や社会保障法のみならず、借地法、借家法、協同組合法、さらには経済統制法や所得税法・相続税法までも含むもので「現在からかえりみると、あまりに社会法の概念の外延を拡大し過ぎたものであるとの批判が加えられるであろう」(恒藤・前掲論文六七頁)ものであった。このことは同書刊行当時、菊池勇夫「紹介／橋本文雄著、社会法と市民法」法学協会雑誌五二巻七号(一九三四)一三四九頁が指摘していた(なお同「新刊批評／橋本文雄氏『社会法と市民法』法律時報六巻七号(同)五三—五六頁もある)。また戦後の一九四八年、加山宗二・前掲『日本労働法学界』一五六頁は冒頭、橋本の社会法論について「市民法から社会法への展開を、あまりに理念的に、坦々たる道を歩むが如く説いたきらいがある」と評している。

(9) 石崎の経歴については、後掲・立教法学『石崎退職記念』九号(一九六七)および石崎古稀記念論文集(一九六八)に掲載されている年譜を参照。また留学にいたる詳しい経緯やフランスにおける研究内容の詳細は、石崎・山口(聞き手)・後掲「石崎先生に聞く」一六六頁以下で語られている。なお蛇足ながら、『天皇の世紀』全一〇巻の著者である大仏次郎(野尻清彦)の「私の履歴書」(一九六五)同随筆全集第三巻「病床日記他」(朝日新聞社・一九七四)三三五頁によれば、同人と石崎とは旧制第一高等学校および東京帝大法学部を通じて、友人関係にあったという。当時は、吉野作造が神田・錦喜館で浪人会との公開討論会がなされたり、東大内でわが国学生運動の源流である「新人会」が結成されたり、先述したように経済学部助教であった森戸辰男がクロボトキン研究を掲載した同学部紀要「経済学研究」が発禁となるとともに、辞職せざるをえなくなった時期でもあった。おそらく両人はフランス語およびフランス法を通じて、相通じるものをもっていたのであろうと推測する。

(10) 『法文学部講座表』前掲『法文学部略史』九三頁、前掲『東北大学五十年史』下巻一〇四三頁。石崎・山口・前掲対談一七六頁によれば、当初は、橋本文雄急逝をうけて「後任がみつかるまで」の暫定的なものとしての取り扱いであったようだ。

(11) これら学術業績のほかに、文芸雑誌である「文学時代」(新潮社)創刊号(一巻一号・一九二九〔昭和四〕年五月)誌上、読者からの投稿欄(選者・生田春月)「文学時代長詩」一七三頁に「石崎政一郎(川崎)」の「Pessimism」と題する詩が掲載されている。同姓同名の別人という可能性もなくはないが、おそらく本稿で取り上げている石崎によるものであると推測する。正直いって、現代詩として出来はいかほどのものか不明であるが、さほど長くはないので、参考までに、つぎに全文引用する。そこでは、石崎の、いわば新帰朝者としての心象風景が描写されているように思われる。

日を夜につき絶えまなく

地球は空なる廻転を続く……。

(ああ誰か地球に教ふるものなきか。

地球の愚かしき廻転のために、

地球に廻転を止まれよと。)

日を夜につき絶え間なく

地球は空なる廻転を続く……。

……

空なる生を苦痛もてあがなひ
地球に人は悩みつつ生く……。

(ああ誰か、人間に教ふるものなきか。
その愚かしき生をやめよと、
子を産むことを止めよと。)

空なる苦痛を続けるために

なげきつつ、悲しみつつ、悶えつつ、

地球に人は悩みつつ生く……。

(12) 石崎政一郎・山口俊夫(聞き手)「対談／石崎先生に聞く」立教法学九号(一九六七・二)一七八―一七九頁。

(13) 同前「対談」一七九頁。

(14) 大正・昭和期の労働衛生学者で、わが国における「労働科学」の創始者とされる。詳しくは、三浦豊彦『暉峻義等…労働科学を創った男』(リポポート・一九九一)を参照。

(15) なお蓼沼・前掲「労働法の対象」一八九頁および一九六一―一九七頁は、いまだ労働者団結が禁圧されている段階での労働者保護は工場監督制度のもと、労働組合の放任を前提とした労働条件の集団的・画一的決定は例外的に考慮されていたにすぎないとのべている。

(16) ただし同稿(一)三六(五九〇)頁―三七(五九二)頁注(1)は「支那事変以来生産力の拡充に因る労働力の不足は女子労働者が産業労働の各局面に著るしい進出を示し」ているとしている。

(17) 冒頭「女子が男子と生理的にも精神的にも感情的にも智能的にも更にその社会的職能に於ても異なる」云々(一・三二―五八六)頁とのべていることは、石崎における歴史の限界性を示しているといえよう。

(18) 石崎「我が国に於ける女子労働の法的規制」(一)法学九卷六号(一九四〇)三三二頁。

(19) 石崎には、戦後も「女子労働力の構成と労働条件の実態」(木村慎一・作間忠雄との共筆)東北法学会誌二号(一九五二)、「女子労働と労働組合——女子労働法の研究のために——」法学一五卷三号(木村慎一との共筆)、「女子労働者の生活実態」(同前)日本労働法学会誌二号(一九五二)などの業績がある。そして戦前・戦後を通じて、石崎は女性労働を論じるに際し、当時一般的に用いられていた「婦人労働」という文言を一切使用していないのは、それが法令用語ではないからであろうか。なお同「婦人労働」労働法講座第五卷『労働基準法』(有斐閣・一九五八)一二七七頁以下でも、表題と

- は異なり、本文では「女子」と表記されている。
- (20) 講演録であり、雑誌連載稿の書籍化であり、書き下ろしであり、同様の企画・作業は、これら以外にも、たとえば我妻栄を始めとする東京帝大の教官ら(同〔編〕『第七十四帝國議會新法令の解説』〔有斐閣・一九三九〕、『第七十六帝國議會新法令の解説』〔同・一九四二〕、『第七十九・八十帝國議會新法令の解説』〔同・一九四二〕)により、また末川博を中心とした大阪商大の教授陣(末川博ほか『総動員法体制』〔有斐閣・一九四〇〕)および同『国防経済法体制・国家総動員法を中心として』〔同・一九四二〕)によっても、なされていた。
- (21) 白羽・前掲『現代契約法の理論』九四頁以下を参照。
- (22) 石崎には戦後、「ある最近の労働協約法——フランスの新立法」法学一五卷一号(一九五二)、「フランスの労働協約——その理論について」比較法研究四号(一九五二)および「労働協約と附合契約との関係について——フランス法の考察——」末川〔博〕先生還暦記念『労働法経済法の諸問題』〔有斐閣・一九五三〕一二七頁以下などの論稿があり、これらを集大成したものととして、小著ながらも『フランスの労働協約法』(勁草書房・一九五五)があると考えることができよう。
- (23) 詳しくは、福岡敏矩『学徒動員・学徒出陣・制度と背景』(第一法規・一九八〇)を参照。東北大学では、後述するように一九四五年七月一〇日の空襲により、学籍簿などが焼失し、記録が残っていないものと思われるが、東京大学の場合には、同史料室〔編〕『東京大学の学徒動員・学徒出陣』(東京大学出版会・一九九八)により、知ることができる。
- (24) 『東北大学百年史』(八)資料一(東北大学研究教育振興財団・二〇〇四)一七五—一八七頁には、従来の学生組織に代わって結成され、学徒動員の単位でもあった「報国会」の「規定」(昭和一六年三月四日制定・四月一日施行)、同(同年八月一日施行)、「報国隊学徒動員実施要綱」(昭和一九年)が収録されている。なお当時、津曲には「学徒動員令・女子挺身動員令並に各庁職員動員令の解説」という副題の付された「勤労動員態勢の強化」なる論稿(法律時報一六卷九号)がある。
- (25) 以下に引用するのは、東北大学『東北大学五十年史』(同・一九六〇)一〇六四—一〇六五頁に「抜書き」紹介されているものである。ただし引用に際しては、総長・熊谷岱蔵(医学部)と『三太郎の日記』で著名な阿部次郎(哲学)によるものについては、省略し、法律学科目担当者のみとした。
- (26) 外尾健一「石崎政一 名誉会員の御逝去を悼む」日本労働法学会誌四〇号(一九七二)一八三頁は、石崎の人柄について「先生は、温和な、傍にいて温かみを感じさせるような人であった。実際の広い方であったが、とりわけ若い人

と話をするのを好まれた。そしてどんな話でも楽しげにお聞きになり、相手を批判したり、自説を捺しつけたりはなさらなかった。……先生は知識欲の極めて旺盛な方であった。晩年になって足が不自由になられても、研究会と名のつくものであればどこへも出席された。御自分が積極的に発言されるわけではないが、議論をよく聞いておられた。……先生にとっては、勉強それ自体が生甲斐であり、楽しみであった」とのべている。

(27) 文部省が全国の各学校に「学校報国隊」の設立を指令したのは、一九四一(昭和一六)年八月であった。

(28) このような戦時下の勤労働員に携わった石崎は、これに関わる文書類を「石崎政一郎文書(法文学部勤労働員関係文書)」として、東北大学図書館に残した。すなわちこれらは大きく、(一)東北帝大報国隊第四大隊(法文学部)で、石崎が収受したものと、(二)勤員先の伊勢崎で事務にあたり執務処が収受した文書の二つの区分からなる、五二点(段ボール箱一箱分相当)のものである。これらは、石崎退官後、労働法講座担当後継者である外尾健一に託され、外尾自身の東北大学定年退官前年の一九八七(昭和六二)年三月に同人より、大学図書館に受贈されたものであるという。前掲『東北大学百年史』(八)資料一・一八八―一九五頁に収録されている「伊勢崎隊勤労働員報告」(昭和二〇年三月)および「勤労働者の所感」(小島俊吉記・同月三日)の二つの資料は、いずれも、右「石崎文書」から抽出されたものである。とくに後者は、当時の勤労働者が勤員をどのように捉え、対応していったのか率直に記されており、興味深い。

(29) おそらく、そのうちの一人と思われる高橋富雄(一九二一―東北大学名誉教授・文学科卒・当時大学院特研究生(日本史)の「戦争時代の学園生活」前掲『法文学部略史』所収一六八頁以下、一七二―一七三頁には、キリスト者であった石崎が飾らない性格の持ち主で、わけ隔てなく人々に接することから、勤労働員に際して、とくに気苦勞することがなかったとの回顧談をのべている。

(30) 山島正男(一九二五―民法(家族法)・北海道大学名誉教授)による「終戦のあと・さき」同前書一七六―一七九頁。また宇津木悦子「伊勢崎勤員記」宙一三号(二〇〇三)掲載(東北大学出版会創立一〇周年記念誌『宙(OH ZORA)』[同・二〇〇六]二二六―二二七頁)にも、その様子が記されているが、山島・同前稿に記されていないこととしては、工場の食事に不足はなかったが、物足りなかったのが、アルミの弁当箱や金盞で豆を煎り、食欲をみたしたことや、女子寮全員が大量発生した虱に襲われ、工場のボイラーで殺虫消毒したが、色物の色が落ちて迷彩服のようになってしまったことなどが綴られている。さらに戦争は喜んで五年間在仙した仏文学者の桑原武夫(一九〇四―一九八八)による「敗戦前後」新潮一九五四・九回『桑原武夫集』第四巻・一九五四―一九五六(岩波書店・一九八〇)一九九頁以下に

も、伊勢崎への勤労働員の様子がのべられている。それは自ずと学生と異なる「教師」の立場からのそれであり、たとえば学生が勤務している間、「中隊長」である自分は部屋で座っていたればよかったので、楽であったとか、工場に設けられた防空壕が形ばかりのもので爆音が近づくなか、学生を退避させ、冷静に、といっている自身の「歯がガチガチしている」のに気付き、体裁悪く感じたとか、さらには負傷して手に包帯を巻いた女子学生の様子に「何とも心ひかれた」などのエピソードが率直に語られている。さらに近時刊行された原田夏子・原田隆吉『回想東北帝国大学―戦中戦後の文科の学生』の記⁽¹⁾(東北大学出版会・二〇〇七)には、昭和一八年に入學した文科女子学生の眼を通して見た、東北大学の様子が語られており、その当時を知るには、有用かもしれない(ただし法学科に関連する記述は、わずかである)。

五 敗戦前後の時期における津曲と石崎の対応

以上言及してきたように戦争が苛烈化し、戦力ないし労働力として学生も動員させられるような状態にいたり、そして結局は日本が連合国のポツダム宣言を受諾することを通告し、昭和天皇自ら国民に終戦を伝えた日の前後の時期を、津曲および石崎はどのように対応していったのであろうか。

1 津曲『勤労法における指導理念』の提唱

(1) 皇国勤労法の体系

津曲はその奥付によれば、一九四五(昭和二〇)年八月二五日の丁度一月前の七月一五日に『勤労法の指導理念』(産業図書)なる本文一七四頁の小さな本を刊行した。⁽¹⁾

津曲いわく、「勤労法」とは従来わが国では第一次世界大戦後 Arbeitsrecht (独)、droit du travail (仏)、labour law または labour legislation (英) の訳語としての普及していた「労働法」に相当するものである。⁽²⁾しかし津曲に

いわせれば「その一般的にあたえる語呂の感じが、どうしても、勤労法という文言のように、皇国臣民の仕奉の行としての感じが、積極的に且直接的に出て来ない」⁽³⁾がゆえに、あえてそのように呼称すると説明している。すなわち津曲によれば「勤労とは『皇国臣民が其の職分に応じて皇国に対して仕奉する行』⁽⁴⁾である。」同書は、この「勤労法の指導理念を反省して見ることを目的としているものである」⁽⁵⁾。津曲がこのような書物を執筆・刊行するにいたった動機には、「はしがき」の冒頭(一頁)に記された「大東亜戦争は、今や激しい決戦の連続に突入している。一機でも多くの航空機と、一艘でも多くの艦艇の増産の必要が、今日ほど、切実緊迫の度を以って、要請されている時はない」という戦局に対する危機感がある。しかしこのような状況にもかかわらず、他方では勤労Ⅱ労働に関わる立法は民法典や商法典などとは異なり、「極めてバラバラの法令であって、統一的な法典として整理されていない」(同四頁)。そこで「このバラバラの勤労法令は総括統一される必要」を満たすべき、統一的な指導原理を構築しなければならないとの思いが津曲にあったと思われる。

そして津曲は、今日はもちろん、当時でも一般的であった「労働法」ではない「勤労法」の呼称とともに、つぎのような体系的な構想を抱いていた。そこには、今日では社会保障法に属すべき事柄も含まれているが、それは労働法と社会保障法とが未分化であった当時の立法・学問水準が直接的に投影されたものであることに結果するものであることは、いうまでもなからう。その「指導理念」や概要については、本書の第五章で説明されている。同書のなかで、この部分が同書の約二分の一を占める紙幅(一〇五―一七一頁)が割り当てられている。ここではナチス・ドイツの立法例が参考例として、しばしば言及されている。

皇国勤労法の体系(津曲試案)

第一章 皇国勤労法の意義と本質

第二章 勤労修練

第三章 勤労秩序形成法

第四章 経営体における勤労秩序形成法

第五章 経営体に於ける実質的勤労秩序法

一. 勤労時間法 ①基準勤労時間 ②休息法 ③有給休暇法

二. 勤労年齢法

三. 女子及び母性勤労法

四. 工場事業場の設備施設、機械器具、材料等に関する安全保健法

五. 疾病勤労法

第六章 人格保障費(生活保障費)法

一. 給与法 ①基本給与法、②手当法、③賞与(利益参与)法

二. 住宅供与法

三. 国家保険法

(1) 疾病保険／(2) 傷害(災害又は事故保険)／(3) 養老廃疾者保険(寡婦孤児保険を含む)／

(4) 失業保険

四. 扶助(及救護)法

(1) 扶助／(2) 救護及び保護

第七章 行政指導及び監督並びに勤労審判委員会、勤労表彰及び懲戒

(1) 行政指導及び監督 / (2) 勤労審判委員会 / (3) 勤労表彰及び懲戒

第八章 勤労裁判所制度

第九章 罰則

第一〇章 本法の適用範囲

附則 施行並びに既存の法令の改廃規制

なお、津曲はすでに自らその基本的立場を放擲した旧著『労働法原理』の終章である第九章を「労働法の体系」に関する記述にあて、そこでは当時編纂中であつたが、結局は現実に立法化されることなく終わった労働法案——浜口雄幸内閣が一九三一（昭和六）年二月、第五九議會に提出した労働組合法案——について「公私両法の対立を無視した、法素材の単純な集合に過ぎない」（五〇〇頁）と批判していた。津曲によれば、労働法体系のあり方として、一、労働職業法（団結法、職業組合、労働協約、保険） / 二、経営組織法、労働組織（就業規則、経営協定） / 三、労働契約法（一般法、特別労働契約） / 四、労働官庁の全体として、四部門に分かたれると紹介し、他の国々もさほどの相違はないとしていた。これに対し自らの労働法体系について津曲は、つぎのような構想を提示していた（五〇二—五〇三頁）。すなわち全体を、まず（一）労働契約法（二）失業労働法（三）労働者保護法（四）労働組織法（五）労働争議法（六）国際労働法の六部門に分かつ。ついで（一）ないし（三）を「主として国家の他力的救済の色彩の濃厚な法形態」である第一篇とし、「従属労働関係の具体的法形態」を（二）で扱い、それに派生する失業者問題を（二）でのべ、そして（三）は「国家に依る労働者保護法」を扱う。また社会保

険も、ここでとりあげる。これに対し第二篇では、労働組織(団結・労働協定(経営協議・労働協約・就業規則等))と争議法(罷業並びに他の争議行為、調停・仲裁等)を扱う。ここでは「主として法形態の止揚の過程である」と説明する。そして第三篇として、「法形態の国際的止揚」である国際労働関係を考察して、労働法全編の体系の結末とするとしていた。

以上のような、陽の目を見ることなく終った⁽⁶⁾、若き日の労働法体系構成はもちろん、「法素材の単純な集合に過ぎない」と昂然と評した、ワイマール・ドイツをはじめとする諸外国のそれらとくらべてみても、津曲が今回提起した皇国勤労法の体系には、対抗的労使関係の権利義務関係を映す姿は見られない。とりわけかつて『労働法原理』が予告した労働法体系の弁証法的なダイナミズムは、その片鱗もみられない。ここでは、国家的な管理・統治の単なる対象でしかない勤労者(労働者)の姿しかみえないように思われる。

(2) 『勤労法の指導理念』の概要と津曲における理念の持続

本稿の関心は津曲の労働法の体系構想ではなく、むしろそのいうところの「勤労法の指導理念」がいかなるものであったのかという点にある。そこでつぎに、このことを検討してみたいと思う。なお同書全体の目次構成は、つぎのようになっている。

はしがき

第一章 戦力増強と勤労法制定の必要

第二章 勤労法の指導理念に関する五つの思潮

第三章 勤勞の意義と本質

第四章 勤勞法の意義と法性格

第一節 勤勞法の名称と意義

第二節 勤勞法の法性格

第五章 勤勞に関する現行法と勤勞法の体系並に各部門に於ける指導理念

第一節 勤勞に関する現行法

第二節 統一勤勞法の体系

第三節 勤勞法の各部門に於ける指導理念

- 第一項 勤勞修練法の指導理念／第二項 勤勞秩序形成法の指導理念／第三項 勤勞配属(勤勞動員)法の指導理念／第四項 実質的勤勞秩序法の指導理念／第五項 人格保障費(生活保障費)法の指導理念／
- 第六項 行政指導及監査並に勤勞審理委員会、勤勞表彰及懲戒法の指導理念／第七項 勤勞裁判所制度並
- 罰則の指導理念／第八項 勤勞法の範圍

むすび

津曲がいうところの、勤勞をいかに捉えているのかという点については、第三章「勤勞の意義と本質」でのべられている。すなわち津曲は同章の冒頭で、その指導理念を語る前提としての「勤勞」について「皇国臣民が其の職分に応じて皇国に対して仕奉する経営体に於ける行である」(大字・ゴシック体は原文、以下同じ)と、その概念規定をして、これをさらに分節しながら、その内容を語っている(ただし、それは同じ趣旨のことをくどいほどに

繰り返すものとなっている)。

まず上記文章の述部にあたる「行」とは「皇国臣民の行為」をさし、「大自然の根源たる大生命力の生成発展、即ち『産む』過程に仕奉する人間の目的意識的な行動である。換言すれば、人間が勤勞によって大自然の生命力の『産む』過程の法則を認識して、自然の生命力に随順することである」(三二二頁)と説明している。津曲は、人間が自然法則を発見し、自然を支配する生産技術を発展させたとの欧米的な人を中心にした考え方を「かなり傲慢な考方である」(三三三頁)として排し、「大自然に帰依すること」(三四頁)こそ重要であるとす。津曲は、このことを親鸞の『歎異抄』を引証するとともに、その年の新しい穀物を神に供えて、それを食べ、収穫を祝う新嘗祭に表象的に啓示されているとする(三五頁)。このような一方で浄土真宗開祖の法語集をあげながら、他方で神道における祭儀を引証するという神仏混交ともいべき発想という点では、確かに日本の精神によるものといえるかもしれない。そして「勤勞とは単に消極的に無為にして原始的な生活をするのではなく目的を意識した行動である」(三六頁)。ここにいう「目的とは大宇宙の大生命力の目的なのであり、この大宇宙の大生命力は『皇国』と成りまし、現人神であらせられる『上御一人』と成りましたのである。それ故に皇国臣民の勤勞は『国家目的』を意識した行動なのである。従って目的意識的行動とは、臣民の個々の営利目的とか、感能的享樂目的とか、さういう限定的な目的を意識した行動」ではない(同前頁)。なおドイツでも、勤勞を「経営協同体を通じて民族協同体に奉仕することであると言っているが」、有機体とか組織体とか論理的のべられている(三八頁)。これに対しわが国では、そのような「言挙げする必要なく、『古事記』の啓示を」全ての皇国臣民がみんな体得している」(三九頁)。津曲は「しかも国家目的を意識することすら、国家の大慈悲の賜であり、勤勞を通しての外には、大生命力の発頭に仕奉出来ないのであるから、結果に於ては……勤勞すればする程、国家の有難さが解り、感謝の生活が送

られるのである」(四〇頁)とのべている。

つぎに津曲は、勤労法が対象とする人の行為がなされる「経営体における行」——兵役勤務や囚人労働をのぞく——についてのべる。その前段(四三―五五頁)は、自由経済のもとでの経営のあり方と統制経済下でのそれとを対比しての相違や、多数の労働者が経営内で勤務する際の「秩序形成」の形式側面——就業規則か労働協約か——、労働時間規制や職場内の労働安全規則などの「具体的秩序に対する法の問題」との区別、そして物の所有・支配から派生する労働者の従属的關係から経営体における社会的自律法へという法的根拠の変遷などについて、ドイツの学説状況や歴史的経緯などに言及する。ところが後段(五六―六三頁)になると、内容が一変する。すなわち「古事記」の世界から「天之御中主神」^{あめののみかみ}、「高御産巢日神」^{たかむすびのかみ}、「神産巢日神」^{かむすびのかみ}という「三位一体の造化の三神」——なお「三位一体」というのは、本来は父と子と聖霊が一体(唯一の神)であるとのキリスト教々理をさす言葉ではないのかとの素朴な疑問も生じるが——を呼び出し、「皇国は造化の三神の働きによる神ながらの国であり、天地創造と国の創めとは一(つ)であって、国家以前の生活は存在しない」(五六頁)とする一方、欧米の哲学思想を「活動力のない、死んだ形式的概念の範疇のものに過ぎない」(五六―五七頁)と断じて、これと対照させて「我
国固有の考方」から「経営体」のあり方を次のように論じる(五七―五八頁、振り仮名引用者)。

「経営体も亦『結び』なのである。それは勤労者と物的生産手段の『むすび』、並に勤労者と勤労者との『結び』なのであって、かかる『結び』の働きに因って生産が行われる。全てを主宰統一ましますのは現御神^{あまみかみ}でまします国である。それは個々の企業者でもなければ、所有者でもない。しかし幽なるものを顕にするのは、企業者並に勤労者の国家に対する責任遂行である。……生産は物と勤労との『結び』によって遂行されるが、勤労は働

き掛ける陽であり、物は働きをうけ入れる陰である。高御産巢日神たかみむすびのなみが陽であれば、神産巢日神かみむすびのなみは陰であるのに相応する。生産は勤労の積極的働き掛けがなければ達成されない。かかる勤労は経営体に於ける取締役員並に一般勤労者の帰一の原理による勤労秩序によって規制される。「結び」の原理は「帰一」の原理でもある。それは所有に淵源する従属関係ではない。営利技術による人身的支配でもない。国家への「帰一」原理である。取締役員も一般勤労者も、此の「結び」の原理によって帰一する勤労者なのである。…経営体はかかる国家性を持つ帰一体として存立してこそ、始めて皇国の「むすび」の原理に貫行されたものと言うことが出来る。企業の国家性も、かかる経営帰一体によって明徴される」。

そして津曲は勤労が国民(皇国臣民)が「其の職分に応じて」仕奉することを本質とすると主張する。すなわち、これは「職業として」という意味ではなく、「皇国臣民がその責任を自覚してそれを果すことである」という。さらに「職分とは労働要具、労働対象及び労働方法に対する人間の技術的諸関係から発生する人と人との『むすび』の関係を、責任の面から抱えた概念なのである」(六五頁)と説明している。これは「契約の履行でもなく、協定の実行でもない。帰一の原理に基く全体と個との関係から生ずる」(六六頁)のだけという。それでは、経営内における位階関係はいかに説明するのか。津曲によれば、取締役から小使・給仕にいたるまで、いずれも経営体に帰一し、そして経営体は国家に帰一する。そのことにより「勤労者は経営体に於けるそれぞれの階位に於て、全体に帰一するのである」(六七頁)と説明している。このような「その職分に応じて」勤務することが国家へと連なるということが現実的には、契約によらない労働である国民徴用や軍需会社における勤労秩序を正当化すべき論理であったことが理解できよう。津曲は、ここでもドイツ法理を引用しながら、わが国勤労法理の異質性を対照

化している。

最後に、津曲は勤労がその職分に応じて皇国に仕奉する経営体に於ける行であることを示している。それは労働契約に基く義務の履行であると解するドイツとは異なり、「皇国臣民が皇国に対して仕奉する行なのであって……権利義務関係という相対的のものではない」(七一頁)とする。⁽⁷⁾すなわち「経営内には階序があるけれども、経営長も上長勤務者も部下勤務者も、何れも皇国臣民の道を皇国に対して仕奉するものであって、それは労働契約の履行ではない。皇国に帰一し奉ることが仕奉なのである」(七四頁)。それでは、このように繰り返される「仕奉する」とは何か。それは「勤労者が皇国に対して、忠誠を尽すことである」(七六頁)という。そして津曲によれば、わが国の「忠誠」とはドイツの「忠実義務」*Treupflicht*——ただしナチス時代の法学の前後で、その内容が異なる——とは、別のものであるという。すなわち「勤労法に於ける忠誠の原理は、皇国臣民が皇国に対して仕奉する責任であつて、雇主たる企業者及事業主若は経営長に対する義務ではないのである。経営長も上長勤務者も部下勤務者も、何れも皇国に帰一すべき忠誠を尽すことを、その本分とする」(七九頁)。

このように津曲は本書では、同じことを類似する文言で何度も繰り返して、説明している。すなわち本書は津曲最初の著書以来なじみのある、ワイマール時代の労働法学者のみならず、ナチス支配のもとでのドイツ労働法学者の名前を数多く引用しながら、彼の国の法制や法理論を紹介しながら、論じられている。しかし、そこには津曲の^{ペクンティック}術学的な特徴が示され、学術論稿の体裁がとられていても、内容的には空疎な同一文句が何度もリフレインされているにすぎないように思われる。

なお、このような、いわば苦しいときの神頼みかどうかは知らぬが、津曲による『古事記』の神々までをも動員しての主張は、一九四五(昭和二〇)年の戦争末期の、敗戦間近になってからのものではないことを今一度確認し

ておきたい。すなわち津曲は先に刊行された『日本統制経済法』第二篇「総論」第五章「統制経済法の指導理念」の末尾に付された(注) 1において、すでにつきぎのような構想をのべていたのである(カッコ内の記述―原文、文中の振り仮名―引用者)。

「私は本章で、古事記に見える大國おおくにぬしのかみ主神の國開き(國家の生産力拡充)、特に「すくなさま」の思想――國家の生産力を拡充するためには、大黒様のやうに大きな袋(苦)を、喜んで、背負ひ込む心構がなにより先行条件であり、そして須勢理すせり毘売ひめ(學問・芸術・武技・その他の労働技術を表象する女神)を最愛の妻とし、八上やがみ比売ひめ(家庭)や沼河ぬなかわ比売ひめ(恋愛)を第二次のものとする覚悟を要し、その上に、更に、一寸法師の少名すくなび毘古那神ひこなのかみ(名もなく、金もなく、権力もないすくなさま)と共同に事業を営むのでなければ、到底、國開き(大東亞共栄圏建設)は出来ない、営利本位の資本の仕組を以つては、南方開發は出来ないと云う我先祖の遺訓(古事記・日本書紀・祝詞・古語拾遺・伊予風土記・出雲風土記・播磨風土記・伊豆國風土記逸文等による少彦命すくなひこのみことの神話)――を反省して見たかったが、それは他日、『国典に現われた我国の労働観』として発表したいと思う。」

津曲は企業を經營協同体と理解し、それを「古事記」等に見られる神話に託して「反省」するのべていた。本書は、この『国典に現われた我国の労働観』なる構想を具体化したものと考えられる。さらにこのような津曲の考えに発想の原型は、初めて統制経済法を体系的に論じることを試みた「法学志林」誌に発表した「経済法規違反行為の効力」(八)(九)四三卷三号一頁以下、四号一二頁以下の第二章本論第二節「企業組成法規違反行為の効力」第一款「企業組成法規」第四項「労務並所有の企業編入」第一目「労務の企業編入の法的考察」のなかにすでに現

(表) われていたことを確認しておきたい。そこでは、労働法を民法上の権利ではなく、「上一人」に結びつく「忠実」義務として位置づける人格法とされていたことは、すでに見た(本稿六四―六六頁)とおりである。

(3) 政府「勤労根本法」制定の動きと津曲「勤労法の指導理念」

津曲は右に紹介したように、労働者は国家に直接的に連なることにより、皇国臣民としての人格性を実現できるとした⁹⁾。その背後には、このような主張がなされねばならぬほどに、大日本帝国の戦争遂行能力が危険にさらされる、国民の徴用逃れなどが事実上多くみられたことへの危機感を反映していたのかもしれない。この『勤労法の指導理念』という著書は内容的には先述したように、少なくとも国防国家体制が確立された一九三八(昭和一三)年以降、津曲の志向(思考)の延長線上に位置づけられるものであった。しかし同書はさらに、当時政府が立法化を目論んでいた「勤労根本法」制定の動きにも対応するものでもあったと考えられることに注目したい¹⁰⁾。すなわち一九四三年二月四日、小泉親彦厚相(一八八四―一九四五・予備役陸軍軍医中將)は衆議院予算委員会の席上、生産増強策の一環として皇国勤労観の確立を図るため、近く民間の権威者を集め勤労根本法ともいべき法律を上程することを考慮中であると声明した(産業経済新聞昭和一八年二月五日)「勤労根本法制定 近く具体化 厚相言明」。そして同月二四日の同決算委員会では、小泉厚相は同法の理念をつぎのようにならべていた(大阪朝日新聞昭和一八年二月二四日)「仕え奉る喜び、厚相皇国勤労観を闡明」¹¹⁾。

「……労働という文字は労と資が対立であり、あるいは労働を物としての経済価値をとりあげている、そして雇傭の関係においてはこれを物として扱う風が過去にある、また従来の思想としてはこの理念の中には労働という

ことは苦しきをもっているものであるというようなヨーロッパの語源的な意味もある、しかし時局の推移に応じて経済新体制が確立せられるに伴って労も資もないという産業報国会が生れて来、これに呼応して皇国本来の勤労観念というものがここに確立されて来た、これは……国民すべて自分の務に働く、その勤労ということが国民としてのお上へ仕え奉る喜びである、しかもそこには大きな榮譽というものが存在しなければならぬ、他の国とは違う、もつと深い深い日本肇国以来の大精神に基づいている……」

そして同年五月(日付不明)には、同法制定準備委員会設置について、「閣議説明」がなされ、同月二十八日「関係各省官吏、学者、民間有識者等三十名」の委員(具体的氏名は不明)が「厚生大臣ヨリ委託サレル」こととなつた。さらに同年九月には、「大日本産業報国会」より、傘下の東京など六「地方勤労協議会」から勤労根本法制定に関する意見(同年六月一〇日付同会長からの諮問)が答申された。⁽¹⁴⁾先に言及した(本稿二・三〇頁)ことであるが、津曲自筆年譜によれば、「昭和一八年九月 厚生省専門委員を依頼せらる」(法学二七卷二号(一九六三)一八七頁)と記されている。それは、この根本勤労法制定に係わるものであったのではないかと思われる。なぜならば津曲の「専門委員」就任と『勤労法の指導理念』を執筆していたと思われる期間が、両者それぞれ、時期的に符合している。ただし「勤労根本法」なる立法構想は結局、制定化されることなく終わったものと思われる。しかしたとえそうであったとしても、このような立法化に向けた動向の存在を確認したとき、とくに小泉厚相の発言と『勤労法の指導理念』とをみくらべてみれば、津曲の著書は、確かに小泉厚相のいう「仕え奉る喜び」を敷衍化し、具体的に説明しようとしたものであったと理解すべきであろう。

2 敗戦前後における津曲と石崎の対応

(1) 仙台空襲と敗戦

一九四五(昭和二〇)年、日本本土への空襲が激しくなるにつれて東北大学でも疎開の実施が検討・計画され、とくに研究室の個人蔵書の扱いが急務となった。そこで宮城県栗原郡文字村の村長宅の蔵に蔵書が運ばれることになった。その指揮をとったのが高柳真三と桑原武夫であった。⁽¹⁵⁾そして交通事情の悪いなか、ようやく一八七個(桑原)ないし二〇〇個近い(高柳)荷物の搬入を終えた七月九日の深夜(一〇日)午前零時頃から二時ごろまでのあいだ、仙台の町がテニアン西飛行場を出撃したアメリカ軍(第二〇航空軍所属第五八爆撃飛行団)のB二九長距離爆撃機約一二三機による二五波——二、三機ないし五機編隊が爆撃し、その数分後に別の編隊が爆撃を繰り返す——にわたる空襲により、甚大な被害を受けた。それは丁度津曲の『勤労法の指導理念』が刊行された前後の時期に相当するのではないかと思われる。

焼夷弾一万〇九六一発と高性能爆弾八個により、城下町特有の狭い路地と木造建築が密集する仙台市内の中心部は焦土と化した。死者一〇六六名、重傷者二七八名、軽傷者一四二九名、被災人口五万七三二一人(人口の二六%)、被災戸数二万一九三三戸(全戸数の四割に当たる)、被災面積五平方キロ(市街地の一七%)という規模であった。⁽¹⁶⁾そのなかで東北大学の被害は少ないものであったという。しかし法文学部では、片平丁にあった、旧制第二高等学校から継承したそれらをもふくむ、木造校舎のほとんどを消失した。⁽¹⁷⁾その際とくに「学部事務室」金庫に保管されていた第一回からの卒業生成績原簿が焼失してしまったという。「第二研究室(福井・土居両研究室)」と「第一講義室」の屋根なども相当の被害をうけたが、「第一研究室」は被害を免れた。同学部教官のなかでは、木

村亀二、高橋里美、小町谷操三および柳瀬良幹などとともに石崎も被災したようだ(ただし、その内容・程度は不明)⁽¹⁸⁾。こうして仙台も、八月二十五日を迎えた。そして一九四五(昭和二〇)年八月十四日、日本はポツダム宣言を受諾し、翌月九月二日、戦艦ミズーリ号の艦上にて、降伏文書に署名したのである。

(2) 敗戦直後の二人の対応

津曲と石崎の二人はこのような仙台空襲に続く敗戦という現実をどのようにうけとめ、またいかに対応したのであるうか。八月二十五日の玉音放送のあと、同月三日、占領軍が日本に進駐し、一〇月四日GHQの覚書、一〇日の政治犯釈放、一日マッカーサーの五大改革指令が矢継ぎ早になされた。国内ではインフレの進行するなか、同月二三日には、読売新聞における生産管理闘争が開始され、労働政策については、労働組合法の制定の動きが急速に展開していった。食料をはじめとする物資の極度の不足と交通機関の混乱するなか東北大学では、勤労動員(八月一六日文部省解除通牒)先から復帰したり、陸士(陸軍士官学校)や海兵(海軍兵学校)出身者で編入学が認められた者も加えて一〇月から講義が再開された⁽¹⁹⁾。

このような敗戦直後といってもよからう時期に、津曲は「アメリカの労働組合法」なる論稿を「世界週報」誌二六卷二九・三〇号(二九四五・一一・一〇)に発表している⁽²⁰⁾。何故にアメリカの労働法制を論じるのか。同年末(一二月)には、今日、現行法と区別して「旧労組法」と呼称される、わが国初の集団的労使関係法である労働組合法が制定される。そのことを想定していたのであろうか。津曲は労働組合法においては、いかなる事項が規定されるのか、国により異なるが、一般的には、つぎのようなものが含まれるとして(一)労働組合の目的と形態、(二)その設立、(三)法人格、(四)組合の法的資格と地位、(五)労働協約締結権の確認、(六)争議行為に関わ

る組合および役員の損害賠償責任、そして(七) 国による労働組合の監督という七項目を列挙している。そこで津曲は、アメリカ連邦法における歴史的な変遷と、とくにニュー・ディール期および戦時労働法制について検討している。このような作業は、戦前ついに陽の目をみなかつた労働組合法を現実のものとすることを前にして、極めて有用なものであったのかもしれない。しかし反面、津曲の場合、先にみたような戦時中の言動との関係においては、どのように理解すべきなのであろうか。このことを考えるとき、津曲は冒頭、つぎのようにのべている。

「民主主義的な建前から労働組合法を制定するといふのであれば、労働者の人間性を認容することを前提とする。…労働組合法はかかる人格尊重と労働条件の向上とを目標として立案しなければならないが、…すべての労働立法は、それぞれの国における産業事情と国民性にと制約されるものである。したがって外国における立法の翻訳では日本の事情に適合しないし、そうかといって日本の今日のままの特殊性を強調することは、反動的で進歩がないという非難をまぬがれない」⁽²¹⁾。

わずか四ヶ月前に刊行された著書のなかで、日本の特殊性を賞揚していた同じ人物が自らの発言などまるでなかつたかのごとく、戦後労働立法のあり方について発言していることには、正直いって驚かざるをえない。戦時中、「皇国臣民が其の職分に応じて皇国に対して仕奉る経営体に於ける行」たる勤労の意義を唱道していたことと、敗戦直後の時期に、戦時中の特殊国粹主義的労働理念とは正反対の、労働者人格の尊重と労働条件の向上を目指すべきであるとの立法課題を揚言することとのあいだには、何らの矛盾も感じなかつたのであろうか(おそらく津曲のなかでは、破綻なく連続していたものと思われる)。同人のオポチュニスト的側面を見た思いがする。

ついで津曲は「終戦後の一般労働問題」と「婦人労働問題」の二つの課題について発言している。それは、その奥付によれば翌一九四六(昭和二二)年三月二五日、東北地方を代表する地方紙「河北新報」を刊行する仙台・河北新報社より、中川善之助をはじめ、東北帝大法文学部の教官一五名による共著として刊行された『政治教養読本』(本文二二八頁)の中でなされたものである。すなわち河北新報紙では、一九四五(昭和二〇)年一月二九日より翌一九四六(昭和二二)年二月六日まで「婦人参政講座」と題して法文学部法学・経済両学科の教授らにより分担執筆された記事が六五回に分けて連載されたという。⁽²²⁾同書では、とくに民主主義政治の理解と婦人参政権(の付与)が戦後日本の建設に対し、大きな役割をはたすであろうことが強調されている。同書は、右連載記事をもとめて単行本化したものではないかと推測される。⁽²³⁾そして津曲による両稿のあいだにはさまれて石崎の「労働組合と労働協約」と題する論説が掲載されている。そこで、これらを簡単に紹介してみよう。

ここでも、両者の(記述)対応は対照的である。まず石崎の場合、今日「旧労組法」と呼ばれる、わが国初の労働組合法制定を前にして、その内容にふれながら、労務者——「労働者」ではない。石崎は戦前来、このように呼称している——の生活確保にとって労働組合がなぜ必要なのか、また使用者とのあいだで締結される労働協約がいかなる役割をはたすべきか、つぎのように解説する。「労務者が安定ある生活を営みその生産力を發揮するために労働組合をつくる必要が当然起つてくると云うならば、国家は、労働組合の健全に発達するようにこれを指導助成しなくてはならない。」たとえ労働組合が争議行為を指令しても、それは「産業の平和を確立し労務者全体の文化国民たる地位と資格とを増すことこそその大きな目的なのである。それ故にこそ労働組合は……労働協約を結んで労働争議の発生せぬやうに努めたり、争議が発生しても成るべく……平和的処理方法もちひて争議の解決をはかる⁽²⁴⁾」のだ。すなわち労働組合を戦前のような、反社会的な団体として、治安対策の対象となるべきものと考え

べきではないということであろうか。このように石崎は労働組合、そしてその結成・運営を助成する労働組合法の意義について、読者が理解するように努めている(その内容は今日からみれば、いわば当たり障りのないものであったが)。

これに対し津曲は、日本経済の復興や女性労働者の保護について、より積極的に発言している。すなわちインフレの昂進——津曲は冒頭仙台東一番丁に出現した闇市で売られる商品の価格を例としてあげる——、食糧難そして男女ともに見られる失業という「三位一体の難問が絡み合った姿」をもって出現するだろう労働問題を解決することが緊急の課題であるとする。そして日本の経済、産業の建て直しを図るには、それまでの「封鎖的国民経済として考える」のではなく、世界経済、とくにアメリカ経済のあり方が重要であるとともに、社会政策の実施を要求する。ただしその際に、津曲はつぎのように⁽²⁵⁾いう。

「大衆の支持を単に国体の護持の点だけに求めるのは余りにも政治性が無過ぎる。二千六百有余年の国体の有難さは日本大衆を把握する世界無比の基盤である。」

このような発言に示された津曲の^{メンタリティー}心性は、戦争中のそれと何ら変わらないものであるように思われる。津曲のなかでは、日本の敗戦とその後の連合軍による民主化要請とは矛盾するものではなく、自らの言論活動には戦前・戦時中のそれとむしろ継続性が見られる。意気軒昂といってもよからう。津曲がその言動について寡黙になつていくのは、この後であった。それは、ときあたかも同じくGHQの指示⁽²⁶⁾による法令⁽²⁶⁾に基いて「公職に関する就職禁止、退職に関する審査」と並んで、各教育機関では「教員適格審査」が始められた(一九四六〔昭和二一〕年)⁽²⁷⁾こ

ろであった。大学教員の場合は、各大学の学部を設置された「大学教員適格審査委員会」により第一次の審査がなされた。すなわち文部次官のもとに設置される教育職員適格審査委員会で審査される学長・総長をのぞき、大学教員については「学部自治」のもと、同僚が同僚を審査するという形で進められた。東北大学でも各学部ごとに学部長——当時の法文学部では、前学部長であった広浜嘉雄が過労で倒れ、急遽、高橋里美（哲学）が三度目の職に就いていた——が委員長となって審査委員会が設けられ、同年春から夏にかけて数十回の会合を重ねて、同僚の著書、論文における戦時中の言論内容を審査し、判定するという作業が行なわれていった。すなわち同勅令・別表第一には「一、講義、講演、著述、論文等言論その他の行動によって、左の各号の一に当る者」として「2. 独裁主義又はナチ的あるひはファシストの全体主義を鼓吹した者……6. 右の何れかにもあたらないが、軍国主義あるひは極端な国家主義を鼓吹した者、又は其の様な傾向に迎合して、教育者としての思想的節操を欠くに至った者」、

「二、ナチ政権あるひはファシスト政権又はその機関の顧問、囑託その他これと特別な關係を持ちその政策を行うことに協力した者」などの規定があった。津曲の場合、とくに戦時中、皇国イデオロギーに基づき、古代神話まで引用しながら、日本的な「勤労」の意義を提唱していたことは先に見たとおりである。おそらく追放令に該当する可能性はあったのではないかと思われるが、津曲にとっては幸いなことに追放の対象とはならなかった。⁽²⁸⁾

なお石崎は東北大学法文学部における適格審査委員会設立に先立ち、同審査および委員会設置のあり方について、東京に赴き、同年三月四日（対東京大学法学部長・我妻栄）および三月八日（対文部省学校教育長秘書官）の両日にそれぞれの意見聴取をしている。推測するに、その情報収集により得られたものが東北大学における教職適格審査のあり方の基本方針となったものと思われる。⁽²⁹⁾このように石崎は、戦争末期時の群馬県伊勢崎市にあった中鳥飛行機工場への学徒勤労働員においてのみならず、敗戦直後の「教職追放」という戦時中の同僚の言論内容を調

査し、その追放の是非を判断するという「不愉快な仕事」⁽³⁰⁾にも深く関与・従事したのではないかと考える。

- (1) 先へのべたこと(三三―三三頁)であるが、本書「はしがき」末尾の日付は昭和一八年二月二六日となっており、同「附記」には、昭和一九年一月某日に「校正が完了」と記されている。しかし実際に刊行されるまでには、さらに半年以上の日時が必要であった。
- (2) 津曲・前掲『勤労法』八三―八四頁。
- (3) 同前書八七頁。
- (4) 同前書「はしがき」三頁。なお津曲は「反省」という文言を検討ないし議論という意味で用いていると思われる。
- (5) 同前書「はしがき」二頁。
- (6) 津曲は「上述の体系に基いて拙著『労働法』の論述は第二巻以下に於て完成されるであろう。……「そしてその」全編を通じて従属労働関係の止揚が如何に法的に反映されるかを指摘するであろう。」と予告して、前掲『労働法原理』の本文を結んでいた。
- (7) 津曲・前掲『勤労精神』七二―七三頁は、ナチスの労働関係は忠誠関係とされるが、労働契約の概念を廃棄されていないのに対し、日本の捉え方はより明快であるとし、これを例証するものとして、新旧の国民徴用令を引用している。すなわち旧徴用令二条は「徴用ハ特別ノ事由アル場合ノ外国民職業指導所ノ職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラレザル場合ニ限り之ヲ行フモノトス」していたのに対し、改正令では「徴用は国家ノ要請ニ基キ帝国臣民ヲシテ緊要ナル総動員ニ従事セシムル必要アル場合ニ之ヲ行フモノトス」と改められた。
- (8) 津曲・前掲『日本統制経済法』二四七頁。
- (9) 角田邦重「ファシズム体制下の労働法思想——戦前労働法思想の一断面——」沼田稻次郎教授還暦記念・上巻『現代法と労働法学の課題』(総合労働研究所・一九七四)五二―五三頁以下。
- (10) 同前論文五二九頁(注)29は、本書について「もっとも徹底して農本ファシズム的皇国勤労観」を提唱するものであるが、それは一九四三(昭和一八)年に厚生省が立案を試みた「勤労根本法」と同一の基調にたっていると指摘している。
- (11) ただし、このような発言の内容それ自体は、産業報国会設立以後、いわれた「皇国勤労観」一般を示すものであるが、

とくに新規さや独自性をしめすものではないように思われる。

- (12) それはずきのようなものであった(資料日本現代史七神田文人〔編〕『産業報国運動』〔大月書店・一九八一〕資料161三九六―三九七頁)。

〔既二月二十日生産増強勤勞緊急対策要綱ニ於テ御決定……ニ基キ近ク勤勞法制ヲ根本的ニ刷新整備致スコトニナツテ居リマスガ、其ノ準備ノ為厚生省ニ官民ヨリナル委員会ヲ設ケ度イ〔。〕……法制ノ内容ノ……要ハ皇国本来ノ勤勞観ニ基ク我国独自ノ勤勞根本体制ノ確立ヲ目途トスルモノデアリマス。……勤勞ノ問題ハ国民全体ノ業務ノ再配置ニ迄進ミ単ニ従来ノ所謂労働者層ノ問題デナク国民全体ノ問題トナリ、生産力増強乃至国力ノ増強カラ云ツテ国民皆勤ノ実現ニ必須ノ要請デアリ、而モ最高能率ノ発揚ガ企図セラレバナライ〔。〕……此ノ際皇国本来ノ勤勞観ヲ明敏ニシ其ノ勤勞観ヨリ出タ勤勞関係ヲ確立シ皇国本来ノ勤勞体制ヲ樹立シ以テ国ノ全能力發揮ヲ期セバナライ〔。〕……法ノ内容ハ……コレカラ研究シテ參ルノデアリマスガ、大体皇国勤勞観ニ基ク勤勞関係ノ明確化、勤勞規範ノ整備、勤勞規律及秩序ノ確立、勤勞条件ノ適正化教養訓練、表彰、懲戒制度ノ確立等ガ考ヘラレル〕(句点―引用者)。

- (13) 同前書・資料162「厚生省ノ勤勞根本法制定準備委員会に就テ」三九八頁。

- (14) 同前書・資料163「大日本産業報国会ノ勤勞根本法制定に關する各地方勤勞協議會の意見」三九八―四一七頁に収録。

- (15) 桑原武夫「文字村疎開記」世界四二二号(一九八〇・一二)同『桑原武夫集』一〇・一九七七―一九八〇(若波書店・一九八一)三八八頁以下および高柳眞三「法文学部の戦禍」東北大学学報一一六五号(一九八五)高柳眞三遺文集・追想のために(私家版・一九九二)一一二頁以下を参照。

(16) 仙台空襲の詳細については、仙台「市民の手でつくる戦災の記録」の会〔編〕『仙台空襲』(宝文社・一九七三)を参照。同書には、地図二枚を含む詳しい「資料」も付されている。なお同書七四―七七頁には、「わたしの空襲体験」のひとつとして、民法学(家族法)の中川善之助(光善寺通り在住・四八歳(空襲当時―引用者))による「七月九日の夜」が収録されている。また石澤友孝『七月十日は灰の町…仙台空襲と戦争中のこと』(河北新報出版センター・二〇〇八)は、仙台空襲とともに、一九四一(昭和一六)年二月八日から一九四五(昭和二〇)年八月一五日までの三年八ヶ月のあいだ、仙台市に暮らす人びとと社会の様子を生き生きと描かれている。なお同書の表題は、空襲前に米軍機が空からまいたビラの文言(「仙台よい町森の町、七月十日は灰の町」)からとられた(同書「はじめに」一頁。戦後は「杜の都」と表

記するが、戦前は「森の町」と記された(同前所)。

(17) 前掲『東北大学百年史』四 部局史二〇〇—二〇二頁。

(18) 当日の空襲の経過とそれによる法文学部の被災状況については、その場についてつぶさに目撃せざるをえなかった廣濱・「やっさもっさ」前掲『法文学部略史』四二—四六頁が詳しくのべている。

(19) 前掲『東北大学五十年史』一〇七七—一〇七八頁。なお廣濱・同前掲稿四六—四七頁によれば、関西地方出身者の多くは京都帝大へ、関東地方出身者は東京帝大に転学し、東北地方出身の他大学生の少数が同大へ転入してきたという。

(20) 津曲は「本誌の求めに応じて」同稿を執筆したとのべている(六五八頁)が、より具体的には、それは同誌の編集長であった、旧制七高以来の友人である福岡誠一から依頼・慫慂されたものであると推測する。本稿末尾で津曲は、欧米諸国の労働組合法制の解説を依頼され、当初はアメリカに続いて、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアさらにはロシアの六カ国における法と制度を論じることを意図したが、アメリカ一国についてのべるに止まり、他国について言及できず、そのような課題は「他の機会に譲る」とのべている(一五(六六三)頁)。このように実際の論述が当初の目論見と大きく異なり、中途で終わるのは、すでに本稿で何度も指摘してきたように、津曲の場合は従来から繰り返しまれたことである。

(21) 津曲・前掲「アメリカの労働組合法」一〇(六五八)頁。

(22) 前掲『東北大学百年史』四 部局史二二〇三頁。

(23) その背表紙には、つぎのような意句が記されている。これから、本書刊行の趣旨を容易に読み取ることができよう。

「民主主義政治への教養、本書はそれを身につける一つの導標として書かれた読本である。とくに婦人参政権の実相を把握するために多くを割いた。婦人解放の自覚的運動は、何よりも高い教養を求めなければならない。

◇本書を読む一般社会人のためには、今日と明日の政治に繋がる法制、経済、社会、道徳等あらゆる分野の公民問題に触れて、平明直截なる解説を記述編輯した。

◇終戦以来の日本政治を孤立化するか、国際場裡に立たしめるかは、ポツダム宣言履行の誠実如何にかかっている。政治教養の緊要性はここに存する。」

(24) 前掲『政治教養読本』一六九—一七〇頁。

(25) 同前書一六四頁。一方で、津曲は過剰な人口の解決として、海外移民の実施を図ろうと提案していた。それは、戦前の

満州移民の提唱と、結局は類似した発想といつてよからう。

(26) 連合軍最高司令官総司令部(GHQ)・SCAPの日本政府への教育に関する指令に基づき、「職業軍人、著名ナル軍国主義者若クハ極端ナル国家主義者」などを「教職ヲ去ラシメ爾後教職ニ就クコトヲ禁ジル」ことを目的とした勅令第二六三号「教職員ノ除去、就職禁止及等ノ件」は一九四六年五月七日成立した。

(27) 教職追放については、拙稿前掲「戦時期の吾妻光俊の軌跡」九三―九四頁および同所に引用している文献を参照。

(28) 法文学部では、新明正道(社会学)、奥津彦重(ドイツ文学)、広浜嘉雄および鈴木宗忠(宗教学・ただし名誉教授)が不適格と判定されて追放処置の対象となった。一方、戦時中にその思想ゆえに大学を追われた宇野弘蔵(経済原論・人民戦線事件で逮捕・起訴されたが、無罪となった)、服部英太郎(社会政策・「自発的」な退官をさせられた)および立野保男(会計学・前任教における、いわゆる大阪商大事件に関連して治安維持法違反で逮捕)の復帰が要請され、教授会決議にもとづき、すでに東京大学(社会科学研究所)に職をえていた宇野をのぞき、復帰するにいたった(同前書・上一〇二―三頁、前掲『百年史』四・二〇二―二〇三頁)。なお蛇足ながら、広浜の戦時中の言動については、後日、後藤清のそれを検討するに際して、併せてとりあげたいと思う。

(29) 石崎による三月五日付と同一〇日付の二つの「報告書」は前掲『東北大学百年史』(八)資料一・二〇六―二一五頁に、また同大学「教員適格審査委員会規程」は同書二二七―二八頁に収録されている。同所に、法文学部の審査委員会の構成員についての記述はないけれども、おそらく石崎はその一人となったのではないかと思われる。

(30) 高橋里美「東北大学法文学部在職時代のこと」同『全集』第七卷・小品、随想、その他(福村出版・一九七三)一一六頁。

六 津曲の戦時期の言動についての弁明——戦後への再出発——

「法律文化」誌三卷一〇―一一―一二合併号(一九四八・九)九―一二頁に一〇点に及ぶ労働法学上の課題を示して、それぞれの論点提示の末尾に「むづかしい問題である」「(まことに)(なかなか)厄介な問題である」と繰

り返し記した「労働法の基本問題」なる論稿を発表した翌年(一九四九〔昭和二四〕年)、津曲は同じく「法律文
化」誌四巻一号四一頁以下に「社会法・労働法学の再建」という論説を寄稿している。

そこでは、まずつぎのようなことがのべられていることが注目される。すなわち、労働法は「資本主義社会にお
ける労資の分裂を防止し、資本主義社会の破滅を防戦するための法秩序にすぎ」ず、「労働法の本来の性格は総資
本の合理化の立場から労働条件の維持向上を計ることにあり」、「資本主義社会において共産主義労働法というも
のは存在しうるものではない」(以上、同前稿四二頁)。にもかかわらず、「終戦後のあわただしい日本の社会運動
に幻惑されて、労働法の領域外の問題(労働組合が革命的政治闘争の担い手として活動していることを念頭におい
ている―引用者)を恰も労働法の本質であるかの如く取扱っている傾向が労働法学の研究と銘打っている一部に存
在しないだろうか」「法学としての労働法学と政治運動とを混同してはならない」(同前稿四三頁)――。

津曲がいうように、終戦直後の高揚する労働運動に対し、労働法学のなかにそれに呼応・同調するような動きが
みられたことは、確かであろう。⁽¹⁾津曲は、これに危惧を表明しているということであろうか。⁽²⁾津曲自身は戦前、そ
の著書「労働法原理」の「はしがき」のなかで、同書が著わそうとした課題中、第四番目のそれとして「労働法を
恰も社会主義と同一物である如く説く学者に対し、労働法は社会主義にあらざる所以を強調し、且つ労働法と社会
主義とは全く異なることを闡明することが労働法学者の任務である」ということをあげていた。すなわち津曲は同書
では(社会)科学とイデオロギーとは明確に区別されるべきものであるとの前提にたつて、自らが行なうのは、あ
くまでも資本制社会における労働法の客観的な現状の分析・解明であり、社会主義革命への展望をのべたものでは
ないことをあらかじめ、示していたのかもしれない。⁽³⁾ただし、たとえそうであったとしても、そのような津曲の真
意を理解しえたものは、決して多くはなかったのかもしれない。いずれにせよ、その意味では、戦後の津曲におけ

る労働法(学)に対する姿勢は戦前のそれと共通しているといえなくもなからう。しかし意地の悪い見方をすれば、津曲が学問としての労働法と現実の高揚する労働運動との峻別をあえて主張するのは、戦時中の自らの言動、とくに皇国イデオロギーを称揚し、労働者にとって上御一人の赤子としての「義務」の觀念に基づく忠勤を声高に唱導したことが實際上、いかなる役割をはたすべきものであったのかということに関する、苦い反省に基づくものであったのかもしれない。

このような課題意識から、津曲はこの「社会法・労働法学の再建」という論稿においては、戦前・戦中、そして戦後における労働法(学)と社会法(学)の発展に関する回顧と展望、とくにその歴史的意義をのべている。ここではとくに戦時期の社会・労働法学について、津曲がつぎのように総括していることに注目したい。

まず大正年代から一九三二(昭和六)年の満州事変前後までの時期は、「労働組合の弾圧時代」であったとする。そこでは労働組合法制定の動きがあれども、労働階級の力が弱く実現されず、かえって治安維持法の一翼をなす、労働組合取締法たる労働争議調停法の適用下にある一方、工場法の施行されたことから、第一次世界大戦後に、労働法の研究が台頭してきた。ただしそれは英米独仏の立法ないし法理を紹介する域を脱せず、あるいは「我國の貧弱な実定法の体系づけか註釈の域を出」ないものであった(同前稿四五頁)。末弘や孫田の諸著作のほかに、つぎのような者の名前があげられている。該当する業績などを補充しながら示そう。すなわち商工官僚であった岡実(一八七七―一九三九)の工場法研究(『工場法論』(全)改訂増補(有斐閣・一九一七)⁽⁴⁾)や、吉野作造の実弟であり、やはり商工官僚で、のちに政治家となる吉野信次(一八八八―一九七一・『労働法制講話』(国民大学会・一九二五)。なお、彼ら兄弟を取り上げた、井上ひさしの評伝劇として「あにおとうと」(二〇〇三)がある。

閑話休題)、内務官僚で、同じく後年政治家となったが、南原繁とともに労働組合法案の作定に関与した安井英二

(一八九〇～一九八二・「労働協約法論」(清水書店・一九二五)、野村平爾の指導教授であった早稲田大学の中村万吉(「労働協約の法学的構成」(巖松堂書店・一九二六)、東京商大の山中篤太郎(一九〇一～一九八一・「労働組合法の生成と変転・英国」(同文館・一九二九)、そして菊池、後藤および津曲本人の、それぞれの業績はそのような色彩をもつものであった(同前所)とする。つぎに自主的労働組合の動向が完全に潰えた満州事変(一九三一〔昭和六〕年)後、労働法学は社会学、労働法および経済法の概念研究という「極めて抽象的な面に向けられてきた。」橋本文雄、加古祐二郎の研究(その主要論考は、戦後『近代法の基礎構造』(日本評論社・一九六四)に収録されている)や、菊池の一部の仕事がこれにあたる(以上、同前四六頁)。「労働組合と労働協約の発展しない我が国においては、国家的労働法並に自律的労働法の発展の貧弱さから、労働法学界としてはそうした啓蒙的な役割が抽象的な研究のほか法学としては発展しよがなかった」のである(以上、同前四五―四六頁)。津曲は、このようにのべている。ここまでの記述については、日本社会の歴史的背景・環境のなかで労働法学の有り様を考えたとき、納得しうるものである。

より重視したいのは、「日華事変から太平洋戦争への戦時に這入ると我国の経済体制は戦時経済体制に突入した」(同前四六頁)時期における労働法学の動向である。自らを含めて、津曲はこれについて、戦後になってから、どのように把握していたのであろうか。まず、戦時経済体制について、津曲はつぎのように解説する。すなわち戦時経済は生産活動を持続するために労働階級の協力を求め、また物資不足のために「戦時社会主義経済体制」を採用することになる。しかし労働組合が発達していなかった日本では、「戦時社会主義経済」は形式だけの「カムフラージュ」であって、法令の運用面からみれば「労力への重圧」にすぎなかった。そして資本の面では、個別資本の組織化・社会化が行なわれ、物資の価格統制から配給統制へ、それから生産統制へ、さらに資金統制に及

び、最後には企業体制の変革のカムフラージュまで行なった。⁽⁵⁾一方、労働の面では、当時のわが国には、自主的な労働組合が存在しなかったことから、労働組合による経営管理という社会主義的体制とはならなかった。津曲によれば、「立法政策として企業と経営の分離という面から企業内部の執行機関を含めた意味での全労働組織による経営管理を考えるしかなかったのである」(同前所)⁽⁶⁾。そして、このような具体的社会情勢を反映して、労働法学界もまた、その研究対象を変更せざるをえなかった(同前所)という。本来ならば、両者の「社会化」が実現しなければならぬにもかかわらず、戦前・戦時下の日本では、「労働の社会化」としての労働組合の発展は見られないことから、「資本の集中」「個別資本の組織化」である「資本の社会化」しかなかった以上、結局はこれを重視せざるをえなかった。すなわち「労働の社会化は資本の社会化の反映として採り上げるしかなかった」。峯村の経済法の概念付けへの努力、菊池、後藤および吾妻(『統制経済の法理論』(河出書房・一九四四)、さらに末弘や末川博の統制経済法に関する研究は「そうした資本の社会化を前提として労働法秩序を対象とした」ものであったのであると総括している(同前所)⁽⁷⁾。

このような戦後にいたつてからの津曲の戦時労働統制体制の評価は適切なのかどうか。それまでの局地紛争ではなく、国全体の総力戦体制を構築せざるをえない第一次世界大戦以降の戦時経済体制について、とくに太平洋戦争下のわが国の場合を「擬似社会主義」と捉えることがはたして適切なのか。「形式だけの『カムフラージュ』と表現しているけれども、誰がいかなることを実現するために、何を擬装したのか不明瞭である。たとえそのような理解が可能であったとしても、それはあくまでも津曲個人にとつてのものであり、峯村をはじめとする名前が列挙されている者たちには、また別の感慨があったのではなからうか。その議論は、いわばすべてが終わつてからの、後知恵であり、しかもそこには説得力はなく、成功しているとは到底いえないように思われる。

さらに津曲は続ける。すなわち「私の研究もそうした立場のものであった。表現の文言では古事記を援用しよう
と若しくは如何なる技術を用いたにしても、意図においては反動的なものではなかったのである。」(傍線―引用
者)。では何故に、津曲はこのようなことをいわざるをえなかったのであろうか。津曲が「古事記」云々と発言し
ているのは、前年秋に津曲が「労働法の基本問題」を寄稿した法律文化誌三卷一〇―一一―一二合併号―同号は
「労働法」特集号であった―に、すでに本稿の冒頭で引用した、「加山宗二」という筆名で掲載された論稿「日
本労働法学界…その過去と現在」のなかに、つぎのような記述があった(一五七―一五八頁)からではないかと思
われる。

「かつては厳正な科学的批判精神にもとづいた労働法の根本原理を明らかにした一労働法学者が、何をうるたえ
たか、戦争の末期に、産報〔産業報国会〕の略称―引用者〕のバイブルともいふべき本を書き、勤労法の指導
理念は忠誠の原理であり帰一の原理であると説き、また『勤労とは皇、国、臣、民が其の職分に応じて皇、国に仕奉、する
経営体における行である』と説くのみか、古事記までもかつぎ出して、『むすび』の原理をさん美^{マミ}したことがあ
る……。おそらく、この学者の小心と人のよさとが、このような見苦しいうばいに導いたものと善意に解した
いが、今後は、いたずらに冷い戦争^{ツマ}におびえて、はるかなる展望をあやまるようなことなく、罪ほろほしの気持
ちで、かつてのような正しい理論を労働法学のために建設せられんことを望んでやまない。」

ここでいう「一労働法学者」とはいうまでもなく、本稿の主人公である津曲のことを指し、「かつては厳正な科
学的批判精神にもとづいた労働法の根本原理を明らかにした」「正しい理論」とは前掲『労働法原理』であり、「産

報の「バイブル」とは前掲「勤労法の指導理念」を念頭においていることは容易に理解できる。そして津曲がこのように批判される言動を行なったのも、すでに本稿のなかでも紹介したように、事実であった。しかし津曲の理論的転換は、右引用文にいわれるような太平洋「戦争の末期に」いたり突然に、戦況の悪化を受け「うろたえ」てなされたのではなく、国家総動員法体制の確立以後、自覚的な理論展開の過程のなかで確信的に現われたものであったことも、すでに見たとおりである。このように、すでに論稿を掲載した直後に、別稿を同じ雑誌に掲載したのは、おそらく津曲が自らへの嘲弄的批判に対し反論・弁明を試みたということを意味しよう。しかしそれは、はたして説得的なものであったのであろうか。私には、到底そうとは思えない。

先に紹介した論考のなかで、戦時中の労働法学について、津曲はつぎのようにのべている(同前所)。

「労働の社会化の存在しないところで資本のみが社会化しても、それは労働への圧迫を強化する結果を来すことは事実には違いないので、そういう意味からすれば戦時中の労働法学界は労働組合の自主的發展を前提にしなかつた以上、結果においては一つの誤謬をおかしたと見てよい。それはすべての労働法学者が素直な気持ちで認めなければならぬことであろう。戦後の労働法学界において客観的条件を軽視している者がいると同じように戦時においては主観的条件を軽視して客観的条件に幻惑された嫌いがある。しかし方法論は誤っていない(傍線―引用者)。

このような津曲の理論的総括を目にした同人以外の労働法研究者は、どのように感じたのであろうか。思うに、これは有名な東久邇宮首相の、国家指導層も戦争を積極的に推進した陸軍中枢の軍人も、徴兵により、いわば戦争

に駆り出された兵士も、空襲に逃げ惑った国民も含めて、まとめて日本人全員が「一億総懺悔」しなければならぬ(一九四五年九月五日「施政方針演説」とのべたことと何ら変わらないものではなからうか。あるいは、津曲が、労働法学者は皆素直に誤謬を認めなければならぬというのは、論考を発表しないとの消極的な抵抗をすることで、統制経済法に関する注釈的論文を公刊することにより戦争遂行に協力したのも、さらには『古事記』等の古代神話を持ち出し「勤労法」の理念を提唱した者も「五十歩百歩」の違いにすぎない、つまり過ちをなした点では自分も、ほかの者も皆同じであるということをいいたいのであろうか。しかし歴史家の家永三郎がいうように、当時の「五十歩」と「百歩」とでは、それ自体大きな違いであったと解することもできよう。統制経済体制とそのもとの労働力の確保の実現に関する論考を公刊したとしても、そこには「日本的勤労」を口にしても、理念と過酷な現実との格差を指摘し、労働条件の改善と労働者の保護を希求した者もいれば、より積極的に戦争遂行の実現を願って合理化を試みた者もいたであらうし、あるいは熱烈に国民を鼓舞した者もいたのではないか。それら個々の主張や見解の相違を無視して、労務¹¹経済統制法について発言することによる、戦争遂行に関与したことでは、みな同じではないかとの津曲の言には、承服しえないと解する者は、むしろ多かつたのではないだろうか。それは端的にいえば居直りであり、津曲本人の自らの言動に関する責任回避であるように思われる。

いずれにせよ、津曲の戦後労働法学はこうして始まったのである。⁽¹⁰⁾

(1) そのような例としてはいうまでもなく、私は戦後直後の一九四八(昭和二三)年、「労働立法はプロレタリア革命の胎動にねざす法律現象であり、労働法学はこの胎動に刺激をあたえ、労働立法の発展を促進し、プロレタリア革命を成育さすべき使命をもつ」(同「労働法学」〔評論社・一九四八〕一八頁)と揚言した浅井清信のことを自ずと思わざるをえない。同人については、拙稿「浅井清信の労働法学——二つのアバ(ヴァ)ンに着目して——」獨協法学七八号一頁以下を

参照。なお、このように浅井が、労働法学は労働運動を擁護するにとどまらず、労働者をして社会主義革命へと領導すべきものと捉える発想の背後には、浅井における二重の挫折敗北「体験」を考慮しなければならないのではないかと、前田達男より私信(二〇〇九年九月一〇日付け)を通じて指摘された。思うに浅井は、まず滝川事件に京都帝大法学部助手として際会したが、「学問の自由」を守ることができなかった。そしてこれ以降、日本は日中戦争そして太平洋戦争へと急加速で突き進んでいった。つぎに浅井は戦争末期、主観的には労働者保護の実現・確保を希求していたのかもしれないが、「皇国勤労観」に依拠した論考を発表するという「転向」を体験していた。そして戦後に再転向した浅井は、その「負目」のゆえに、教条的マルクス主義的な法理解を声高に主張したのかも知れない。

(2) 同様の危惧は、吾妻光俊において表明されていた。吾妻の場合、そのことが「法社会史的研究方法」という方法論の提示という形につながっていた。この点については、拙稿「吾妻光俊の戦後労働法学——ある近代主義者の肖像——」獨協法学六九号(二〇〇六)二九頁以下、とくに四三頁以下を参照。

(3) 蛇足ながら、先行する「労働法学第二世代」に厳しい眼差しを向ける同「第三世代」の山口浩一郎が津曲を高く評価するのは、津曲のこのような側面に着目してのことではなからうか。しかし私はその際には、本稿における主要な課題であるが、津曲がその後、とくに戦時中、現実にとどのような議論をしていたのかということ、また価値判断から自由であることは、やはり戦後の津曲の対応が示すように、ときには自らの言動への責任を回避することにも関係するのではないかということを考える必要があると思う。

(4) 以下の、カッコ内の注記は引用者(石井)が付したものである。

(5) ただし、津曲にいわせれば、「それは法令の形式だけのことであって、作文の発表にすぎなかった」(同前・四六頁)。

(6) このような作業を日中戦争勃発、国家総動員法の制定・施行後、津曲は先にみたように、前掲『日本統制経済法』に結実する理論的営為のなかに現実のものとしていったということとは、すでに言及した。

(7) 民商法雑誌二四巻四号(一九四九)二五巻一号(同)に連載された「経営権と労働権」(一)(二)で、津曲は戦後、資本の社会化⇨株式会社のみならず、労働の社会化⇨労働組合をも実現したことを踏まえ、前掲「経済法規違反行為の効力」および前掲『日本統制経済法』に続いて三度、所有と労働との関係を取り上げている。そこでは、所有の生産活動を實現するための労働との結合を雇用契約として規制し、契約の自由の原則に支配させたが、「この所有なき人人の生存を保

障し、所有と労働との関係を一つの社会組織として秩序づけ、かつ社会的分裂を防止するための社会的規範」として登場したのが労働法であり、「そこでは法的人格が中心ではなく、人間が中心となる」(一・五頁)と捉えている。これは津曲における当該テーマに関する戦後の理解といえるのかもしれない。「経営権と労働権との間には、一つの調和点が存在しなければならぬ」(同)として、それを探ることが同稿の課題であるとしている。そしてかつてと同様にドイツ学説の議論を踏まえながら、これまた戦前と同じく「人的・物的・非物質的な三つの要素」からなり、これらを統合するものとして、戦前とは異なり「企業」ではなく「経営」の法的意義——物的要素と人的要素との不可分の統一体であり、財産法的権利と人格的権限を包摂したもの——を論じる。津曲は同稿(二)末尾で、続いて労働権について考察し、最後に経営権と労働権との相互関係と両者の調和点を明らかにする(一八頁)と予告していた。しかしながらも、やはり今回も、その続稿は現われなかった。

(8) 執筆者である「加山宗二」とは、津曲と同じく戦前から労働法学の中心的担い手として活躍していた後藤清であったと推測する。しかし後藤自身、他人のことをこのように冷笑的に評すべき「立場」にいたかどうかは、それ自体検討すべき課題であろう。同人を「後藤清」と考える理由については、拙稿前掲「戦時期の吾妻光俊」四七—四頁(注)62を参照されたい。

(9) 家永「大正・昭和の歴史思想——太平洋戦争前後における歴史思想の変化」日本思想史研究会(編)『日本における歴史思想の展開』(日本思想史研究会紀要I)(一九六五)二八七頁。

(10) 文学や美術、音楽という芸術世界では、それぞれ戦後直後の時期に「戦争責任」の追及やこれに対する反論、さらには批判者自身の戦時中の言動の有り様に関する指摘など活発な議論がなされた。しかし学問分野においては、そのような動きはほとんど見られなかった。ここで、戦後もすでに六〇年も半ばに達する時間が経過した今にいたって、遅ればせながら、労働法学における先学への非難・糾弾をするなどという意図を、私には毛頭ないことを念のために記しておく。ただ歴史的事実として、何があったのか、また何ゆえにそのような事態にいたったのかを検証し、確認することは労働法学の発展にとって必要不可欠な作業であると考えている。私がこのようにのべることに、本文における内容とのあいだに齟齬はないと考えている。なおこれについては、拙稿「労働と法——私の論点／労働法学に歴史研究は不要か」労働法律旬報一七—〇号(二〇〇九)四—五頁および同「現代日本の労働法学における課題／戦後労働法学の個別・具体的な検証が必要なのではないか」同前誌一七一—二二号(二〇一〇)二九—三〇頁を参照。